

現象と秩序

第13号 (2020.10)

論 説

アトピー性皮膚炎における身体境界の「搔破」..... 1
加戸 友佳子

六部堂の歴史的環境..... 17
遠部 慎

認知症者と「音楽の物象化」をめぐる相互行為分析
—「不合理」はどのように合理化されるのか—..... 29
堀田 裕子

<研究ノート>
映画の表現技法におけるモンタージュと鑑賞..... 51
小坂 啓史

資 料

<翻訳と訳者解説>誰が出場し、誰が除外されるのか？
—パラリンピック競技大会における適格な身体とは—..... 63
著者：デイヴィッド E.J. パーデュ& P. デイヴィッド ハウ
訳者：樫田美雄・平澤彩乃

『現象と秩序』投稿規定・執筆要領..... 89
編集後記..... 93

アトピー性皮膚炎における身体境界の「搔破」

加戸 友佳子

神戸大学大学院人間発達環境学研究所

babylonian00@gmail.com

“Scratching” Borders of the Body:

From Studies of Atopic Eczema

KADO Yukako

Kobe University

Keywords: Atopic Eczema (Dermatitis), Itching, Addiction, Skin-Ego, Surface

要旨

本稿では、現代における身体観のもつ問題について、アトピー性皮膚炎の特徴的な症状である搔破行動から再照射した。痒みという苦痛は、痛みに比して苦痛としての評価が低く、研究の対象となることが少なかった。また、我慢すべきものとして、身体の意識的統制の欠如の問題として捉えられてきた。本稿では、まずこの意識的統制を是とする前提が、患者の認識や医療の専門知においていかに現れているかを概観した。そして、このような身体観の再考の材料として、「皮膚-自我」概念や、皮膚認識の歴史的な変化について検討した。そして、さまざまな「境界」を破壊し同時に作り直す行動として搔破行動を捉える視座を提示した。この視座は、物理的・地理的・知的境界の再構築が問われる COVID-19 パンデミックの渦中においても、重要な意味をもつ。

1. はじめに

テレビで流れる痒み止めの CM で、たいてい出演者は「かゆい！」と言いながら身体を思いっきり搔く。それを見ているアトピー性皮膚炎患者の著者は、肌にむずむずした感触をおぼえる。だがこの感触はどうも一般的ではないらしい。そもそも多くの人が目にするテレビ CM において、痒みの表現が、なんの婉曲もなしになされているところに、それはよく現れていると感じる。

本稿では、とくにアトピー性皮膚炎等の皮膚疾患に特徴的に見られる、搔くという行為（搔破行動と呼ばれる）を起点として、身体の対象化をめぐる現代社会が孕む問題のひとつを素描してみたい。

さて、まずアトピー性皮膚炎とは、痒みのある湿疹を特徴とする皮膚疾患である。医学的な診断基準としては、1. 痒痒、2. 特徴的皮疹と分布、3. 慢性・反復性経過の3つを満たすもの、とある（日本皮膚科学会 1994）。基本的に小児の疾患と認識され、ほとんどは成人までに自然寛解するが、難治化した成人患者も増えている。

免疫機構の働きにより皮膚が乾燥し、湿疹や痒みももたらされることがわかっているが、何がその引き金になるかは人によって違う。ゆえに「根本治療」ではなく、皮疹のコントロールを行う、という形の治療となる¹。この「コントロール」に中心的に使用されてきたのが、ステロイド外用薬である。

アトピー性皮膚炎に社会的な注目を集めさせたのは、1990年代に最も盛り上がりを見せた「ステロイド論争」であった。ステロイド外用薬の安全性と妥当性について、医療関係者のみならずマスメディアも巻き込んだ大論争が巻き起こったのである。結果的には、医師側が診療ガイドライン策定により「標準治療」を確定し、啓蒙や教育を進めたことで、ステロイドに対する「誤解を解」くという形で、論争自体は下火になった²。ステロイド論争は患者に、ステロイドを選択するか否かを迷わせるものであったが、治療に関する啓蒙が積極的になされている現在も、ステロイド使用の是非は患者にとっての問題であり続けている³。

診療ガイドラインは現在も数年ごとの改訂を繰り返しているのだが、最近の改訂において特徴的な変化が見られるのは、心身症的側面や、患者との関係構築に関わる部分である。アトピー性皮膚炎治療を本格的に扱った日本国内のガイドラインには日本皮膚科学会と日本アレルギー学会のものがあり、最新版（2018年版）において統合されるまで、この並存状態が続いていた。その中で、日本アレルギー学会ガイドラインの方が心身症についての記述を充実させており、そこには身体科と精神科とに専門分化した治療法を取ることに明確な異議申し立てが見られた⁴。だが最新版の統合ガイドラインにおいては、この心理・社会的側面は皮疹に端を発するものと認識され、心身症的な問題と治療アドヒアランス⁵の問題が混淆されている。病因の機序や薬物療法の記述に比べ、この論点に関しては粗忽さが目立つ⁶。ここからは、アトピー性皮膚炎診療に関して、医師間の共通理解が形成されていないのが、心理・社会的側面であることが推測される。

そして、この心理・社会的側面と大きな関わりをもつのが、本稿で見ていく搔破行動である。痒みに対しては通常抗ヒスタミン剤が処方されるが、それが十分に効かない場合もあるようである。精神的ストレス等との関連も認識されてきた。

アトピー性皮膚炎患者の痒みと搔破行動は、健常者の経験するそれらとは異なる（らしい）。まず、アトピー性皮膚炎患者は痒みに対して過敏であるとされる。健常人ならば痒みを感じないような外界の刺激（物理的なものも、心理的なものも）によって、容易に痒みが誘発され、搔いてしまう。そこには、他者が搔いている様子を目にしたり搔く音を聞いたりすることも含まれる（先述のテレビCMでのむずむずのことである）。また、アトピー性皮膚炎の搔破行動は皮疹を悪化させ、さらなる痒みを呼び、その範囲

も広がっていくとされる。この様相は医学論文においてしばしば *Itch-scratch cycle* と表現される。

だが痒みに関しては、それを本格的に検討した研究が少なく、また研究自体最近のものが多い。それは、痒みが、特に痛みと比較された時に、苦痛の深刻さという点で、軽微なものと認識されがちだからである、と主張しても大きく外れてはいないだろう。N. Segal は、痒みに関して記述されたテキスト（聖書から近代の文学作品まで）を検討する中で、痒みの表現についてこう語っている。「痛みは本質的に悲惨なものだが、痒みはこっけいである」（Segal 2018: 93）。自身もアトピー性皮膚炎患者である哲学者の宮原は、自身が皮疹の悪化で入院したことを周囲に話した際に、「多くの人が『どうして痒みで入院するの?』という反応をとることに気づいた」という（宮原 2016: 144）。

痒みを感じ、搔く経験を患者本人や医師はどう説明するのか、まずはこの検討から始めたい。最初の手がかりとして、いま引用した、入院するほどの痒みを経験した宮原の記述を見てみよう。

2. アトピー性皮膚炎患者本人の経験

宮原は、「強烈な痒みが大変であることが理解されていないというのは、アトピー性皮膚炎の苦勞がその中核において理解されていないことを意味する」として、「痒みの苦しみに対する十分な理解が共有されていない現状の改善を試み」るために、アトピー性皮膚炎の、特に発作的な痒みについて現象学的に記述している（宮原 2016: 144-5）。

医学辞典における痒みの定義と、自身の経験を照らし合わせ、宮原は痒みの医学的定義の問題を2点指摘している。一つ目は、痒みが搔きたくなる「欲求」として説明されていることである。例えば発作的な痒みは、搔きたくない、搔いてはいけない、と思いつながら搔かずにいられなくなる経験であり、それを「欲求」と呼ぶのは不適切であると宮原はいう。二つ目は、痒みに伴う「快感」に言及していないことである。「アトピー性皮膚炎の当事者は良く知っていると思うが、痒いところを搔くと強い快感が生じ、この快感は痒みが強ければ強いほど強くなる。そのため、発作的な痒みには無類の快感が伴う。苦しいのに気持ち良いのである」（宮原 2016: 147）という。

宮原は、痛みとの比較において痒みを説明している。痛みと痒みは「私たちの意識が周囲の環境に向かうのを妨害して、身体に注意を向けさせる」妨害的な働きをもち、「世界との関係を閉じさせる」側面において共通している（宮原 2016: 148）。だがこの両者はその「閉じさせ方」に違いがあるというのだ。

言い換えると、痛みが私と身体を強く結びつけすぎるのに対して、痒みは私と身体を引き剥がす。つまり、痛みは、意識と私と身体の関係に切り詰めることによって、私と世界の結びつきを切断する。痛みが生じると、私は痛みのことばかりを意識するようになり、周囲の世界に注意を向けられなくなる。それに対して、痒みは、

私と身体のあいだの通常の相互関係に割り込むことによって、私と世界の結びつきを妨害する。... (中略) ...その結果、私は身体をつうじて世界とつながることができなくなる。(宮原 2016: 149)

痒みにおいては、私がつもつ世界への意識が保たれたまま、身体の通常の行動が妨害されるのである。だからこそ痒みの経験は、「たんに強烈に不快なムズムズした皮膚感覚をえることではなく、不快感と快感によって搔破行動へと誘導される経験」(宮原 2016: 150) であると表現される。誘導された搔破行動は「身体に対する自己制御を不可能にするものなので、「痒みに身体主体の地位を奪われたという実感をえる」(宮原 2016: 151) ことになる」と宮原はいう。

筆者は以上のような宮原の記述に、率直に共感を覚える。特に印象的なのは、宮原がアトピー性皮膚炎の苦痛について、それが苦痛であると表明することに引け目を感じていることである。例えば宮原は、「アトピー性皮膚炎で入院した」と言うことに抵抗を感じているため、「ひどい痒みで入院した」という表現で人に伝えている。そして、そもそもこの論文の目的は、搔くことを我慢できないアトピー性皮膚炎患者が自分を「意志の弱い人間である」と考え自責の念にかられることについて、そのように考える必要はないことを示すところにあったという (宮原 2016: 152)。

だがその一方で、この経験的記述には、いくつかの問題があると思われる。ひとつは、この論文で提示されている「医学的定義」について、医学辞典の記述のみが参照されていることである。医学論文を見ると、例えば搔破行動に伴う快感の存在は、すでに医師によって認識されていることがわかる。この詳細は次章で扱う。

もう一つは、痒みと搔破の経験にはもっと多様性があると考えられることである。例えばアトピー性皮膚炎患者には必ずしも痒みを伴わず、習慣化した無意識の搔破行動がある⁷。そのことは後述のように医師も気付いており、筆者も当事者として実感するものである。これは意識の向いている方向とは関係のない搔破行動であり、宮原の提案する認識枠組みによって十分に説明されるものではないと思われる。

また、ここでは搔破行動の苦痛が、目的意識を妨害するものとして説明されており、「身体の意識的統制」という、医師や他者による要請自体の是非が問われていないことも、問題ではないかと筆者は考えている。搔くの我慢できないことが、「引け目」として認識されてしまうことそれ自体が、問題にするべき当のものではないか。これを問わない限り、アトピー性皮膚炎患者の痒みに関する豊かな経験の多くが、「統制の不足」に回収されるのではないか。それは、これから検討していく、医学的知見を見ていく中で筆者が感じたことでもある。

3. 痒みと搔破行動に関する医学的知見

アトピー性皮膚炎の搔破行動については、アトピー性皮膚炎の心身症的側面として、特にここ 20 年ほどで、医学的研究が蓄積されている。この分野の論文で必ずと言っていいほど言及されるのは、小林（2000）による研究である。小林は外来の成人患者に搔破行動をノートに記録させ、それを使って問診、観察を行い搔破行動について検討している。検討結果からは、患者本人が回答する搔破行動の目的として、精神的に落ち着いたり、快感を覚える、というような記述がある（もちろん患者は搔破によって後悔したり自己嫌悪に陥ったりもする）。そのためにも、やめようとするのだがそれができない、という状態が見られる。

記録を始めると、どの例も搔破行動を強く自覚するようになり、止めようと努めるようになる例が多かった。しかし、搔破を断とうとすると逆に焦燥感が募ったり、極めて情緒不安定になる状態も見られた。（小林 2000: 277）

このような搔破行動には、契機として痒みの存在は必須ではない。搔破の始まるタイミングや方法には一定のパターンが見られ、搔破行動がアトピー性皮膚炎患者の日常生活に組み込まれていることを小林は見出している⁸。そしてそれは、意識されないからこそ、強い依存を示すものでもある。

それは、情動と相関して自動的に始まることが多く、また日課のように定期的に行われており、一種の習慣行動と考えられる搔破行動である。そして、この搔破習慣には強い精神的依存が生じていた。すなわち搔き出すと止められなくなり、仕事や学業の制約の加わらない週末に却って搔破行動が増加するなどのコントロールが利かない状態が観察された。これは調節を欠いた習慣への執着であり、明らかに不利益が生じているにもかかわらず、その習慣が止められない状態、すなわち嗜癖 addiction、若しくは嗜癖行動 addictive behavior であるといえよう。（小林 2000: 280）

この「嗜癖行動としての搔破」観は、その後の医学的研究においても踏襲されている。アトピー性皮膚炎は皮膚疾患なので、治療方針としては皮疹の改善が最重要であり、薬物療法が主である。だが、特に難治例に関しては心身症的側面があることがよく指摘され、重症患者の搔破行動には精神科のケアも必要とされている。日本皮膚科学会による一般向けの啓蒙書には以下のような記述が見られる。

[川島の勤務する病院で——筆者補足]入院を必要とするほど重症化しているアトピー性皮膚炎の患者さんのなかには、精神科のケアが必要なほどストレスを感じている人が、半数以上もいます。そのストレスの原因は、受験や進学、就職の

問題、自立不安、家族関係や夫婦間の葛藤、職場の対人関係、多忙、結婚に対する不安、事業の不振など、ほんとうにさまざまでした。そして、そのストレスと皮疹の悪化とを結びつけているのが、ほかならぬ嗜癩的搔破行動だったのです。すなわち、これらのストレスからの逃避行為としての搔破が、止まらなくなってしまっていたのです。（川島 2002: 142）

ここでは、ストレスからの逃避行動として嗜癩的搔破行動が意味づけられている。

皮膚科医たちによれば、治療の際に問題となるのは、このような習慣的・嗜癩的な搔破行動が、患者本人に十分に意識されていないということである。それゆえ治療としては、無意識の搔破行動を自覚させ、搔破行動を他の行動に置き換えていくように手助けすることであるとされる。

重症 AD[アトピー性皮膚炎のこと——筆者補足]の大多数に嗜癩的搔破行動が認められ、これらの患者では心理社会的負荷により搔破行動が増強し AD の増悪を招いていると考えられる。搔破行動の改善を1つの目標として、まず嗜癩的搔破行動があることを明らかにし、患者がこれを自覚するようアプローチすることが長期的にも症状改善をもたらすと期待できる。それとともにこの嗜癩的搔破行動が日常的な心理社会的負荷に対する不適切な行動となってしまっていることを患者が十分に自覚、認識し、心理社会的負荷に、別のより適切な対処行動をとれるように支持的なアプローチを行っていく必要があると思われる。（檜垣ほか 2001: 841）

また、最近の医学的アプローチとしては、脳機能の面から痒みと搔破行動について探ろうとする研究がある。石氏（2017）は、脳機能イメージングを用いて、健常人とアトピー性皮膚炎患者の脳機能の比較を行なっている。そして、アトピー性皮膚炎患者の方が優位に活動の強い部分があり、それが「他者の搔破をみるだけで、かゆみが誘発」されたり、「かゆみ刺激がなくても、搔破するだけで、気持ちいいと感じる」ことに関わっている可能性を示唆している（石氏 2017: 778-80）。そして、このような知見から脳に働きかける治療法も開発されているという。

さて、医学的知見を検討していく中でわかるのは、搔破行動へのアプローチは、治療法の知見としても、器質的なメカニズムの研究としても、実質的に、嗜癩、アディクションについての研究に近づいていっているということである。だが本格的にアディクション研究との関連が検討されたアトピー性皮膚炎研究を筆者は寡聞にして聞かない。それは、精神医学上の「嗜癩」の定義に、搔破行動が必ずしも当てはまらないということも関わっているものと思われる。

それでも、これから、嗜癩として搔破を捉える傾向が続くとすれば、アトピー性皮膚炎治療に関わる身体観そのものが検討の対象になりうると筆者は考える。なぜなら、

アトピー性皮膚炎治療の根幹は皮膚の状態と搔破行動の「コントロール」にあるが、現在のアディクション研究は意識的な「コントロール」そのものの妥当性を問うものにもなっているからである¹⁰。

搔破行動は当人としては、快や精神的な安定という効用のある行動である。だが、第三者からすれば、時に血が出るほど搔く姿は自傷行為にも見えるものであろう。アトピー性皮膚炎患者が、「自分の意思とは裏腹に、身体によって搔破行動に誘導されてしまう」と訴えたとしても、それは「嗜癖的な搔破行動」であり、自己のあり方の（治療上）不適切な表出として、医師側からは理解されることになる¹¹。筆者は、この問題を、医師-患者間のコミュニケーションや認識のズレの問題として捉えるのではなく、これまでみてきた宮原や小林などに共通している、「身体の意識的統制」を是とする認識のほうに再考の余地があるのではないかと¹²、という立場から考察してみたい。

次章では、そのヒントになりうるものとして、皮膚と自己の関係を研究した知見について見ていきたい。数は多くないものの、これらの議論では、身体認識を、自我との関係、環境との関係において開くために、皮膚が重要な役割を果たしている。

4. 非-心身二元論的な皮膚認識から見える搔破行動

フロイト派の精神分析家 D.アンジュー (Anzieu) は、「皮膚-自我」(moi-peau, skin-ego) という概念を提唱している。この概念は、皮膚が身体においてもつ多様な機能を基礎としている。アンジューは皮膚の機能と意義について以下のように語る。

構造と機能の面から考えて、皮膚はひとつの器官以上の存在であり、むしろ異なるいくつかの器官の総体と考えられる。有機体という観点から見たその解剖学的、生理学的、文化的複雑性は、心的観点から見た「自我」の複雑性を前もって示す。あらゆる感覚器官の中で最も生命の維持に不可欠なのは皮膚である。盲目で、耳が聞こえず、味覚や嗅覚を失っても生きてはいられる。ところが皮膚の大部分を損なっては生きていくことができない。(Anzieu 1985=1993: 28)

皮膚による接触は、人間の自我形成において大きな役割を果たしている。「皮膚-自我」概念において、アンジューは乳児期の母子関係と子の自我獲得について、独特な説明を与える。赤ん坊と母親の相互的な働きかけの中で、両者を結びつける共通の皮膚(界面)が形成されるという。

母親的周囲は「皮膚-自我」と呼ばれる。なぜなら、それは赤ん坊を種々のメッセージからなる外側の外被で「囲んで」いるからである。この外被はある程度の柔軟性を持ち、融通無碍な距離において、内側の外被すなわちメッセージの発信場所兼道具である赤ん坊の身体表面をくるみこんでいる。「自我」であるというのは、他

者の理解し得る信号を発する能力をみずからのうちを感じる事なのである。この身に合った外被が、自己の個性への確信をもたらすことによって、赤ん坊の個性化を完成させる。赤ん坊は自分のスタイル、固有の気質を持ち、基本的には似通っているにせよ他の赤ん坊とは違った存在となる。「自我」であるというのは、みずからを唯一の存在と感ずることである。(Anzieu 1985=1993: 103-4)

このようにして作られた共通の皮膚はいつしか分離され、赤ん坊は独立した自我をもつようになる。

アンジューによれば、皮膚疾患は「自我」形成不全などと密接な関わりをもっている (Anzieu 1985=1993: 58)。皮膚疾患を、適切な「外被」をうまく作れなかった問題と捉えているのである。痒みは、幼児期の「母親や家族からの優しく、温かい、確固とした、安心させるような、意味深い接触に出会えなかった」ことによる、退行である (Anzieu 1985=1993: 60)。

かゆみは、愛の対象から理解されたいという強い欲求なのである。強迫的な反復の結果、身体的な症状は、皮膚の「言葉」という現象的な形のもとに、これみよがしの苦しみと押し殺された怒りでもって古い時代の欲求不満を再びかきたてる。そうした患者は、いまだに訣別できずにいる精神と身体未分化状態ゆえに、皮膚の炎症を精神的な苛立ちと混同するのである。(Anzieu 1985=1993: 60)

アンジューのこのような認識は、皮膚の状態を「内面の心理状態の表出」と捉えるものではなく、その点で心身症として皮膚疾患を見る皮膚科医とは異なる。皮膚は自我の一部を成しているからである。それはアレルギーへの見方にもよく現れている。

アレルギー機構がしばしば、喘息-湿疹の交代として現れてくるという事実は、ここに参画している「皮膚-自我」の特徴を明確にしてくれる。... (中略) ...これら二種類の病気は、この心的空間の表面に接近するのが可能な二つの方式——内部からと外部から——にそれぞれ対応している。喘息は、内側から身体的「自我」を構成する外被を感じるための試みである。喘息の病人はみずからの身体の境界を内側から確かめ、自己の限界の拡張を確信するに至るまで、空気を吸い込む。この膨らんだ「袋としての自己」という感覚を保持するために、病人は無呼吸状態にとどまり結局は外界との通常の呼吸交換のリズムを崩し、窒息するという危険を冒すのである。... (中略) ...一方湿疹は、痛みを伴うひっかき傷やざらざらした手触り、見苦しい外見などにより、この「自己」の身体的な表面を、外側から感じようとする試みである。またそれは、身体表面を漠然としたエロスの興奮や温かみの外被として感じようとする試みでもある。(Anzieu 1985=1993: 175-6)

搔破行動は、喘息における呼吸とともに、「皮膚-自我」の確認作業としての意味をもつ。このような自傷的にも見える「確認」を必要としてしまう、「皮膚-自我」の有害な機能のひとつとして、アレルギーは語られている。

アンジューのこの発想は、皮膚が「細胞膜」と『自我』の知覚-意識システムである心的界面の「仲介的現実」を構築している、という認識から来ている (Anzieu 1985=1993: 175)。痒みに関するカルチュラル・スタディーズとしてアンジューの理論を検討した Segal は、「皮膚-自我」という概念におけるアンジューの狙いが、人間の精神的活動と生物的機能との溝を埋めることにあったことを語っている (Segal 2018: 90)。人間の精神と、物理的な身体との仲介として、皮膚を位置付けていたのだ。心身二元論を乗り越える可能性を、皮膚に見出していた、という言い方もできるだろう。

さらに Segal は、「皮膚-自我」がアンジューにとってより大きな射程を持っていたことを語っている。

彼の分析の文脈は心理学のみならず、社会的なものでもある。20世紀後半においては（そして今日でも確実にそうである、バウマン (2012[2000]) [『リキッド・モダニティ』のこと——筆者補足]を見よ、またはグローバリゼーションについての偏在するメディアのレトリック、移民すること、我々を取り囲む疫学、とりわけブレクジット投票におけるヒステリックな緊縮を)、典型的な患者は、ヒステリーや強迫観念に苦しむ神経症患者ではなく、境界上のケース（それは例えば、神経症と精神病の境界である）であり、その患者の問題は境界の欠如である。(Segal 2018: 90)

皮膚の表現する境界の問題は、社会の様々な境界——自己と他者との境界や国境のみならず、疾病認識を担う専門知も含んでいる——の機能不全へとイメージを進めさせる。

検討を進めるにあたって、もう一つ参照したい研究がある。C.ベンティーン (Benthien) は、皮膚に対する認識がいかに歴史的に変化してきたかを明らかにしている。皮膚にまつわる言語表現の検討からベンティーンは、「皮膚としての自己」と「皮膚の中の自己」の二重性において、皮膚の知や表現が展開してきたと指摘している。

皮膚は比喩表現において異例の重要な位置をしめている。人体のそのほかの部分とは比較にならないほど、人間全体を代表すると同時に、人間を被い隠しているものという役割も担っている。先に紹介した諺や慣用句、メタファーにおいて、皮膚は〈人物〉〈精神〉〈肉体〉あるいは〈生命〉を代理している。すなわち、人間の代喩となっていると同時に——これが皮膚に独特のこののだが——自己の被い、自己の牢獄、自己の仮面、自己と世界を仲介する媒体であることにより、自己にとっての他者であるという機能をも果たしている。(Benthien 1999=2014: 33)

だがベンティーンによれば、皮膚を線的な境界とするこのような発想は、ここ数百年のものである。興味深いのは、「多孔性で開かれていて、世界とグロテスクに入り交じった肉体」から「その中に主体が〈棲んでいる〉と捉えられ個別化された、モナド的な市民的身体」へと身体観が変わっていったという指摘である (Benthien 1999=2014: 53)。これについては医師による治療の形態の変化が描写されている。

まず 18 世紀前半においては、皮膚は「多孔質の層で、そこには開口部かもしれないものが多数あると理解されていた」。身体の表面は、つねに変化の中にあり、さまざまな体液（血液、膿、尿、粘液、精子）が「流れ（フルス）」として出てくるという認識がなされていた (Benthien 1999=2014: 56)。

医者への介入は、まずは内部を病ませている流れが表面に向かって外に出ていくように道すじをつけ、浄化作用を得ることにある。このような治癒的排出を発動させるために医者は、薬や沐浴や膏薬を処方する。肉体がみずから開かない場合には、瀉血や、水疱を引き起こす膏薬によって、〈出口〉が作られた。傷口や皮膚からの血の流出——今日では病気であるという解釈のもと阻止が試みられる——は、18 世紀初頭においては、ここで明らかになったように、現在とはまったく正反対の評価がなされていた。(Benthien 1999=2014: 56)

この当時の身体の治療は「流れ」を作るために、様々な形で皮膚の滑らかさを「積極的に破壊」するものであったという。皮膚の滑らかさは「何があっても保持すべき第一の財ではな」かったのである (Benthien 1999=2014: 59)。

だが、そこに身体イメージの「180 度のラディカルな変化」が起こる。治療は基本的に身体を閉じたままで行う、内部に働きかけるものによって変わっていった。これは 1800 年ごろに終結するプロセスとして進んだという。

以前のように皮膚の上あるいは中で治療を行なうのではなく、内部との直接の関連で見るという、医学の診断と治療の根本的な構造転換は、集合的身体イメージに影響を及ぼさずにはいなかった。皮膚が身体の終端であり必然的に〈境界層〉であるという考えは、皮膚からの導出と皮膚の切開が〈前科学的〉だと貶められ、体内への投薬あるいは手術という介入（肉体を切開するが、その後入念に閉じられる）にとって代わられて、はじめて生まれるものである。また、歴史的に見ると、肉体は、個として境界づけられ根底から脱神秘化されてはじめて、もはやなんらの象徴的意味も担っていない、ただの物体として、解剖学者によって切開されうるものとなった。(Benthien 1999=2014: 59-60)

身体が閉じられたものであり、皮膚がその終端であるというこの身体観は、近代医療のアトピー性皮膚炎治療において今なお色濃く現れている。この疾患は病因が確定できないため「対症療法」をとるが、それは、外用薬とスキンケアによって皮膚の滑らかさを保つことを指す。その理由は、この皮膚炎においては皮膚の外部からの「バリア機能」が低下しているからであると説明される（加藤ほか 2018）。搔破は皮膚を傷つけ、バリア機能を低下させるが故に不適切な行為である。だがそれ以前の身体観においては、搔破は血と膿の「出口」を形成する適切な行為とされていたかもしれない。

現在に至るこの閉じられた身体観は、身体の「中の」自己、モノドとしての身体、という認識を伴っているが、その問題点もベンティーンは指摘している。「人間は皮膚の中であって、安全というよりむしろ隠されていると感じることが多くなってきた」という。

身体表面がまだ多孔質で世界にたいして開かれていると理解されていた時点では、人間は象徴的次元においてもはるかに強く世界と結び合わされており、それゆえに補充的被いに依存していた。完全な意味での〈裸〉は、のちの時代になってはじめて可能となった。今日では皮膚は、たしかに個体化するものではあるが、まずは分離するものとして体験されている。自己の自律が成立して初めて、とざされた完結性と、世界とはなんらの交流もないという悲劇の発見へ、と導かれるのである。（Benthien 1999=2014: 340）

世界との関係、他者との関係から切り離されモノド化した身体像は、自己による身体の意識的統制や、いわゆる「自己責任」論と高い親和性を持つものと思われる。

この地点において、一見自傷的に映る搔破行動を、身体において、社会において適切な「境界」がもはや維持されていない問題への対処として、捉え直すことが可能となる。それはアンジェーにおいて皮膚と強い連関をもつ自我を、物理的に確認する行動として表現される。ベンティーンの示唆からは、身体観の変化により、むしろ以前であれば「治療」に近かった行為が、病理と認識されることになったと解釈することが可能だろう。搔破行動は、境界確定作業という意味では、身体への近代的な要請（自律的な個人となること）に応える行動としても捉えうるし、現実の身体に傷をつけることで、閉ざされた身体を外界に開く多孔性の再現であるとも意味づけうる。搔破行動は、皮膚という境界を破壊させることによって、その境界の存在を意識させるものである。精神と身体とをつなぎ、外部と内部との相互作用の場となる皮膚の機能を考えたとき、自己統制が求められるときに前提となる身体像——制御可能な身体の及ぶ範囲が皮膚において定められ閉じられて、身体と切り離された「自己」が思う通りに、身体が動かされるという身体像——が、むしろ現実をうまく表現できていないものとなってくる。

5. おわりに——閉ざされた身体と感染症

世界と断絶し個別化され、意識的な統制を求められる身体の矛盾を表現しうるものとして、搔破行動が捉えられるということを書いたが、今まさに、この身体観の矛盾を体現する現象が起きている。COVID-19 パンデミックである。ウイルスはただでさえ個別化された人々に、更なる距離を取ることを強いる。それは、ウイルスが様々な「境界」をやぶって人体に侵入するものだからである。

奇しくも J. バトラー (Butler 2020=2020) は、「世界の表面の人間の痕跡」と題した文章において、「多孔的な物質 (porous material)」の表現を使いながら、このパンデミックにおいてわれわれが様々な「表面」を共有していることの意味を語っている。

私たちはモノに依存して生きている。だが、モノの表面に生きているものもいるし、別の生物の形態やその表面に生の痕跡が残存していることもある。ウイルスの寿命と活性を決定しているのは表面の多孔率である。つまり、ウイルスの寿命はそれが生存可能な表面に支えられている。もちろん私たち人間は、均衡を保ち、身体を動かし、呼吸し続けるために空気を供給される物質の世界に依存している。そしてだからこそ、私たちは突如として生命の原初的存在へと還元され、最も基本的な条件を満たすために取らなければならないすべての段取りさえも熟慮するようになっていく。(Butler 2020=2020: 173)

バトラーのいう「多孔 (porosity)」とは、「別の一連の物質をモノがどのくらい吸収または媒介できるか」をさす (Butler 2020=2020: 175)。「多孔性は人間とモノの両方の定義の一部をなしている。それは両者の相互関係を潜在的な相互浸透性として理解する別の方法でもある」(Butler 2020=2020: 173)。

モノの流通、表面の共有が、生物としての我々の生存に決定的となりうる事態がここまで意識されたことはないだろう。バトラーが意識しているのは、このモノを介したウイルスの移動に接しなければならない人々 (エッセンシャルワーカー) に起きている不平等である。不平等の激化によって、生が「特権化された人々の権利にすぎなくなる」ことを危惧している (Butler 2020=2020: 177)。表面にのこる痕跡の保持・媒介・消去にも、社会的階層は関わっているのだ。

パンデミックの渦中で気付くことは、実際の身体が完全な個別化と統制のもとにある、という考え方が十分に機能しなくなっていることである。バトラーは人間の身体とその環境に共通する表面を説明する「多孔」を語っているが、人間の身体とその環境との関係を捉え直し、閉じられた個別性のもとにある身体観を変えうる考え方を模索する必要は、より高まっている。

そのような中で、様々な「境界」や「表面」に関わる領域のメタファーとして皮膚に起こる事象が認識されるならば、そこから得られる示唆は人間の身体観にとどまらない。

搔破行動は、現代において前提とされているさまざまな境界を乱し、同時に確立する行為としての意味を持ちうる。それは、ウイルスの伝播という自然・社会現象の中で、物理的・地理的・知的境界を作り直す必要がある「ポスト・コロナ」における社会を考えるときに、有益な材料となるものであろう。

【注】

1. ここ数年、デュピルマブ、ネモリズマブ等の、免疫機構そのものに働きかける生物学的製剤が認可され使われ始めているが、本質的な治療方針を変えるものではない。
2. この「標準治療」確立を行ったのが日本皮膚科学会ガイドラインである。後述のようにアトピー性皮膚炎診療ガイドラインは複数の学会のものが並存する状態が続いたが、日本皮膚科学会のもは最もステロイドの安全性を強調する内容である（加戸 2020）。
3. この点に関しては数多くの研究がある。例えば牛山（2015）、佐藤（2013）、余語（2003）など。
4. 日本アレルギー学会ガイドラインの 2012 年版以降の記述に見られる（日本アレルギー学会 アトピー性皮膚炎ガイドライン専門部会 2012: 83）。
5. アドヒアランスとは、患者が医師と取り決めた治療方針に従うことを指す。最近のガイドラインにおいては、コンプライアンスに取って代わる言葉になっている。アドヒアランスは、より患者の「主体性」を含み込んだ表現になっているからである（加戸 2020）。
6. 例えば、加藤ほか（2018: 2469-70）を参照。
7. 筆者自身の搔破行動も無意識のうちになされているものがある。人から指摘される搔破行動の多くが、指摘されて初めて対象にのぼるものである。また搔破を指摘されることには強い不快感がある。身体制御への要求のニュアンスを、そこに読み取ってしまうからである。
8. アトピー性皮膚炎患者は搔破を繰り返すことにより特徴的な身体的変化が見られる。搔くのに使われる爪は磨かれて光る。また指の第二関節を曲げてこするという搔破も行うため、関節の外側の皮膚が厚くなっていたりする（小林 2000: 279-80）。
9. 檜垣ほか（2001）では、精神医学的には「嗜癖」という用語の使用に「やや問題がある」としているが、嗜癖の概念の拡大を根拠に用いている。
10. 例えば、松本編（2016: 28-9）における記述を参照。
11. 佐藤（2010）は、このようなアトピー性皮膚炎患者と他者の認識のズレについて、E.ゴフマンを援用しながら論じている。他者からは身体と自己が一つの対象として現れるため、身体の呈示は自己に照射されることとなる。それゆえに自己は身体の呈示の仕方を統制するようになる、という様相を表現している。
12. これは、（意外に思われるかもしれないが）筆者が K.マルクスの学位論文を研究す

る中で得た着想である。マルクスは古代原子論を研究する中で、人間の自由意志の問題を、物的な自然との連関の中で、また知識論との関係で、問うていた（参考：加戸（2016, 2017））。

【引用文献】

- Anzieu, Didier, 1985, *Le Moi-peau*, Paris: Bordas. (福田素子訳, 1993, 『皮膚-自我』言叢社.)
- Bauman, Zygmunt, 2012 [2000], *Liquid Modernity*, Cambridge: Polity Press. (森田典正訳, 2001, 『リキッド・モダニティ——液状化する社会』大月書店.)
- Benthien, Claudia, 1999, *Haut. Literaturgeschichte - Körperbilder - Grenzdiskurse*, Reinbek bei Hamburg: Rowohlt. (田邊玲子訳, 2014, 『皮膚 文学史・身体イメージ・境界のディスコース』法政大学出版局.)
- Butler, Judith, 2020, “Human Traces on the Surfaces of the World” (Retrieved September 15, 2020, <https://contactos.tome.press/human-traces-on-the-surfaces-of-the-world/>). (清水知子訳, 2020, 「世界の表面の人間の痕跡」『現代思想』48(10): 172-8.)
- 檜垣祐子・有川順子・吉原伸子・川本恭子・加茂登志子・堀川直史・川島眞, 2001, 「重症アトピー性皮膚炎における搔破行動および心理社会的負荷の関与について」『日本皮膚科学会雑誌』111(5): 837-42.
- 石氏陽三, 2017, 「専門医のためのアレルギー学講座 XXXI. 脳とアレルギー 3. アトピー性皮膚炎・かゆみと脳機能」『アレルギー』66(6): 777-82.
- 加戸友佳子, 2016, 「マルクス学位論文における哲学的主体の位置について」『社会思想史研究』(40): 80-98.
- 加戸友佳子, 2017, 「マルクスの学位論文における認識論」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科 研究紀要』11(1): 37-46.
http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81010020
- 加戸友佳子, 2020, 「アトピー性皮膚炎診療ガイドラインにおける疾病観の検討」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科 研究紀要』14(1): 55-65.
http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81012456
- 加藤則人・大矢幸弘・池田政憲・海老原全・片山一朗・佐伯秀久・下条直樹・田中暁生・中原剛士・長尾みづほ・秀道広・藤田雄治・藤澤隆夫・二村昌樹・益田浩司・室田浩之・山本貴和子, 2018, 「アトピー性皮膚炎診療ガイドライン 2018」『日本皮膚科学会雑誌』128(12): 2431-502.
- 川島眞, 2002, 「アトピー性皮膚炎と心理的ストレス」日本皮膚科学会アトピー性皮膚炎治療問題委員会『専門医がやさしく語るアトピー性皮膚炎』暮しの手帖社, 132-43.
- 小林美咲, 2000, 「アトピー性皮膚炎患者の搔破行動の検討」『日本皮膚科学会雑誌』110(3): 275-82.

- 松本俊彦編, 2016, 『臨床心理学 増刊第 8 号 やさしいみんなのアディクション』金剛出版.
- 宮原克典, 2016, 「痒みの現象学試論——アトピー性皮膚炎の当事者研究の試み」石原孝二・筒井晴香編『共生のための障害の哲学II (UTCP-Uehiro Booklet 12)』東京大学大学院総合文化研究科附属共生のための国際哲学研究センター, 143-54.
<http://hdl.handle.net/2261/61235>
- 日本アレルギー学会 アトピー性皮膚炎ガイドライン専門部会, 2012, 『アトピー性皮膚炎診療ガイドライン 2012』協和企画.
- 日本皮膚科学会, 1994, 「日本皮膚科学会『アトピー性皮膚炎の定義・診断基準』」『日本皮膚科学会雑誌』104(9): 1210.
- 佐藤令奈, 2010, 「病者の生活世界の構成——アトピー性皮膚炎病者の手記を通じて」『奈良女子大学社会学論集』(17): 229-42.
- 佐藤令奈, 2013, 「アトピー性皮膚炎の社会問題化における近代医療批判の展開——1985-2010年新聞言説分析から」『ソシオロジ』58(1): 19-34.
- Segal, Naomi, 2018, 'A Petty Form of Suffering': A Brief Cultural Study of Itching, *Body & Society*, 24(1-2): 88-102.
- 牛山美穂, 2015, 『ステロイドと「患者の知」——アトピー性皮膚炎のエスノグラフィ——』新曜社.
- 余語琢磨, 2003, 「『アトピー』をめぐる病いの語り——インターネット上にみる病者の苦悩と戦術」『自治医科大学看護学部紀要』(1): 41-54.

六部堂の歴史的環境

遠部 慎

島根大学 山陰研究センター
onbe@facility.hokudai.ac.jp

Historical Environment in Rokubudo

Shin Onbe

San'in Research Center, Shimane university

Keywords: Rokujyu-Rokubu, Memorial Tower, Archaeological Research, Hearing Survey, Custom

要約

愛媛県中予地域山間部の久万高原町六部堂という地名がある。三坂峠から東温市に抜ける六部堂越えと言う呼称で知られる通り、登山者等にはよく知られている。江戸時代に造立された六十六部廻国供養塔がその由来とされるが、不明な部分が多く、それにまつわるフィールド調査および聞き取り調査を行った。それらを基にして、既存の記録や考古学的な記録と統合化し、その歴史的環境を明らかにした。その結果、六十六部廻国供養塔の設立が一貫してシンボリックな意義を有していたこと、遍路を含めた複雑な様相が存在することがわかった。

序

愛媛県中予地域の久万高原町に六部堂という地名がある。江戸時代に造立された六十六部塔（山之内 1974）がその由来とされるが、六十六部廻国供養塔は、紀年銘があるものが全国に数千基以上存在し、中世以降の信仰形態を考えるうえで重要な資料となっている。六十六部（六部）とは、法華経を書写し、全国六十六箇所神社仏閣をめぐる、その法華経を奉納する行脚僧をいう。それらに関連して造立された供養塔は、現在でも地域で根強く信仰されているものも存在する。愛媛県における六十六部の納経所は久万高原町大宝寺（稲田 2013）が該当し、『予陽郡郷里諺集』にも納経についての記載があり（註1）、本地域における六十六部にまつわる基礎的な研究は急務といえる。

土佐街道および遍路道の周辺に、六十六部廻国供養塔が建立されることはよく知られている（武田 2012）。これまで六部堂に関する基礎的調査は行われたことがなく、塔の所在する地名が「六部堂」という通り、それに関する地名として現在まで伝わっている可能性が高く、六十六部廻国供養塔に関する習俗等についても何らかの手掛かりが得ら

れるものと考えられた。ところで、愛媛県内の六十六部に関する習俗の聞き取りは、西海賢二（1987）などによって行われているものの、きわめて低調と言える。そのため、中予地域山間部の街道沿いに存在する六十六部廻国供養塔の現代までつながる習俗をはじめ、歴史的環境を明らかにすることは、四国遍路との関係を含め、きわめて意義が深いものと考えられた。そこで、フィールドワークを兼ねた、習俗に関する聞き取り調査を行い、その結果について報告し、考察を加える。

1. 分析対象と研究方法

本研究で分析対象とするのは、久万高原町東明神字六部堂に所在する、六十六部廻国供養塔とその周辺である（図1）。標高は720m。旧国道33号線土佐街道沿いに面し、現在周辺は水田となっている。皿ヶ嶺に登山する際のコースの1つとしても、六部堂越などと呼ばれるコースになっている。この六十六部廻国供養塔の地名などに関する文献的な記述だが、江戸時代の『久万山手鑑』、1818（文政2）年「西明神村絵図」、1872（明治5）年『伊予国地理図誌』、1925（大正14）年の『上浮穴案内』などにもみられない。文献記録が少ない中、具体的に六部堂について、記述した主な文献について以下に取り上げておきたい。

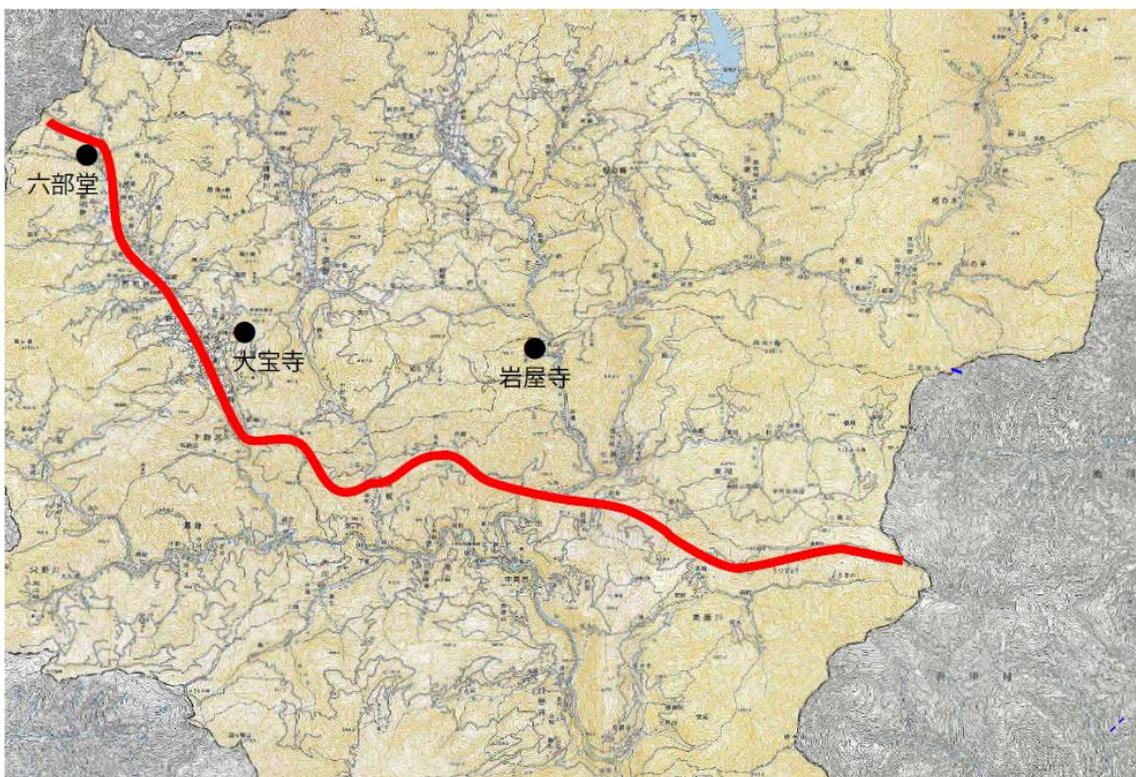


図1 六部堂位置図（国土地理院久万 1/25000 をもとに作成：太線は土佐街道）

野口光敏 1972 年「交通」

畑野川地区の交通についてまとめているが、その際に「下畑野川地区➡上畑野川地区➡六部堂越➡六部堂➡三坂峠➡坂本」のルートが示され、へんろ道として「久万中組➡大宝寺➡下畑野川河合➡岩屋寺➡下畑野川河合➡千本峠➡高殿」と「久万中組➡大宝寺➡下畑野川河合➡岩屋寺➡下畑野川河合➡上畑野川➡六部堂」が示されている。

伊藤義一 1973 年 a「埋れた土佐道」

「向かって左には刻銘しれぬ墓石があるので、或は信仰心の篤い光厳大徳は回国の途次、ここで死去し、同業の妻と娘が埋葬して、その志を記した供養塔を建てたものかと思われる。百五十年前の土佐道はこの供養塔の前を通っていたのではないかと想像される。そうだとすれば三坂の遍路道からここへ、さらにこの谷合を下って六里石を見通すと、やはり今の 33 号線の道と重なってくるのである」

伊藤義一 1973 年 b「埋れた土佐道・その後」

松山在住と考えられる方（八十八翁）からの私信をもとに「久留米回国僧の供養塔は土佐道に沿うものではなく、ここから六部堂・もみの木峠を越えて重信町上林へ出る街道に沿ったものだったらしい」と見解を修正している。

山之内肇 1974 年「旧久万山街道を行く」

「更には道は川の流れに添って南下すると、縦の木川との合流点近くに来る。道端に小さな「塚」がある。部落の人たちは六部塚と呼んだ。徳川時代の昔、全国を行脚した山伏という修験者が此の地にて生涯を終った。そして作ったのが此の六部塚なのである。其の為此の地方を「六部堂」と言（ママ）う地名になっている」

和田純一 1979 年「久万の遍路道とその周辺」

「六部さんの前には、可愛いチマキが三本供えてあった。傍の碑に、次のような銘文が掘られていた。天下泰平 九州筑後 久留米 奉納神社仏閣日本回国供養塔 日月清明 照空光厳大徳 六部さんの前から遍路道は下りとなり、川に向かって下りていく行くと小さな木橋があった。渡ると道は寸断されていて、判らなくなった。仕方なく田んぼの畔を歩いて川岸の方へ行く、細い旧道が伸びているのを発見した。川伝いに右折する。川床が岩石ばかりの小さい滝に出た。黒い川底の岩とは対照に、紅葉の新緑が輝いて見えた。おそらく、昔の遍路さん達も、ここに来て、この美しい流れを眺めたことであろう。苦労して歩いてきた者のみが味わう、よろこびである」

山内譲ほか 1995 年「街道の確定と現状」

「供養塔は、六部堂のバス停あたりで国道から久万に向かって右方向に少し坂を下った水田の中に建てられている。他の遍路墓などに比べて高さ 140cm にもなる立派な石が使われていて、銘文も鮮明である。銘文によると「照空光厳大徳」なる人物が文政八年（1825）7 月日本廻国の途次にこの地で倒れ、同行していた妻と娘が埋葬して、墓の傍らにこの供養塔を建てたことがわかる。目印として植えられている杉の木などから判断して、この供養塔は移動していないと考えられる。もしそうであるとすると、旧街道

からは離れすぎていて、むしろ今の国道筋が旧街道であったと考える方がつじつまが合う。しかしこれについては、六部堂のところから土佐街道から分岐して、樅の木峠を越えて現在の重信町方面に向かう道があったことを考慮に入れば、整合的に理解することができる。つまり、供養塔は土佐街道沿いではなく、そこから分岐して重信方面に街道沿いに建てられたのである」

喜代吉栄徳 2002 年「回国碑の謎七」

「妻娘を連れての回国修行であった。僧名は生前に発心した時につけたものであろう。しかし、なぜ僧侶になって妻子をつれてまで修行の旅に出たのかわからない。本当の仏道修行であったのか。あるいは故郷出奔、逃走の同行であったか。業病ゆえの旅なのかも知れない。理由はどうであれ、妻子に石塔を残すだけの余裕があった。その後回国を続行成就して帰郷したものか。見知らぬ土地に埋没したものか。家族連れではあるがいわゆる天蓋六部とは違った存在に感じる」

久万高原遊山会 2011 年「街道の確定と現状」

「藪こぎを続けて、小川の左側を下ると、文政八年の供養塔の前に出る。(中略)ここで死去した人物が同行の妻と娘が埋葬して、夫(父)の志を記して供養したものと読み取れる」

西口武志 2011 年「官道と土佐街道」

「おそらく旧街道はやはり今の三三号線に沿って通じていたのだろうと推定する。それはここから約1キロ下った「六部堂」のバス停前の小道を少しおりた所にある供養塔の文面である。ここには年古りた十数本の杉の群立ちがあり、その前の僅かな平地を利用して、文政八年(一八二五)九州久留米の有徳者、照空光厳大徳の神社仏閣巡拝の供養塔があつて(中略)、向かって左には刻銘知れぬ墓石があるので、或は信仰心の篤い光厳大徳は回国の途次、ここで死去同行の妻と娘が埋葬して、その志を記した供養塔を立てたものかと思われる。二百年ほど前の土佐街道はこの供養塔の前を通じていたのではないかと想像される。そうだとすれば三坂の遍路道からここへ、さらにこの谷合いを下って六里石を見通すと、やはり今の三三号線の道と重なってくるのである。」

管見にふれた六部堂に関する記述について記載した。以上のような状況から、文政8(1826)年に造立された六十六部廻国供養塔は、妻子とともに廻国六十六部を行った久留米の廻国僧が亡くなったことを契機に建てられ、地名の由来となり(山之内 1974)、土佐街道から分岐したもの(山内ほか 1995)ないしは土佐街道沿い(西口 2011)と、とらえられていることがわかる。

また六部堂に関する基本的な情報も少なく、西海(1987)が広見町大字中野川の例で示したように、フィールド調査及び民俗学的な聞き取りから、六部堂周辺の歴史的環境に関する手掛かりが得られる可能性が高い。そこで、本研究ではまず六十六部廻国供養塔及びその周辺に存在する石造物等の基礎的情報を整理し、その年代的な把握を行う。

さらに、聞き取り調査（小倉務）を基にした記録を加え、六部堂周辺の歴史的環境について時系列に整理することで、六十六部廻国供養塔をめぐる現在までの状況を明らかにする。

2. 六十六部廻国供養塔とその周辺の現地調査

墓石類は、3基存在する。それらは六十六部廻国供養塔1基、無縫塔1基、不明1基である。現在、周辺の道などの管理は付近に在住する小倉務さん、日野正さんが草刈りや掃除等を行い、墓前に榊（さかき）などを供えている。2017年5月8日に小野敏信、橋本広綱（入野福祉館）、遠部慎で行った調査および記録を基にした。なお、六十六部廻国供養塔を含む考古学的な検討は別稿を予定している。



写真1 六十六部廻国供養塔



写真2 無縫塔類

六十六部廻国供養塔 自然石を利用し、結晶片岩製。摩耗しやや角がとれているが、周辺の河川敷に類似するものは確認できない。正面に「天下泰平九州筑後久留米 奉納神社佛閣日本廻國供養塔 日月清明 照空光嚴大徳」右側面に「文化八乙酉七月」背面に「施主同行妻さよ 先祖代々 同娘とも」とある（写真1）。

無縫塔 花崗岩製。やや長めの紀年銘については痕跡があるものの、現段階では読み取れない（写真2）。

不明 花崗岩製？。2破片あり、接合しない。紀年銘は読み取れないが、1つは地蔵の可能性が高い。

墓地 コンクリートで区画された墓地の基礎（約 3.2m 四方、高さ 0.5m）が六十六部廻国供養塔や無縫塔の東側に存在する。

樹木 スギが4本、イチョウ1本などが植えられている。直径 50cm 以上の大木で、樹齢ははっきりしないが、「年古りた十数本の杉の群立ちがあり」（西口 2011）との記録がある。

六十六部廻国供養塔に紀年銘は、文化八乙酉七月とあり、1826年に同行した「妻さと」「同娘とし」によって、建立されたものと考えられる。九州筑後久留米がその出身地である可能性が高い。無縫塔については、近世以降の所産と判断しておきたい。

六十六部廻国行者と遍路の関係については、武田和昭(2012)によって整理されているが、札所の付近に数多く存在することが多い。しかしながら、久万高原町内の六十六部廻国供養塔は、ほとんど把握されておらず(小嶋2004、武田2012)、不明な部分が少なくない。『石の民俗文化財』(久万高原町教育委員会編2012)によると、本研究でふれた六部堂のほか、下畑野川河合(弘化2年:1845年)、二名森田大師堂(安政2年:1855年)、菅生山(文政11年:1828)に存在する。また、大宝寺参道には、宝永3(1706)年の例も存在する(長曾我部・押川1998、2004)。1826(文化8)年に造立された六十六部廻国供養塔の例は、19世紀段階のものとしては、町内では古い段階の資料と位置付けられる。

「奉納神社佛閣」という紀銘も、小嶋(2004)による集成を参考にすると、17世紀から存在し、全国的な状況とも矛盾しない。こうしたことから、山内(1995)の指摘通り、この六十六部廻国供養塔は現位置を保っている可能性はきわめて高い。

3. 六十六部廻国供養塔にまつわる聞き取り調査

六部堂周辺での民話はほとんどなく、『久万の民俗』に記録されている「六部堂の六ノ丞」という伝説がある。六ノ丞という猟師が山ん爺と山姥を八幡大菩薩の弾で退治し、六の丞の墓が六部堂にある、という。周辺の榎ノ木でも類似した民話が採集されており、三の丞という猟師が山姥を退治し、三の丞の墓があるという(西村ほか1982)。

小倉務(1932(昭和7)年生まれ)は、樅ノ木の出身で、渡部金物店(日野ノボル)が転出した跡地に1958(昭和33)年に移転してきた。そのため、六部堂の祭りについては、断片的な記憶ではあるものの、聞き取り調査を行った。なお聞き取りの記録は、小倉敦夫(元久万高原町文化財審議委員)、小野敏信、小田眞一(久万高原町文化財審議委員)、遠部慎で、2018年6月12日、8月18日に現地で行ったものに、後日の聞き取りを加えて、整理したものである(写真3)。



写真3 聞き取りの様子

六十六部廻国供養塔 位の高い人のものだと年長者から聞いている。五輪さん(無縫塔をさす)は、えらい人の墓だと。六十六部廻国供養塔は、1965(昭和40)年頃ひっく

りかえったため、石を直した。木の祠は1965（昭和40）年頃、日野テルコ（金物店の渡部さんの姉）が、親族が元気になるようにと、願掛けの祠を設置した（註2）。1995年に発行された『土佐街道三坂越』には完全な形の写真が確認される。

相撲 六十六部廻国供養塔前の田んぼで奉納相撲をしていた（写真4）。秋10月上旬、稲刈りの終わった田圃で行っていた。幟（はた）が2本たっていた。小倉務は1939（昭和14）年当時明神小学校1年生で参加した。記憶では1940（昭和15）年にはやっておらず、戦後にも復活しなかった、と思う。賞品は鉛筆で、優勝者は2本で、自分（小倉）は1本だった（註3）。明神地区のあちこちの集落の奉納相撲に行っていた（註4）。六十六部堂での奉納相撲には20-30人の観衆が集まり、大人の相撲もあった。



写真4 相撲をとった場所（後ろの家の右林が、お助小屋があった場所）

樹木 聞いた記憶では大きなマツ（1本）がかつてはあったと聞くが、枯れたか何かで、かわりにスギを植えた。詳しい植栽時期はわからない。

墓地 山之内トシミチさんの叔父クニオさんが、中国の方から帰ってきて、昭和15年頃にコンクリートで区画した墓地をつくった（写真5）。戦後に、松山の方に転出した。

小屋 川をはさんだ土佐街道（杉の生えたあたり）にへんろ（お助）小屋があった（写真4）。木を立てて藁ぐろをつくったり、物置小屋をたてる。遍路が来ると、日野ノボルの姉シカさんが接待をしていた。2人くらいで。病人とか弱ったお遍路さんが数日で回

復したら三坂まで送っていた。自分が小学生前になる前に小屋で亡くなり土葬されたお遍路さんがいた。縦ノ木集落の墓地に仮埋葬していたが、後日縁者が引き取りに来たのを見た。腐臭がすごかった記憶がある。

以上の状況から、六十六部廻国供養塔が信仰の対象となっていること、関連するものとして、奉納相撲が行われていたことが伺われる。また、六十六部廻国供養塔は土佐街道（遍路道）の側であり、この周辺の人々（特に日野家）が関与していたことが伺われる。



写真5 コンクリート基礎（墓地）

4. 考察

現地の石造物の調査と、小倉務による聞き取り調査を基に、大きく墓域・信仰と習俗に事象を分離し、それらを時系列にまとめると以下のように整理できる（表1）。網掛け部は不確定の部分を含むが、終焉の時期については聞き取り状況から、その下限を把握することができる。

墓域としては、19世紀初頭からであるが、そこに祠などの新たな信仰が追加されていった可能性が高い。山内家の墓の造立が1940年頃に行われたことで墓域としての性格が強くなった可能性があるが、その遠因としては戦争に伴って、奉納相撲がなくなったことも理由の1つであろう。

かつて、奉納相撲が全国で行われていたことは知られている。久万高原町でも各地に存在していたが、今回の聞き取りでは、戦争を契機として終焉を迎えた可能性が高い。例えば、畑野川上田組弥陀寺では旧8月16日が縁日で相撲が賑わっていたが昭和初めころから青年が陸海空軍に志願するようになり、「青年が少なくなった昭和8年頃に、永い伝統の相撲も中止することになった」（久万町教育委員会1985：106）とある。

小倉の聞き取り（記憶）からは不明であるが、スギやイチョウも明らかに樹齢5、60年以上はあり、伊藤（1973）の記述にも、「年古りた十数本の杉の群れ立ちあがり」とある。伊藤の記述が1970年代であることから、小倉の幼少期ないしはそれよりも古い時期にマツからスギへの転換がはかられたと判断しておきたい。奉納相撲や、お助小屋の成立がどこまで遡るかは不明であるが、お助小屋はともかく、供養塔の記念銘から、マツの植樹や奉納相撲が年代的に1826年を遡る可能性は低い。現在の地名「六部堂」の成立についても、この六十六部廻国供養塔が1つの契機となっていることは指摘されているが（山之内1974）、六十六部廻国供養塔は設立して以来一貫して存在しており、

この六部堂地域に大きな意味を有していることがわかる。

戦前に多くの習俗はなくなっているものの、祠を 1965 年頃に新たに設置しており、信仰の対象として利用されていたことは、集合的記憶の観点からも大変興味深いものがある。

表 1 六部堂の歴史的環境（網掛け部は不確定な要素を含む）

年代	墓域・信仰			山内家	習俗			備考
	供養塔	坊主墓	祠		樹木	相撲	小屋	
1811年	設立				マツ			
明治					マツ			
大正					マツ			
1939年					マツ	終焉		イチョウ?
1940年頃					スギ			
1965年頃	修復				スギ			
現在					スギ			

5. まとめ

愛媛県下の六十六部廻国供養塔の様相を読み解くうえで、久万高原町域の基礎的な研究を構築することは急務である。本作業では、六部堂に所在する六十六部廻国供養塔を中心とした歴史的環境についてフィールドワークを中心とした、考古学的調査および、民俗学的な聞き取り調査に基づいて復元した。その結果、中予地方山間部に位置する六部堂の歴史的変遷について、大まかに明らかにすることが出来た。様々な習俗が失われていく中、一貫して樹立していた六十六部廻国供養塔が本地域でシンボリックな役割を果たしていたことは想像に難しくない。しかしながら、地名として成立したのは山ノ内（1974）の指摘する通り 19 世紀以降と考えられ、きわめて新しい伝統ととらえることもまた可能であろう。

また、これまで伊藤（1973a）や山内（1995）の議論に代表されるように、六部堂が土佐街道なのか否かで議論が行われてきたが、遍路小屋とも呼ばれるお助小屋の存在からは、単純に区分することの困難さを示している。ただし、この小屋もまた現在までは伝わっておらず、本研究で明らかにし得た意義の 1 つともいえよう。

今、筆者が生活している山村の六十六部廻国供養塔という、ごくふつうの町の題材を通じて（玉井 2009）、そこに生きてきた人々にまつわる具体的な歴史的環境を復元してみた。200 年という時間の中で、移り行く景観とあわせて習俗を整理した結果、六十六部廻国供養塔を取り巻く歴史的環境が連綿と続いていることが、読者に伝えることが出来たのであれば、望外の喜びである。それでも、この 200 年に満たない歴史の中でも今

や忘れられつつある情報が多く、その記憶の再構築を六十六部廻国供養塔に期待するのは、限界集落ともいえる本地域では無謀な願いであろうか。歴史的環境で大切なのは単なる景観ではなく、私たちのアイデンティティ形成のよりどころとなる、今という社会が蓄積してきた経験である（片桐 2000）、という指摘がある。

そのようにとらえると、この六十六部廻国供養塔が、この地域の地名である「六部堂」の由来であるとともに、短いとはいえ 200 年という経験が「六部堂」には込められており、今なお地域名称の根拠として存続している。『街道の日本史 46』において、坂東梅生は「松山札ノ辻より六里の東明神あたりは、鎮守の森や民家のたたずまいに昔さながらに農山村の景観が残り、旧街道と調和して旅情を感じさせてくれる」（坂東 2005:41）と述べている。この景観は誰が維持しているのだろうか。

久万高原のような山間部においては、片桐新自（2000）が指摘するような経験の多くは、第一次産業によって支えられており、それが終焉を迎えれば、本研究で紹介した六十六部廻国供養塔でさえ、ありふれた普通の存在以下となり、持続可能な存在でなくなってしまうだろう。聞き取りを終え、本稿の大半を書き上げた 2019 年段階には水田の猪対策の金属ネットが設置され、六部堂廻国供養塔へのアクセスは困難な状態になってきている。そのような現状だからこそ、こうした景観を今まで伝えてきた地域の方々の日々の努力に対し、心から敬意を表し、記録としての本稿を終えることにしたい。

【註】

（註 1）1762 年に執筆されたとされる『豫陽郡郷里諺集』に「良（うしとら）の角に法納所とて六十六部経を納ると云、惣じて日本國中に納所を経の森と云」（曾我 1924:63）とある。

（註 2）昭和 40 年代とまでしかわからなかった。

（註 3）奉納相撲は子供のものとともに、大人のものもあった。小田眞一の記憶では、大人の商品は酒、八木、横泊では子供の賞品は御幣であった。

（註 4）周辺でも、観音さん（横通）、金毘羅さん（本組）、きのみやさん（井組）など、奉納相撲が盛んであった。

【引用文献】

- 伊藤義一，1973a，「埋れた土佐道」『伊予史談』伊予史談会，207・208:39-55.
伊藤義一，1973b，「埋れた土佐道・その後」『伊予史談』伊予史談会，209:31-34.
稲田道彦，2013，「日本廻国六十六部と四国遍路——浄慶の納経帳から」『香川大学経済論叢』86(2):77-114.
片桐新自，2000，「歴史的環境へのアプローチ」片桐新自編『歴史的環境の社会学』新曜社，1-23.
喜代吉栄徳，2002，「回国碑の謎（7）」『四国辺路研究』海王舎，19:59-60.

- 久万町教育委員会, 1985, 『久万の伝説』久万町教育委員会.
- 久万町教育委員会, 2003, 「六十六部回国碑」『久万高原 石の民俗文化財』久万町教育委員会, 80.
- 久万高原町教育委員会編, 2012, 『石の民俗文化財』久万高原町教育委員会.
- 久万高原遊山会, 2011, 「街道の確定と現状」『歴史の道調査報告書 土佐街道（三坂越え）』久万高原町教育委員会, 15-19.
- 小嶋博己, 2004, 『廻国供養塔データベースの構築と分析』2001-2002年度科学研究費補助金研究成果報告書(13610369), ノートルダム清心女子大学文学部.
- 曾我鍛, 1924, 『豫陽叢書第一巻』愛媛青年処女協会.
- 武田和昭, 2012, 『四国辺路の形成過程』岩田書店.
- 玉井和史, 2009, 「ふつうの町の景観はなぜかけがえのないものなのか——その社会的な説明と背景」『都市計画』日本都市計画学会, 277: 31-34.
- 長曾我部光義・押川周弘, 1998, 『石に聴く 出雲・美作・四国の旅で石に聴く』30, 私家版.
- 長曾我部光義・押川周弘, 2004, 『六十六部廻国供養塔——「石に聴く」宮崎県の石塔探訪記』岩田書店.
- 西海賢二, 1987, 「お廻国さま——異人歓待と忌避」『生活の中の行道——石鎚信仰の深層』福武書店, 72-84.
- 西口武志, 2011, 「官道と土佐街道」『久万山物語』久万高原町教育委員会, 83-114.
- 西村聡太・荒木理恵子・山下章之, 1982, 「伝説」北九州大学民俗研究会編『久万の民俗』北九州大学民俗研究会, 212-233.
- 野口光敏, 1972, 「交通」愛媛県教育委員会編『上浮穴地域民俗資料調査報告書』愛媛県教育委員会, 21-23.
- 坂東梅生, 2005, 「土佐街道（三坂越え）」川岡勉・内田九州男編『街道の日本史 46 伊予松山と宇和島道』吉川弘文館, 38-43.
- 山内譲・水田敏廣・崎山普史・高橋友鬼・伊豫田孝幸, 1995, 「街道の確定と現状」『愛媛県歴史の道調査報告書第2集 土佐街道三坂越え』愛媛県教育委員会, 13-37.
- 山之内肇, 1974, 「旧久万山街道を行く」『愛媛の文化 14』愛媛県文化財保護協会, 23-26.
- 和田純一, 1979, 「久万の「遍路道」とその周辺」『ふるさと久万』ふるさと久万編集委員会, 19: 24-35.

図の出典

- 図1. 表1 筆者作成
写真1～5 筆者撮影

謝辞

本稿作成にあたり、遺跡発行会、犬島貝塚調査保護プロジェクトチーム、愛媛県立図書館、遺跡発行会、久万考現塾、小嶋博己、柴田昌児、松田朝由、山口早苗の諸先生、諸氏には文献および情報の収集にあたり、御協力、御教示を賜った。末筆ながら、聞き取りに協力いただいた方々に謝意を申し上げたい。また本文中で敬称等は省略した。御寛恕願いたい。なお、本研究には「基盤研究(B)西日本最高地点に立地する山稜の弥生遺跡群に関する実証的研究」18H00737 の研究成果を含む。

本稿校正中に今福利恵氏の訃報に接した。民俗学の論文を書き始め、少しずつ形にでき、出来たものをお渡しするといろいろとご助言をいただいた。冥福を心より祈りたい。

認知症者と「音楽の物象化」をめぐる相互行為分析

——「不合理」はどのように合理化されるのか——

堀田 裕子

愛知学泉大学 現代マネジメント学部

hotta@gakusen.ac.jp

Dementia and the “Objectification of Music” : An Interaction Analysis of the Rationalization of “Irrationality”

HOTTA Yuko

Aichi Gakusen University

keywords: Music Therapy, Dementia, Ethnomethodology, Objectification, Rationality, Video Ethnography

概要

本稿で扱うのは、ひとり暮らしをする認知症者 A 宅でおこなわれた音楽療法に関わるビデオ・エスノグラフィーである。音楽療法がおこなわれている場面については、その活動に対する当事者たちの異なる意味づけや活動の意義をすでに示した（堀田 2019）が、本稿では、その音楽療法の周辺で生じていたある「トラブル」の場面を扱う。それは、訪問看護師らが用意してきた歌詞カードを、A が額縁に入れて飾りたいと何度も申し出ては、訪問看護師らから受諾されたり否定されたりを繰り返すという「トラブル」である。

この「トラブル」のシーンを分析してみると、A の発話は終始一貫しており「合理的」であるのに対し、医療従事者らの発話は二転三転しており「不合理」に見える。しかし、医療従事者らは A の目的や動機を本人に確認したり代弁したりするなどして、いわば認知症者としてのカテゴリー化実践をおこないながら、その都度、A の申し出の「不合理さ」を「合理的に」説明していく。そして、このことによって、この「トラブル」が、「不合理な」申し出をする A に起因するかのごとくつくられられているように見えるのである。

だが、そもそも A は、なぜ歌唱のための歌詞カードを額縁に入れ壁に飾りたいのだろうか。ある種の「音楽の物象化」と呼びうるこの要求には、ほぼ寝たきりの生活を強いられている A にとっての、音楽療法と音楽そのものの日常生活における位置づけや時間-空間意識が反映されていると考えられる。

1 はじめに

本稿で見ていく療養者を取り巻く音楽療法場面そのものについては、以前、療養者と音楽療法士らとの間でおこなわれたセッションが「かみ合わない」現象を中心的に取り上げ、音楽（歌唱）に対する当事者たちの意味づけの相違や音楽療法の「療法」としての意義について論じた（堀田 2019）。だが、この時に分析した音楽療法場面の周辺では、別の「トラブル」が生じていた。それは、医療従事者らが当日用意してきた歌詞カードを、療養者が額縁に入れて飾りたいと何度も申し出るといった「トラブル」である。その出来事を「トラブル」として見えるようにしている原因はどこにあるのか。また、それは本当に「トラブル」なのだろうか。そして、その「トラブル」は療養者と医療従事者との間にある、音楽療法や音楽についてのとらえ方の相違が影響しているのではないだろうか。本稿で考察したいのは以上の点である。

私たちは一般的に、絵画、写真、賞状などといった、大切なモノ、思い出、何らかの証を額縁に入れる。額縁に入れられるモノは通常、何らかの内在的価値をもつ。また、そもそも額縁に何かを入れるという行為は、直接的／間接的な他者のまなざしを想定した行為である。額縁に入れたモノを見たり評価したりする直接的、具体的な他者がいなくとも、私たちが額縁に入れたいと思う際の価値の源泉となる間接的な他者、あるいは「一般化された他者」（Mead 1934=1995）が影響しているからである。その意味で、額縁に何かを入れるということは社会的な行為である。

ジンメルは有名なエッセイ「額縁」のなかで、その特徴を次のように述べている。

あらゆる心的現象において、ある存在が私たちにたいして距離を保っているということは、その存在がそれ自身のうちで統一を保っているということだ。なぜなら、ある存在が自己完結していればいるほど、その存在は、だれにも侵入されない領域を多く保有し、他のだれにたいしても自分を閉ざすことができる、自分だけの世界をより多く保有することになるからだ。（Simmel 1902=1999: 115）

ジンメルは額縁とそこに入れられる芸術作品の話をしているのだが、ここで述べられていることは芸術作品に限らず、私たちが額縁に入れたいと思う写真や賞状などにも等しく当てはまると思われる。額縁に入れられたモノは、「距離と統一、私たちにたいするアンチテーゼと自らの内なるジンテーゼ」（Simmel 1902=1999: 116）という特性を帯びる。それは自己充足した完結性ゆえに、私たちに幸福感を与え、私たち自身のものになるのである（Simmel 1902=1999: 116）。

音楽活動に関係するモノも、額縁に入れられることでその活動から距離を置き、それ自体で統一され自己完結したものとなりうる。それは私たちにとって明確な対象となり、だからこそ所有したり鑑賞したりすることができるところのものとなる。実際、著名な作曲家の書いた楽譜や、歴史的記録を残した歌手のゴールドディスクが、額縁に入れられ飾ら

れている例を目にしたことがあるだろう。ゴールドディスクに関して言えば、それはもはや音楽ソフトとして使用することができず、もっぱら内在的価値をもつモノと化している。

ところが、歌詞カードは医療従事者がパソコンで作成したにすぎない、音楽療法にとって道具的価値をもつモノである。額縁に入れたそれは、手書きの楽譜のような芸術的価値も、ゴールドディスクのような記録的あるいは物質的価値も備えていないように思われ、額縁に入れるに相応しい内在的価値をもつとも考えにくい。また、音楽療法にとっての道具的価値も失いかねない。本稿で見ていく相互行為上の「トラブル」は、こうした「音楽の物象化」に起因しそうである。

さて、この「トラブル」の契機になっているように見える、歌詞カードを額縁に入れたという申し出をする療養者は、認知症を患っている。とはいえ、日常的な会話が十分にできることはビデオデータおよびトランスクリプトを見れば明らかである。繰り返される申し出と次第に明らかになってくるその「不合理さ」に、周囲の医療従事者らはその都度「合理的な」説明でもって対応しているように見える。しかし、相互行為分析をおこなうと、その認知症者の申し出の方がむしろ「合理的な」ものである可能性が見えてくる。それだけではない。じつはその周囲の者たちの対応こそが、認知症者の申し出を「不合理な」ものにし、その相互行為を「トラブル」にしている可能性があるのだ。

H.S.ベッカーの「ラベリング理論」は、逸脱 (deviance) が社会的に作り出されていく過程を明らかにした。逸脱とは人や事物に内在したり帰属したりする性質ではなく、あくまでも周囲の他者たちによる意味付与が作り上げる社会現象である (Becker 1963=1993)。本稿は、こうした着眼点の重要性を意識している¹⁾。そして同時に、H.ガーフィンケルに始まるエスノメソドロロジーの立場も重視している。

人びとの日常的諸実践は、観察可能で報告可能である (observable-and-reportable) という意味で説明可能 (accountable) である。これがガーフィンケルおよびエスノメソドロロジーにおける合理性である。そして、場面における人びとの諸実践はインデックス的であり (indexical)、場面と個々の発話か行為、および、場面とその記述とは相互反映的な (reflexive) 関係にあると考えられている (Garfinkel 1967)。したがって、一見するとマイクロには間違っている発話や行為も、少し文脈を大きくとると合理的であることがあり²⁾、また、一見すると間違っている行為が、じつはマイクロな秩序内では合理的であることもある³⁾。だがこのことは裏を返せば、場面内の当事者にとっても、また、ビデオ・エスノグラフィーなどを通じてかれらと異なる視線で場面を見ることができる観察者にとっても、場面とインデックス的あるいは相互反映的な関係にないように見える発話や行為が確かにある、ということである。本稿では、こうした発話や行為の性質を「不合理」と表記する⁴⁾。

そのうえで、この「不合理」が相互行為のなかで合理的につくり上げられ、その原因が場面内の人物に帰属されていく過程を記述していく⁵⁾。場面内で行われる「不合理」をめぐる相互行為分析が、逸脱を確定するラベリングの発生的な局面を記述することにつながるのではないかと筆者は考えている⁶⁾。

2 データの概要

本稿で扱うのは、ひとり暮らしをする 93 歳の認知症者 A⁷⁾の自宅で撮影された、音楽療法の準備段階から終了後までの約 25 分間を撮影したビデオデータ⁸⁾の一部である。場面参加者は、A のほか、音楽療法士（社会福祉士の資格も有する）M、訪問看護師 N、医師 D、調査者 R の計 5 名である。なお、筆者はこの場にはいない。

この日おこなわれた音楽療法の音楽療法士のバイオリン伴奏に合わせてクライアントが歌唱するという能動的音楽療法である。音楽療法はこの日が初めてではない。以前の音楽療法の際に利用した「満州娘」の歌詞カードが、A の頭側にある棚に置いてあった。この日は N が新たに「ストトン節」と「金色夜叉」の歌詞カードを持ってきた。N が A の歌いたい曲を事前に尋ね、用意してきたものである。歌詞カードはいずれもパソコンで作成され A4 サイズの紙に印刷されたうえにラミネートフィルムが貼られている。したがって、調査当日には歌詞カードは計 3 枚あった。

当日のセッションの流れは表 1 の通りである。「伴奏」の列には、A が伴奏に合わせて歌った場合に「○」、伴奏なしで歌った場合に「×」が記してある。「出来事」の列には、その曲目を歌う際に起こった特徴的な出来事が簡潔に記してある。「拍手」の列には、A の歌唱後に拍手が起こった場合に「○」、起こらなかった場合に「×」が記してある。そして、網掛けしてある部分が、A が歌詞カードを額に入れてほしいと申し出る場面である。

表 1 A が歌った曲目（伴奏の有無・拍手の有無）と額縁に関する申し出のタイミング

通番	曲名	伴奏	出来事	拍手
1	ストトン節	×	音楽療法のためのセッティング中。	×
1 回目「額へ入れて」				
2	満州娘	×	音楽療法のためのセッティング中。N が途中参加。	×
3	満州娘	○	合図なし。A が遅れて歌い始める。一番のみ。	×
4	ストトン節	×	ところどころ詰まりながらやや早口で歌う。	×
5	ストトン節	○	合図で歌い始めるも、A が途中で歌えなくなる。	×
6	満州娘	×	やや早口で歌う。	×
7	満州娘	○	合図で歌い始める。	○
2 回目「額へ入れてこやってしまったとかなかん」 + 「レコードのあれ」				
8	満州娘	○	合図で歌い始める。	○
9	金色夜叉	×	二番まで歌唱。	○
10	金色夜叉	○	合図で歌い始める。演奏前に医師が拍手。	○
3 回目「額をひとつ買ってきて額をこうやって入れて」 + 「でもまあいいや」				
4 回目「額があるといいわなあ」				

表1に示したように、額縁に関する申し出のシーンは計25分程のデータの中で4回登場する。ここでまず確認しておきたいのは、そのタイミングが、セッティング中にAが「ストトン節」の歌詞カードを手をしている時(1回目)、伴奏に合わせて「満州娘」を歌唱し拍手が起こった時(2回目)、伴奏に合わせて「金色夜叉」を歌唱し拍手が起こった時(3回目)、医療従事者らの帰り際(4回目)であるという点である。1回目から3回目までの申し出の際、Aが手にしていた歌詞カードはそれぞれ異なっている。また、申し出のタイミングからすると、これから始まる音楽療法の時間を楽しみにしているであろうシーン(1回目)や音楽療法として「成功」したシーン(2,3回目)といった、Aが比較的気分の良い状況のなかで、医療従事者らへの感謝の表現や社交辞令として発せられた可能性がある。

なお、2回目の申し出の際、「レコードのあれ」というAの言葉が発端となって、3回目の申し出の際に、Mの演奏を録音した音源をAに提供する、という提案が為される。しかし、最終的にはA自身がこの提案を拒否している。

次章では、1回目から4回目までの額縁に関する申し出とそれをめぐる相互行為を時系列に見ていく。第4章では、その相互行為を「トラブル」にしている原因を探り、第5章では、歌詞カードを額縁に入れたいというAの要望そのものについて考察していく。

3 額縁をめぐる会話

ここでは、1回目から4回目までのAの申し出をめぐる会話を順に追っていく。

3.1 快諾から否定へ

次の断片1は、音楽療法の準備をおこなっている最中の、撮影が始まって間もないシーンである。直前までAは「ストトン節」の歌詞カードを見ながら口ずさんでいた(表1の通番1)。このシーンでAはこの日はじめて歌詞カードを額縁に入れてほしいと申し出る。

断片1 1回目の申し出→快諾⁹⁾

- 01N じゃあちょっと[べっぴんさんに((Aの髪を整える))
 02A [(ありがとう)((「ストトン節」の歌詞カードを手にしなが))
 03N ええやろ
 04A 額へ入れて
 05N (お:)よしよし額へ入れたろ(0.2)○○○ちゃんべっぴんさんやでちょっと
 [べっぴんさんにしとこ
 06A [hhh()
 07N ね(1.0)かわいいで(.)[あ::かわいい(.)]hhh
 → 08A [()]hhh [額があるか(.)]いいやつ
 → 09N 額(.)額いいわいいやつ買ってくるで(.)ああいうきらきらした-()いい額?
 10A ()なら(.)お金ももってってもらわなかなで

これから始まる音楽療法（の撮影）に際してNがAの髪を整えている最中、Aは「スト
トン節」の歌詞カードを眺めていた。Nが「ええやろ」（03）と発話すると、Aはそれへの
応答のように「額へ入れて」（04）と申し出る。Nは即座に快諾する（05）が、直後にトピ
ック転換する（05,07）。そこでAは「額があるか(.)いいやつ」（08）と、再び額縁のトピッ
クに戻す。家主であるAがNに「あるか」と尋ねているのは、額縁を用意してほしいとい
う依頼の婉曲表現だと考えられる。するとNは、額縁を買ってくると言い、額縁の種類に
関する質問までして快諾する（09）。

その後、約8分間セッションをするが、歌唱と伴奏が合わなかったりAが途中で歌えな
くなったりと「かみ合わない」状況が続く（表1の通番2～6）。しかし、Aが合図に合わ
せ伴奏つきで「満州娘」（通番7）を歌い、この日はじめて拍手が起こった直後、次の断片
2のように、Aは再び額縁に言及する。

断片2 2回目の申し出→受諾→否定

- 01N 18の頃はよかったね
→ 02A うん(2.0)ほんであとは額へ入れてこやってしまっとなかなかん←写真1
03N [hhh
04M [hhh
05A [額()
→ 06N 額買ってったるわ(.)金ぴかの
07A (0.4)ほお
08N (1.0)ね
09A ほお
10M いつでも[歌えるようにね(.)うん
11N [そそ()hhh
(1.0)
→ 12A ほいで1つずつ入れる額やの?
13N (1.0)[1つずつ入れるのこれに額う?hhhすごいね(()hhh
14M [hhh(ひとつ)hhh()hhh [(3ついるね)hhh
15A [どうやって入れるの?
→ 16N ね(.)額に入れたら(0.2)○○○ちゃん(.)これ見れ:へんやん見て
歌え:へん[やん
17M [ね:ね:[枕元にあった方がいいんじゃないの?○○○さん
18A [なんで:
19N うん(.)ここに[枕元に
20M [ね(.)いつでも-[取れるように
21A [そこに()もん

Aが「満州娘」の歌詞カードを手に、その曲を聴いていたであろう18歳の頃の話をしているところで、再び額縁のトピックが持ち込まれる(02)。Aは「こやつて」と言いながら、MとDの背後の上方を見ているが(写真1)、そこには書を入れた立派な額縁が掛けられている¹⁰⁾。



写真1 「額へ入れてこやつてしまっとなかん」のシーン(断片1の02A)

1秒ほど間を空けて、NとMが笑う。トランスクリプトには表わされていないが、DとRも笑っている。この笑いは、

Aが書と歌詞カードを同列に位置づけていることに対する反応であると考えられる。だが、歌詞カードを額縁に入れること自体は否定されない。Nは「金ぴかの」額を買ってくると申し出て(06)、Mも「いつでも歌えるようにね(.)うん」(10)と同調している。

ところが、約1秒の沈黙の後、Aが「1つずつ入れる額やの?」(12)と質問したことを契機に、額縁に入れることが否定され始める。これは計3枚ある歌詞カードを1枚ずつ額縁に入れるのかという質問だが、これにより、Aは3枚すべてを額縁に入れる可能性を質問に含めていることが分かる。すると、NらはAの質問に対して直接応答せず、「1つずつ入れるのこれに額う?」¹¹⁾、「すごいね」と笑う(13)。この「すごいね」は評価ではなく、相手の過剰さを嘲る表現であろう。それに対し、Aは「どうやって入れるの?」(15)と質問を重ねる。質問に対する明確な応答がないことから、Aは、1つずつ入れるのではないならどうやって入れるつもりかと尋ねているのである。すると、Nは「額に入れたら……これ見れ:へんやん見て歌え:へんやん」(16)と、額縁に入れることを否定し始める。またMは、「枕元にあった方がいいんじゃないの?」(17)、「いつでも取れるように」(20)と、額縁に入れること自体は否定しないで、枕元に置くことを提案する。Mのこの発言を受けて、Nも枕元に置くことに同意する(19)。

このように、Aの申し出は、NとMによって1回目には快諾されたが、2回目には否定され間接的に拒否された。その契機は、Aによる「1つずつ入れる額やの?」という発話であった。ということは、3枚のうち1枚だけだったら快諾されたのであろうか。しかし、NとMが否定する理由は枚数のことではないばかりか、それぞれが異なる理由を述べている。つまり、Nへの否定は、歌詞カードを額縁に入れること自体に対して向けられているいっぽうで、Mへの否定は、壁に飾ることに対して向けられているのである。

3.2 否定から受諾へ

次の断片2'は断片2の続きで(一部重複)、Nらが歌詞カードを枕元に置くように提案するなか、Aがそれを足元の壁に掛けたいと主張し、その理由を述べるシーンである。

断片2' 2回目の申し出のつづき：否定→受諾

- 19N うん(.)ここに[枕元に
 20M [ね(.)いつでも-[取れるように
 21A [そこに()もん←写真2
 22N [どこに? hhh[そこ-
 23M [ここに-[hhh [目に-目に入るところに-[がいいのかなあ
 24A [おお(1.0)あれ[じゃん() [うん
 25A (で)いつもこ:寝どおしやろ:私(.)起きてることあらへんで
 → 26N これやっとくと(.)いいの?
 27A うん(.)こうやって
 → 28N うれしくなる?
 → 29A (2.0)そ::そやってこうやってレコードのあれがあるといいわなあ
 30N (あると)いいね:
 31M ね-ね:そやね

Aは、「そこに()もん」(21)と言いな
 がらベッド足元の壁を指して、そこに歌詞
 カードを入れた額縁を掛けたいと主張す
 る(写真2参照)。その途端、NもMも笑
 う(22, 23)。N, M, Dの目線の先にある
 ベッド足元の壁に掛ければ、Aの顔から2
 メートル近く離れることになり、歌詞カー
 ドの文字が見えなくなるからであろう。

しかし、Mはその直後に「目に入ると
 ころに-がいいのかなあ」(23)と、Aの主張
 を解釈している。AはそのMの発話を肯定

し(24)、「いつも寝どおしやろ:私(.)起きてることあらへんで」(25)と理由を述べる。すると、直前まで枕元に置くよう言っていたNが、「これやっとくと(.)いいの?」(26)と質問する。NはAに理解を示しているように見える。そしてAはその質問に対して肯定する(27)。

ところが、Nが「うれしくなる?」(28)と質問すると、Aの応答に2秒の遅延が生じ、なおかつ肯定しない。Aにとって、額縁に入れて飾ることは「うれしくなる」と即座に肯定できることではない可能性がある。そして、Aは応答する代わりに「そ::そやってこうやってレコードのあれがあるといいわなあ」(29)とトピック転換する。

このように、断片2'では、Aの申し出がNとMに受け入れられつつあるように見える。その後3曲セッションし、この日最後の歌唱となった伴奏付きの「金色夜叉」を歌い終わったタイミングで、次の断片3のように3回目の申し出が起こる。



写真2 「そこに()もん」のシーン
 (断片2'の21A)

断片3 3回目の申し出→受諾

- 01M ♪————♪
 02A ありがとう(.)こらあいいわ(.)この(.)紙だけやないで
 03N hhh 紙だけやないで[hhh バイオリンもあるし
 04A [()]入っとるや-つやでね(.)
 05N うん(.)[いいね
 → 06A [()]へんで(.)額を1つ買ってきて額をこうやって入れて
 → 07N ん(.)やっところね
 08A ()もう3つもこうなったらま:うちだけじゅう額だらけ
 09M [hhh
 10N [hhh どうすんのこれ:[額いっぱいやらなくちゃいけ[ない hhh [貼るところがない
 11M [そうそうそうそう [貼るところが[ない
 12A まあいいわ(.)ああいうやつは降ろいてまえば
 13N [hhh
 14M [hhh
 15A ()降ろいてここに(.)寝どおしやでここでこうやって3つこうやってやって
 → 16N hhh はい

Aは「金色夜叉」の歌詞カードを手にしたままである。ここでNは額に入れることをはっきりと受諾している(07, 16)。3枚の歌詞カードをそれぞれ額縁に入れて壁に掛ければ「うちだけじゅう額だらけ」(08)になりそうだが、いま掛けてあるものを降ろす、とAは言う(12, 16)。これらのAの発言の最中、NとMは笑っている(09, 10, 13, 14, 16)。ここでもAは「寝どおしやで」(15)という言葉を用いて、3つの額縁を壁に掛けることを志向している。

そしてこの後、トピックは額縁から音楽へと移行する。

断片3' 3回目の申し出のつづき: 録音した音楽をAが拒否する

- 17A ()鳴るやつなけらな
 18M あ:鳴るやつね:音楽がないとね:
 19A うん(.)[あのレコード-レコード(.)板でね:
 20M [ちょっとさみしいかな
 21M う:ん
 → 22A ほんでも自分がそういうことようやらへんであかんわ(.)寝てばっかおるで
 23M (0.2)そうか(.)あの:録音か何かね:したものがあるといいかな?
 24A [うん
 25M [いつでも聴きたいでしょ:

- 26A うん
 27M う:ん
 (3.0)
 → 28A でもまあいいや-
 29M うん
 30A これだけの方が(2.0)あんまりいつも歌ってばかりしておれえへんで
 31N そうや-
 32A これ見て(1.0)自分の気の晴れた時は歌えるで
 33M うん
 34A これを額に入れてこやってね

AとMの言う「鳴るやつ」(17, 18)は、断片2'で言及されていた「レコードのあれ」(29)、つまり、メロディーラインを奏でる音源のことであろう。するとMが、「音楽がないとね」(18)、「ちょっとさみしいかな」(20)と述べる。それに対し、Aは「ほんでも」と否定の接続語で開始しつつ、「自分がそういうことようやらへんであかんわ(.)寝てばっかおるで」(22)と、理由を述べて拒否している。にもかかわらず、Mがさらに、「録音か何かね:したものがあるといいかな?」(23)、「いつでも聴きたいでしょ:」(25)とAに質問すると、Aはそれぞれに「うん」と肯定している(24, 26)。

しかしその後、3秒ほどの沈黙の後、Aは「でもまあいいや」と再びMに配慮したかたちで開始しつつ、音源は要らないと言い始める(28)。Aは否定の理由を、「あんまりいつも歌ってばかりしておれえへんで」、「これ[歌詞カード:筆者補足]だけの方が」と述べる(30)。Aのこの発話に、NとMも同意している。

3.3 受諾から否定、そして快諾へ

次の断片3"は断片3'の続きで(一部重複)、Nが額縁を壁に掛けることを再び否定し始めるシーンである。

断片3" 3回目の申し出のつづき: 受諾→否定、額縁の置き場所をめぐる言い合い

- 34A これを額に入れてこやってね
 → 35N これ枕元に置いとくんやて(.)○○○ちゃん(.)ほいで[()]見るんやて
 36A [()]やがね
 37N いいやんここにこうやってこういうふう_に置くやろ
 → 38A んなもん見ええへん()
 39N 見てみ見えるで横[向いたら←写真3
 40M [手-手の届く位置に hhh
 41A [んなこと横向いて見ええへん

- 42N 見える:
- 43A あそのの:(1.0)カレンダーの代わりにあそのの
- 44N [カ-レンダーの代わりにここにこうやっておくの?()]
- 45M [hhh]
- 46A カレンダーのけてね:
- 47M [hhh]
- 48N [hhh わかった hhh]
- 49A カレンダーあっちにありやいいで



写真3 「見てみ見えるで横向いたら」のシーン（断片3”の39N）

歌詞カードを額に入れて壁に掛けて気分の良い時に歌う、と言う A に対し、N と M は、A の手が届く枕元に置いておくのだと言う。しかし、A はそれだと「見えない」と言い返す。そして、「見えない」、「見える」と、A と N および M との間で言い合いが生じている（37～42）。N は歌詞カードを A の右枕元に置いて、A の左頬に自分の右手を置きながら右の方を向くように促すが（ただし A の顔を動かしてはいない）、A は右枕元の歌詞カードを一切見ず「見えない」と言っている（写真3）。その言い合いが終わるのは、A が壁に掛けてあるカレンダーの代わりに歌詞カードを掛けることを申し出たことによる（43）。そして、N と M は笑いながら、その申し出を受諾する（48）。N と M はこの時点で額縁に入れることは否定していなかったが、壁に掛けることは否定していた。しかし、A の強い要求により、最終的には壁に掛けることを受諾するのである。

その後、Aと医療従事者らは、およそ6分間にわたって昔の思い出について会話をした。そして、いよいよ医療従事者らが帰る旨を伝えるシーンが、次の断片4である。

断片4 4回目の申し出→受諾

- 01N じゃあまた○○○ちゃん来るから
 02A うん(.)でこれ持ってくるのか
 03N これ持ってくるかへん(.) [これは:
 04M [これは:○○○さんが:
 05N ○○○ちゃんが(.) [そいで
 06M [持ってきてもらっていいんで
 → 07A [あ::そうか額がほしいわ(.)額がほしい
 → 08N ん(.) [額やな:
 09M [額に
 10A どれくらいかかるの?お金(.)持っとらへん[もん
 11N [ひゃっきんで安いのが買ってくるわ
 12M 安い(.) [安いがあるで 安いけど立派なやつがあるで:
 13N [安いのも[こうやって大きいのある[から
 14A [ああそうか [ああそのほうがええ()3つ()
 15M うん
 16N わかった(1.0)じゃあ3つ()入るようにしとこうか

AはNらが歌詞カードを持ち帰るのか尋ねる(02)が、NとMが歌詞カードはA宅に置いていくと言うと、Aは再び「額がほしい」(07)と発話する。そして、1回目の申し出時と同じように、お金の心配をし始める。NとMが百円均一の店に、安くても立派な額縁が売っているためそれを買ってくる、と具体的な提案をする(11, 12)。

以上、計4回に亘る、歌詞カードを額に入れたいというAの申し出をめぐるデータを見てきた。諸断片とその説明を読み、Aと医療従事者らとの相互行為についてのどのような印象を持たれたであろうか。Aの「不合理な申し出」によりNやMが翻弄されている、と読まれたであろうか。あるいは、むしろAが翻弄されている、と読まれたであろうか。

4 「トラブル」の背景——つくり上げられる「不合理な申し出」

Aの申し出をめぐる相互行為の「トラブル」は、Aが認知症者であるということに関わっているであろう。それは、Aが認知症者であることそれ自身が原因となって「トラブル」が生じているという意味ではなく、Aが認知症者であるという事実に基づく周囲の者たちの言動が原因となって、Aの発話を「不合理な申し出」にし、「トラブル」を生じさせているのではないかということである。

認知症の症状には、脳の細胞が壊れることにより起こる中核症状（記憶障害、見当識障害、理解・判断力の障害、実行機能障害など）と、この症状に当人の性格、生活環境、人間関係などの要因が絡み合うことにより起こる周辺症状とがある¹²⁾。少なくともビデオデータから確認できるAの症状は、わずかな記憶障害と理解・判断力の障害であり、そのことは、歌唱のための道具である歌詞カードを壁に掛けたいと申し出るシーンや、**断片1**に始まる申し出を**断片4**で再び申し出ているシーンなどに見出せる。また、Aが額縁に入れることに強くこだわっている様子も認知症者特有の症状と言えるかもしれない。そして、認知症に関する知識を有し多くの認知症者と接してきたNやMは、このことを十分に理解したうえでAに対応していることが分かる。

たとえば、**断片2**ではAの申し出に対して、Mが「いつでも歌えるようにね(.)うん」(10)と発話し、その目的を代弁している。行為者が自我の未発達である子どもの場合、その意図や目的を周囲の大人が代弁し自覚させようとすることがあるが、このMの発話はまさにこれと同様に、Aの申し出の目的を代弁し、A自身に帰属させようとするものとして見ることができる。

また、**断片2'**におけるMの「目に入るところに-がいいのかなあ」(23)という発話は、少なくともAに対して向けられたものではなく、Aの「不合理な申し出」という状況の解釈であり、記述である、と見ることができる。Aの申し出の意図や目的についてはA本人に尋ねればよいところだが、A本人に尋ねてもMやNの満足のいく回答を得られないだろう、とMは考えていると思われる。

同じく**断片2'**において、NはAに、「これやっとくと(.)いいの?」(26)と質問するが、これはAの申し出の意図もしくは目的をA自身に確認するものとなっている。さらに、NはAに「うれしくなる?」(28)と質問しているが、これは申し出の動機を確認するものとなっている。言動の目的や動機を問うたり確認したりする行為は、場面参加者が当人の言動を理解できない時にしばしば生じがちである（「こうすればいいの?」、「それをしてると楽しいの?」）。

つまり、NとMはAに対して、目的や動機を確認したり、自分たちが解釈した意図や目的を帰属させようとしていたりしているのである。

NおよびMとAとの相互行為に特徴的な点はほかにもある。**断片3**”において軽い言い合いが生じた際、Nは歌詞カードを枕元に置いておくべきだということを、**写真3**のように実際に置いてみてAに確かめさせようとしている。Aにとって、歌詞カードを壁に掛けることの「不合理さ」についての概念的な理解が困難なのであれば、具体的で実践的な理解をしてもらおうということであろう。

また、そもそも**断片1**において、Aがはじめて歌詞カードを額縁に入れてと申し出た際に、それが唐突な申し出にもかかわらず、Nが快諾したうえでトピック転換しているシーンも、Aの申し出を一時的なものとして受け流そうとしていたようにも見える。

この日のAに対するNやMの発話や行為は、音楽療法という活動の前後でおこなわれ

たもので、そこには医療従事者と在宅療養者という「カテゴリー集合」(collection of membership categories), またそれに伴う「カテゴリー化」(categorize) (Sacks 1972=1995) を見出すことができる。ことに、認知症者をめぐる相互行為においては、介護者などの周囲の者たちが認知症者に対して、しばしばテストとして質問をしたり自分の知っていることについて質問したりすることでカテゴリー化実践をおこなうことが指摘されているが(小池 2015), このように意図や目的を確認したり自分の解釈を認知症者に帰属させようとしたりすること, また, 実践的, 身体的な理解に訴えようとすることも, 認知症者へのカテゴリー化実践と言える。

もちろん A が認知症者であるということは医学的事実ではあろう。しかし、ここでの相互行為を「トラブル」として、あるいは A の申し出を「不合理なもの」にしているのは、A 自身ではなくむしろ A を取り巻く相互行為なのではないだろうか。

実際、N と M の発話に注目してみる。1 回目の申し出の際(断片 1)には、歌詞カードを額縁に入れることを快諾したが、2 回目の申し出の際(断片 2)には、A の「1 つずつ入れる額やの?」という質問を契機に否定に転じる。そして、N はこの直後に、「額に入れたら見えない、歌えない」と理由づけしている。額に入れるということが壁に飾るということをレリヴァントにするとしたら、この理由づけはもっともではある。その後の M の「枕元にあった方がいいんじゃないの?」という発話は、額縁に入れること自体ではなく壁に飾ることに對する否定として読み取れ、やはり壁に飾ることがレリヴァントになっている。しかし、それならばなぜ断片 1 で快諾したのであろうか。歌詞カードを 1 つずつ入れたいという申し出に對する否定の理由として、「額に入れたら見えない」、「枕元に」という発話は「不合理」であるし、最初は快諾した申し出を否定する理由としても「不合理」である。

ところが、断片 2' では、壁に掛けたいという申し出に N は同意の姿勢を見せ始める。M も「目に入るところがいいのかなあ」と理解を示している。そして 3 回目の申し出の際、N は断片 3 で壁に掛けることを受諾する。だが、断片 3" では M とともに再び枕元(手の届く場所)に置くよう言うのである。そして、枕元では見えないと言う A との間に軽い言い合いが生じた後、N は受諾し、帰りがけの 4 回目の申し出の際(断片 4)には再び快諾するのである。このように、一連の会話を通して見ると、A の周囲の人びとの発話は二転三転して一貫性がないばかりか、「不合理」でさえある。

それに対し、A の主張は断片 1 から断片 4 まで一貫している。そして、その額縁を、枕元に置くのではなく壁に掛けたいということも、おそらく最初から一貫していたと考えられる。なぜなら、額縁は壁に掛けることと立て掛けることをともにレリヴァントにするが、A4 ほどの大きさともなれば壁掛けすることが一般的だからである¹³⁾。

つまり、この一連の相互行為を「トラブル」であるかのように見せており、その「トラブル」の原因が A に、あるいは A の認知能力の欠如にあるかのように見せているのは、じつは周囲の者たちの言動なのではないかということである。つまり、「トラブル」の修復のためにその都度用いられるのが、A の動機や目的の確認、N が解釈した動機の A への帰

属、実践的説明といった、認知症者に対するカテゴリー化実践だからこそ、その「トラブル」の原因があたかも A にあるかのように見えてしまうのではないか。言い換えれば、N と M にとって、A の申し出の「不合理さ」は、カテゴリー化実践と合わさって、認知症者の申し出というフレームの内部で合理的に理解されている可能性があるということである。

5 額縁に入れて壁に掛けることの合理性

前章で見たように、少なくとも A の申し出は場面内において、N と M によって「不合理なもの」として理解されていた。しかし、場面を通して見ることによって、二転三転する N と M の言動の方が「不合理」に、終始一貫している A の申し出の方がむしろ「合理的」に見えてきた。であるならば、N と M にとっては「不合理」として位置づけられているであろう、A の申し出それ自体、すなわち歌詞カードを額縁に入れて壁に掛けることの合理性についても詳察しておくべきであろう。

5.1 「音楽の物象化」と歌唱行為

音楽療法の観点からは、歌詞カードは A にとって道具的価値をもつものである。ところが、A はそれを額縁に入れ、しかも A の目線から 2 メートルほど先にあるベッド足元の壁に掛けたいと申し出る。A にとって歌詞カードは、あたかも芸術作品のごとく内在的価値をもつものであるように思われる。

歌詞カードが、歌うという社会的行為から引き離され、それ自体、モノ化されているという点で、A の要求は「音楽の物象化」と言えそうである。P.L.バーガーと T.ルックマンは「物象化」(Verdinglichung, reification)¹⁴⁾について、K.マルクスの考え方を引き継ぎつつ、次のように述べている。

物象化とは人間的な諸現象をあたかもモノでもあるかのように理解すること、つまり非人間的な、あるいは、おそらくは超人間的なものとして、理解することである。

いいかえれば、物象化とは人間の活動の産物をあたかも人間の産物以外の何物かでもあるように理解すること——たとえば自然的事実、宇宙の法則の結果、あるいは神慮の顕現等々として理解すること——である。(Berger and Luckman 1966=1977: 151)

そして、バーガーとルックマンは、物象化を「もともとは物象化されていなかった社会的世界についての理解の仕方が転倒したもの」と考えることは誤りであるとして、それを虚偽意識としてとらえたマルクスから距離を置いている。つまり、物象化とは「人間による人間的世界の客観化の一つの様式」であり、あくまでも意識の一つのあり方なのである (Berger and Luckman 1966=1977: 152-3)。

A を除く場面参加者たちにとって、そしてこの場面を見る第三者としての私たちにとってもおそらく、歌詞カードを額縁に入れて壁に飾りたいという A の申し出は、参照して歌

うという目的から切り離れた「音楽の物象化」と映るであろう。だが、音楽関連のモノの例で言えば、直筆の楽譜やゴールドディスクを額縁に入れて飾ることがあるように、「音楽の物象化」それ自体は一般的にもおこなわれ理解されうる意識と行為のあり方である。こうして額縁に入れられた楽譜やCDは、もはや演奏や再生といった音楽活動から切り離され道具的価値を失っているという意味では「物象化」されていると言える。

だが、ここで「音楽の物象化」が問題になるのは、歌詞カードが音楽療法という目的にとって必要な道具だからである。医療従事者らからすると、音楽療法の一環としてAにはひとりの時にも歌って声を出し身体的運動をしてもらいたいという目的があろう。歌詞カードを額縁に入れて壁に掛けてしまったら、ひとり暮らしでほぼ寝たきりの生活を強いられているAがそれを参照して歌うことはできなくなってしまう。

それができなくなるにもかかわらず、なぜAは歌詞カードを額縁に入れ壁に掛けたいのであろうか。ここで、Aの日常生活における歌唱や音楽の位置づけについて考えたい。

断片2'でAがトピックに上げた「レコードのあれ」は音源のことを指していた。そして、断片3'のMとの会話のなかで、Aは自分で音源を利用する（音楽をかける）ことが難しい、といった否定的な発話をするものの、Mの「いつでも聴きたいでしょ:」(25)という質問に、即座に肯定する(26)。だが、3秒ほどの沈黙の後、最終的に音源の受け取りを拒否する(28)。その理由をAは、「あんまりいつも歌ってばかりしておれえへんで」(28)、「これ見て自分の気の晴れた時は歌えるで」(32)と述べている。いっぽう、その前後で、額縁を壁にかけたいAと枕元に置きたいNおよびMとの間で、軽い言い合いが生じていた。Aが歌うためには歌詞カードが必要である。Aは自分ひとりで体を起こすことが難しい。だから、それを枕元（手の届く場所）に置かなければならない。Nらの主張はもっともである。

しかし、そもそも私たちは日常生活のなかで、ひとりの時に歌唱することがあるだろうか。音楽に合わせて歌うことはあるが、歌唱というよりも鼻歌のように流したりサビなどを部分的に歌ったりする程度ではないだろうか。ましてや歌唱するために音楽をかけるようなことは稀で、音楽鑑賞のなかで歌唱することがある、といった程度ではないだろうか。ひとりで歌唱することは、ひとりだからこそどこか恥ずかしい。それには、歌には歌詞があるということ、言い換えれば、歌が発話の一種であるということが影響しているように思う。ひとりで言葉を明確に発することは、感嘆詞のような発話や「ひとりごと」でない限りは、ない。つまりAは、日常的には歌うことはまずないということを知っている。Aが次に歌詞カードを見て歌うのは、音楽療法士らが再び来訪する時であろう。ならば、それまでの間、歌詞カードを見ることはできなくても、ベッド頭部を緩やかに起こすだけで眺めることができる位置に飾っておきたい。そう、あたかも写真や賞状を眺めるように。

このように日常生活のなかの歌の位置づけをとらえると、歌詞カードを額縁に入れて壁に掛けたいという申し出はさほど「不合理なもの」ではないように思われる。ひとりで歌うのであれば、歌詞など多少間違ってもメロディーラインさえ覚えていればよいであ

ろう。ひとりで歌う時にも歌詞の正しさが気になるのは、その歌唱が他者に聴かれる可能性がある限りであろう。歌詞カードはしっかりと見えなくともよいことになる。したがって、Aにとって歌詞カードは、歌唱するための道具という位置づけがされていないと考えられる。

そして、AがNらに申し出を否定されて以降、繰り返し発せられる「寝どおし」(断片2'の25、断片3の15)、「寝てばかり」(断片3'の22)といった言葉はすべて、壁に掛けたいことと音源を利用できないことを理由づける文脈で用いられている。寝た状態で歌うことは、やはりない。その代わりにAにとっては、文字は見えなくとも寝ている時目に入り、眺めることができる位置にあった方が自分自身にとって意義があると考えられているのではないだろうか。

5.2 生活および記憶の枠組みと額縁

額縁 (cadre, frame) は、枠組み (cadre, frame) である。E.ゴッフマンは「フレーム」(frame) および「フレーミング」(framing) の概念を G.ベイトソンから引き継ぎ展開したが、それは場面の意味を解釈する枠組みであり、場面と行為とが相互反映性のなかで、互いを形づくる関係にあることを示している (Goffman 1974)。この「フレーム」と行為との相互反映的なモチーフは、記憶や想起に関する議論のなかにも見出すことができる。M.アルヴァックスは、H.バルクソンの「純粹記憶」のテーゼを批判し、記憶があくまでも「社会的枠組み」の作動のうえに可能になっていることを明らかにするなかで、記憶の「枠組み」(cadre) とその記憶内容との関係について次のように述べている。

記憶の枠組みと出来事のあいだには同一の性質がある、すなわち、出来事は思い出になるが、枠組みもまた思い出 (= 記憶内容) によって作られているのだと考えることもできる。(Halbwachs 1925=2018: 139)

ここでアルヴァックスは、こうした記憶の枠組みと記憶内容との関係が、川の流れの両岸と水の流れのように異なるものが接続しているだけの関係とは異なり、記憶を結び合わせたものがその記憶の枠組みを構成している、という相互反映的なものであることを示している¹⁵⁾。そして、私たちは思い出を「自分が常に携えている基準点の助けを借りることによって位置づける」のであり、「思い出を再発見するためには、自分の周囲に目を向け、他の人々のことを考え、自分を社会的枠組みのなかに置けばそれで十分なのである」(Halbwachs 1925=2018: 368) と述べている。

この「基準点」となる社会的枠組みは、空間的なものである。ただし、空間といっても、幾何学的で均質的な空間ではなく、その性質に応じてそれぞれの部分が区別されるような空間を指している (Halbwachs 1925=2018: 137)。子どもにとっては日常生活のほぼすべてである家という空間は、社会生活の重要な構成要素を成すほぼ唯一の枠組みであり、だか

らこそ子どもの頃の家の記憶はしばしば論理的整合性がないようなものとなりがちである (Halbwachs 1925=2018: 137-8)。しかし、大人にとっての家は、職場、公園、ショッピングセンターといった複数の枠組みから構成される一つの大きな枠組みのなかの小さな枠組みであって、持続的に存在するその大きな枠組みは、小さな枠組みを呼び起こし、論理的整合性を可能にする。そして、それぞれの枠組みの内部で起こった出来事は思い出になっていくが、その思い出もまた枠組みをつくり出している。

A の場合、自宅はおろか自室からもほとんど移動することがないため、上述のような子どもよりも空間的には限定された世界を日常的に経験している。日常的にいくつもの枠組みを移動する人びとと異なるかたちで、A はこの部屋という枠組みのなかでさまざまなシーンを展開している。言い換えれば、部屋の内部に複数の枠組みをつくり出すことはできる。額縁はその一つを担うと考えられる。つまり額縁は、目に入る位置にあることで、楽曲のことを、18 歳の頃のことを、音楽療法のことを A に思い出させ、またそれらの思い出を結び合わせているのである (Halbwachs 1925=2018: 141)。じつは、額縁に入れてという申し出は、最初からこのように目に入ることを志向していた可能性がある。私たちは日常的に、額縁に入れた絵画や賞状や写真などをじっくりと見ることはしないが、目に入る位置に置きたいがゆえに飾るのだから。そしてやがて、額縁は「見られているが気づかれない」モノとなる。あたかもルールが沈殿し規範となって私たちの言動の基準点となるように。つまり、歌詞カードを額縁に入れることは記憶の枠組み、および歌うことを志向するための枠組みをつくり上げることなのではないだろうか。N や M にとって「不合理」に見える A の申し出は、歌詞カードを額縁に入れて飾るというかたちで空間を区切り、思い出を沈殿させようとする合理的な行為であるように筆者には映る。

6 おわりに

本稿では、粗削りなかたちではあるが、歌詞カードを額縁に入れたいというある種の「音楽の物象化」と言える認知症者 A の申し出と、それをめぐる相互行為に焦点化してきた。「トラブル」として見えるその相互行為のどこに「トラブル」の原因があるのかをたどっていくと、それは認知症者の側ではなく周囲の人びとの側にある可能性が見えてきた。しかも、A を認知症者へとカテゴリー化する実践と合わさって、一見すると「トラブル」の原因が A の「不合理さ」にあるかのごとくつくり上げられているように見えるのである。

もちろん、これらの場面において、N や M の「不合理さ」ではなく A の「不合理さ」をレリヴァントにするのが何かについてはさらなる考察が必要である。だが、互いにとって、そして観察者によっても「不合理」に見える諸実践のうちのいずれかが合理性を帯びるプロセスとして、一定のリアリティを示すことができたように思う。

また、「音楽の物象化」を志向すること自体は不合理で逸脱的なことではない点、またそれがあたかも「見られているが気づかれない」規範が形成されていく過程のように思い出を沈殿させていく点についても論じてきた。これらに関しても、バーガーとルックマン、

アルヴァックスらの諸理論、あるいは「物象化」をはじめとする諸概念に関する周密な検討を要する。

そして、第2章で少し言及したが、音楽療法という一連の活動のなかに位置づけると、Aの申し出が起こるのは、Aが比較的気分の良いタイミングであるように見える。それはセッションが「成功」したタイミングを含んでいる。このことから、額に入れることは「成功」した活動の記録や確認、あるいは称揚という可能性もある。また、音楽療法という活動そのものに対する賞賛でもあるかもしれない。つまり、Aの申し出は「主人」としての「客人」への配慮の表われという可能性もあり、在宅療養においてしばしば見いだせる「社交」（堀田 2012）の顕現として見ることもできそうである。

本稿では、第5章において空間的な枠組みに専心したが、最後に、時間的枠組みについて言及しておきたい。

いま、Aの足元の壁にはカレンダーが掛けられている。だが、主にベッド上で過ごすAは、このカレンダーに書かれた文字を見ることができない。そこには、Aの生活を支えるために訪問する多業種の人びとの訪問日程が記されている。したがって、直接的には、このカレンダーはA以外の他者たちのためのモノである。また、カレンダーとは未来志向的な道具であり、月日が過ぎれば過去のものは捨てられていくというモノでもある。

しかし、その代わりにAが掛けたい歌詞カードは、A自身にとって意味のあるモノであり、Aのものである。また、歌詞カードは、今日の音楽療法、そして若い頃に聴いた歌謡曲といった過去の記憶を想起させるとともに、おそらく数週間後にやってくる次の音楽療法という未来をも志向するものとなっている。

カレンダーの代わりに歌詞カードを掛けたいということには、大した意味はないのかもしれない。しかし、直接的に自ら利用することのないカレンダーよりも、歌詞カードを掛けて——見るといっても——眺めることの方が、Aにとっては価値あることだと位置づけられているのは確かであろう。その理由は、歌詞カードがAにとって、過去と未来をともに志向させてくれるものだからなのかもしれない。

本稿では、額縁をめぐる相互行為に関する諸断片を、とくに会話にのみ焦点化して考察してきた。何年経っても印象的な出来事として筆者の記憶に残る、Aをめぐる相互行為をまなざす備忘録として残しておきたい。

[注]

- 1) ここでラベリング理論を持ち出すことには違和感を覚えるかもしれない。場面内の当事者たちにとって逸脱を確定することは課題にはなっていないし、筆者自身も逸脱を媒介変数として同定的に考えているのでもない。しかし、第一次的逸脱がそもそもなぜ生じるのかを考えていくうえで、エスノメソドロジー的な記述は有効であると筆者は考えている。注6も参照のこと。
- 2) たとえば、OSCE中の医師役医学生の沈黙という「間違っただけ」行動も、文脈を大きく

- とり、聞きにくいことを聞く前の躊躇や、トラブル認知後の適切な相互行為のあり方ととらえれば、「十分に合理的に適切に振る舞っている」（樫田 2018: 36）と言える。
- 3) たとえば、「ヒステリー」を起こして通常ならざる行動をとる以外には周囲から理解してもらえないという発達障害者の訴えは、一見すると「間違っただけ」ものにとらえられがちだが、社会生活機能訓練において対リーダーという構図で展開するかれらの会話のなかでは、「合理的なもの」として位置づけられていると言える（浦野 2019）。
- 4) この「不合理性」は、言い換えれば、私たちが日常的に「理解不能」、「意味不明」と称するような性質である。しかし、あえて「不合理」という言葉を用いているのには、次のような理由がある。第1に、当事者たちが入手しうる資源の範囲内あるいは文脈のなかで、互いに相手の言動について「不合理」と感じていることが場面から読み取れたこと。第2に、当事者たちとは異なるかたちではあれ、筆者自身もビデオ・エスノグラフィーによって得られた資源の範囲内あるいは文脈のなかで、当初はかれらの言動が「不合理」に見えたこと。そして第3に、それら「不合理」がエスノメソドロジー的な見方を経て合理的なものに見えるようになったこと。このように、合理的に見えるようになっていく一連の作業過程を合理化と称したとき、それと対照的に「不合理」という言葉を用いることが適当であると考えられるからである。
- 5) 樫田（2018）が挙げている医師役医学生や浦野（2019）が挙げている発達障害者とともに、その「間違っただけ」行動が本人に起因するものとして周囲には理解され、そうした行動をおこないがちであるという“性質”も本人に帰属されていると考えることができよう。注2)と3)も参照のこと。
- 6) 西原和久は、エスノメソドロジーの視点が〈相互行為による社会秩序の不断の達成〉を明示するという点で、伝統的社会学が取り組んでこなかった発生論の重要な視点（「存立構造論的・関係発生的な発生論」）と重なり合う、と高く評価している。そして、エスノメソドロジーは、「逸脱」や「病気」といったものも実践を組織化し可視化する相互行為状況において生じる出来事であることを社会的に記述していくことを目指している、と説明している（西原 2003: 163-4）。
- 7) Aはロコモティブシンドロームが進行しており、一時は上体を起こすこともできなかったが、機能訓練により、起こした状態を維持することができるようになった（ただし介助を要する）。
- 8) このデータについてはAの成年後見人より、被写体の匿名性確保に配慮した公開を許諾されている。
- 9) トランスクリプトの記号とその意味は以下の通り。
- 直前の言葉が途切れている
 - : 直前の言葉が伸ばされている
 - [同時発話の始まり
 - () 聞き取れないが何か言葉が発せられている

hhh 笑い

文字 強く発話されている

(.) ごくわずかな間合いがある

(数字) 数字の秒数だけ沈黙がある

(()) 動作

♪—♪ 2つの音符で囲まれた区間, 楽器が奏でられている

- 10) このビデオデータには直接その映像は登場しないのだが、セッション終了後の会話から、Aの左上には書を飾った立派な額が掛けられていることが分かる。
- 11) 「これに額」の「これ」は歌詞カードを指しており、したがって「額にこれ（歌詞カード）」の言い間違いであると思われる。
- 12) 厚生労働省「政策レポート」<https://www.mhlw.go.jp/seisaku/19.html>（情報取得日 2020年9月25日）。
- 13) 一般に、写真や葉書のような大きさの額縁には、壁掛け用の金具と立てるための脚の両方が付属されていることがあるが、A4サイズほどの大きさの額縁には、立てるための脚は付属されていないことが理由として挙げられる。
- 14) 「物象化」の概念にはK.マルクス以降の長い歴史があり文脈に応じて多様に用いられるが、本稿ではバーガー（とルックマン）が一般的な意識のあり方として述べている点を強調しておきたい。なお、バーガーは‘objectification’（「客体化」）を「（物心両面にわたる）活動の所産によって当初の生産者に外在し疎外する事実として彼らに対立する現実が成立すること」（Berger 1967=1980: 5）と定義し、「外在化」（externalization）および「内在化」（internalization）と合わせて、社会の弁証法的過程のうちの一段階として位置づけている。そして、客体化のプロセスが「行き過ぎる」と「疎外」が生じ、「社会的世界の現実を築き上げる人間的な意味の豊かな行為の表現が、意識のなかで非人間的で意味に乏しく生氣のない〈事物〉になり変わる」、「つまり、これらは物象化される」というように、「物象化」を「客体化」の延長上にある一形態としてとらえている（Berger 1967=1980: 132）。したがってAの申し出を、Aにとっては「客体化」、NやMにとっては「物象化」と表現し区別することにも一理あるかもしれない。こうした微妙な意味を込めて、日本語では現象をよりの確に理解しやすい「物象化」を用いつつ、英語では‘objectification’を用いることにした。
- 15) アルヴァックス（1925=2018）は、記憶と記憶内容を絵画の額縁（cadres）と画布にもたとえ、それらが全く異なる素材であることから記憶のたとえにそぐわないと記しているが、彼の遺稿には、絵画と額縁との関係には緊密な関係などなく絵画が額縁を想起させるものではないというとらえ方は、空間といった際に物的空間だけを想定しており、私たちにとって根源的な空間についてのとらえ方ではないと示されている（Halbwachs 1950=1989: 183）。したがって、記憶の枠組みと記憶内容との関係は、額縁とその中身との関係と近似的であると考えてよいと思われる。

[引用文献]

- Becker, Howard S., 1963, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, New York: The Free Press.
 (村上直之訳, 1993, 『アウトサイダーズ——ラベリング理論とはなにか』新泉社.)
- Berger, Peter L, 1967, *The Sacred Canopy: Elements of Sociological Theory of Religion*, New York: Doubleday. (藺田稔訳, 1980, 『聖なる天蓋——神聖世界の社会学』新曜社.)
- Berger, Peter L. and Luckman, Thomas, 1966, *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*, New York: Doubleday. (山口節郎訳, 1977, 『日常生活の構成——アイデンティティと社会の弁証法』新曜社.)
- Garfinkel, Harold, 1967, *Studies in Ethnomethodology*, Prentice-Hall.
- Goffman, Erving, 1974, *Frame Analysis: An Essay on the Organization of Experience*, Northeastern University Press.
- Halbwachs, Maurice, 1925, *Les cadres sociaux de la mémoire*, Alcan. (鈴木智之訳, 2018, 『記憶の社会的枠組み』青弓社.)
- Halbwachs, Maurice, 1950, *La mémoire collective*, P.U.F. (小関藤一郎訳, 1989, 『集合的記憶』行路社.)
- 堀田裕子, 2012, 「『社交』としての在宅療養場面——ビデオエスノグラフィーに基づく相互行為分析」『コロキウム』7: 166-87.
- 堀田裕子, 2019, 「音楽療法場面の相互行為分析」『現象と秩序』11: 35-55.
- 樫田美雄, 2018, 「コミュニケーショントラブルの合理的背景——医療面接のビデオ・エスノグラフィ」藤崎和彦監修, 樫田美雄・岡田光弘・中塚朋子編『医療者教育のビデオ・エスノグラフィ——若い学生・スタッフのコミュニケーション能力を育む』晃洋書房, 19-42.
- 小池高史, 2015, 「『認知症』へのカテゴリー化のエスノメソドロジー——介護職者の話しかけ方と質問の分析から」(博士学位論文要旨)『技術マネジメント研究』12: 47-50.
- Mead, George H., 1934, *Mind, Self and Society*, ed. C.W. Morris, University of Chicago. (河村望訳, 1995, 『精神・自我・社会』人間の科学社.)
- 西原和久, 2003, 『自己と社会——現象学の社会理論と〈発生社会学〉』新泉社.
- Sacks, Harvey, 1972, “An Initial Investigation of the Usability of Conversational Data for Doing Sociology,” D. Sudnow ed., *Studies in Social Interaction*, Free Press, 31-74. (北澤裕・西阪仰訳, 1995, 「会話データの利用法」『日常性の解剖学』マルジュ社, 93-173.)
- Simmel, Georg, 1902, ‘Der Bildrahmen: Ein ästhetischer Versuch’, *Der Tag*: 18. Nov. (「額縁——ひとつの美学的試み」北川東子編訳・鈴木直訳, 1999, 『ジンメル・コレクション』筑摩書房, 113-26.)
- 浦野茂, 2019, 「発達障害を捉えなおす——制度的支援の場における当事者の実践」榊原賢二郎編著『障害社会学という視座——社会モデルから社会学的反省へ』新曜社, 38-64.

〈研究ノート〉

映画の表現技法におけるモンタージュと鑑賞

小坂 啓史

日本福祉大学 教育・心理学部

kosaka@n-fukushi.ac.jp

Montage in Expression Techniques of Movies and Appreciation Action

KOSAKA Hiroshi

Nihon Fukushi University

*keywords: Montage, Expression Technique, Perception, Appreciation,
Sergei Eisenstein*

概要

映画制作においてはさまざまな作業とそのプロセスがあるなかで、本稿では編集段階に着目し、制作者におけるその作品構築をモンタージュとして位置づけたうえで、鑑賞者への影響や効果についてみていき、映画の作品化のあり方についての考察を行った。まずは映像の知覚に関して、それが写真と動く映像（映画）とではことなることが理解できた。映画はモンタージュによって、相対的に制作側の創造性が発揮されるものであり、何に焦点化させるかが意図されている。これは、鑑賞者にとっては作為的なフレームで現実をみることにつながるが、しかしそのことが（通常意識して知覚されていないものをも映し出す）器械装置に基づく知覚との折り合いをもつことに、延いてはそうした装置を通じた（用いた）解放にもつながりうるということがわかった。次に、モンタージュの理論的考察を行っているソ連の映画監督セルゲイ・エイゼンシュテインの見解と方法について取り上げ、制作者のモンタージュが鑑賞者の創造するイメージへとつながっていくこと、つまり感覚領域の諸要素の結合が、受容側の感情や意味付与へと連動させていくことを確認した。結局、モンタージュを通じた映画の制作者と鑑賞者の関係は、両者による作品化の過程ととらえることが可能であり、新たな知覚・技法・芸術を切りひらくものとなりうるものであると考察された。

1 はじめに

映画の制作においては、たとえその経験のない者、内実を知らない者であったとしても、さまざまな役割を担う多くの人びとが携わり成立していることは、想像に難くないであろう。そこでは監督、俳優のみならず、プロデューサー、脚本家、助監督、美術監督、グラフィック・デザイナー、撮影監督、録音技師、スタント監督、特殊効果担当など、それぞれの部署のプロフェッショナル（と、それを目指す者たち）による技術の発揮、そしてその連携による相互効果によって創造されていく。このことから、映画は他の芸術形態を合わせたものとしての意味だけでなく、多くの技術者、専門家、そして芸術家らによるものとしての「総合芸術」でもある、ということがいえる。

このような多くの人びとの役割と、その有機的な複合による制作に基づいて、そして映画を創り出すための準備、撮影、編集といった段階を通じて作品は生み出されるわけであるが、こうした制作過程、とくに映像の編集段階においては、各シーンの時間的順序など、鑑賞者の受容、理解可能性が追求されること、つまりは構造的な文脈の調和がめざされることが、さしあたり原則的な前提として位置づけられうるといえよう。しかし作品のオリジナリティや個性、特性を際立たせるため、むしろ対立、混沌ともとれるような構成がとられることもある。つまり革新的手法としての表現の範疇に、そうした構成技法が意図的に含まれ、あらかじめ念頭におかれ目指されたかたちで作品化されることもある、ということである。換言すれば、この場合新たな表現技法の探求・発見といった、いわば実験的手法としての意味合いが色濃くなることにもなる。こうした方法が、鑑賞者にとっての驚嘆、興奮、そして恐怖など、さまざまな感情をもたらす感動へとつながるような受容になる場合もあれば、とくに効果をもたらさない場合もありうる。したがって映像作品の表現技法は、鑑賞者の作品の受容にもその多くを依存しているということでもあって、受容をとまなうことで初めて制作側の「企み」が成功しうるものとなり、そうした作品としての存在が認識されうること、また、実現化した表現技法が特定の「技法」として成立するのだ、ともいえる。

筆者は以前、「芸術は芸術家からその受容者への一方向的な働きかけによって形づくられるというよりも、芸術家と作品、そして愛好家や鑑賞者といった観者との間の関係に基づくのではないか」（小坂 2020: 1）との見通しに基づき、芸術社会学や受容美学の観点を導入して考察を行った。つまり、「制作側からすると、……どのように社会に受け入れられうるか、その受容の様態を創造者側が予期しつつ、形づくられる側面」（小坂 2020: 1）もありうるし、また「受容する側も、……美の受容行為に先立つ、あるいはそれ以外のさまざまな動機づけ、期待に結びつく行為としてもなされうると考えられる」（小坂 2020: 1）のであって、制作側と受容側とにおける、作品の企図と解釈による相互関係によって、芸術作品の存在の態様が生成されるといった視点を提示した。映画作品においては、その制作の技法、とくにショットやその編集方法、音楽・音声、視覚効果、俳優の（即興的）演技、そしてプロットやストーリーなどによるポリフォニー（多

声音楽) 的構成の方法によって、受容する側、つまりは鑑賞者にとっての作品のあり方が大きく影響され、その存在のあり様が変わってくると考えられる。本稿ではそうした問題関心にに基づき、ここではとくに映画の編集表現としてのモンタージュの技法について、その構成の理論的考察を行っているソ連の映画監督セルゲイ・エイゼンシュテインの技法について取り上げることとしたい。そしてそれが鑑賞者にとってどのような影響や効果をおよぼし、作品化がなされていくのかを考察していくこととする。

以下第2章ではまず、映像の知覚のあり方について確認する。その上で、映画の構築作業であるところのモンタージュと、それに基づく映画の知覚の特徴についてみていく。そして続く第3章では、エイゼンシュテインのモンタージュに対する見解を確認し、そこからさらに、鑑賞者と制作者の双方のイメージ化で作品化がとげられることについて示していくこととしたい。

2 映像の知覚と映画のモンタージュ

本章では、映像と知覚との関わりについて整理した上で、映画という映像の特徴、映画制作におけるモンタージュの技法について考察していき、それに基づく知覚のあり方について考察していくこととする。

2.1 映像の知覚について

まずは、映像に対する私たちの知覚のあり方について、動く映像の前に動かない映像である写真に対するものに関して確認しておこう。写真は人間が知覚しえないものまでとらえているといえる。私たちの知覚経験はそもそも、見たいものを見るというかたちで、知覚そのものを絞り込むことで成り立っているといえるが、写真そのものがそのようなことを行うことはない。つまり、「カメラという機械の知覚は、人間的尺度で縮減されて人間の知覚と意味に回収される以前のもの、^{しきい}識閾下にある世界の眺めと手触りととどめている」(日高 2016: 38) ののである。ということは、そうしたものである写真を見るということは、知覚していないものを知覚する経験であるということがいえるだろう。日高優が述べるように、まさに「写真映像を見るとは、人間の自然な知覚を押し広げるように知覚する経験であり、潜在する事物へと感度を上げる経験」(日高 2016: 38) となるのである。

こうした映像が動く(ようにみえる仮現運動ではあるが)こと、つまり映画が映し出すものに対する知覚についても、さしあたりはこれがあてはまる。カメラが撮影し、スクリーンに映し出された動く映像によって、写真と同じく人間が知覚していないものを知覚することになる。したがって築地正明がいうように「純粹に光学的なメカニズムによって得られる『映像』と、私たち身体を持つ存在が、実践的に知覚するこの世界とのあいだにはどこまでも本性上の差異がある」(築地 2016: 59) ということになる。ということは、日常的な風景をロングショットで映し出した映像、そしてそれがたとえ普段

から何気なく見ているものであったとしても、見せられているスクリーン上の映像に対して、私たちは新たな発見と驚きで満たされる経験をもつこともありうる、ということになる。これは「ただ物が動いて見えたというだけではなく、人が通常意識して見ていなかったもの、見えなかったもの、あるいはあえて見ようとさえしていなかった事物すべてが、隈無く充満しており、一挙に『視覚』になだれ込んで」（築地 2016: 58-9）くることの驚きである。草創期の映画に対する鑑賞者の驚きは、まさにこれに相当するものであると考えることができる。

この差異による驚きと新たな「現実」は、映像を作り出す側にとって、表現とその創造性の構造的源泉となるものに相当するといえよう。映画はさまざまな意味で意図的に創作された動く映像であるが、それはシナリオ作成や俳優が演じる登場人物たちのキャラクター創造、そしてアドリブを含む演技の一つ一つ、ミゼンセヌ（mise en scene, 映像化させる監督が携わるあらゆること）そのもの、さらにはショットの撮影から編集まであらゆる段階で携わる人びと全員のはたらきと、それらの根源的な創造性が発揮されることで形づくられていく。映画はしたがって、そうした作品化作業全体を通して、鑑賞者の視覚を何かに焦点化させていくものであるということがいえるであろう。映像そのものの作成段階に限定して具体的にあげれば、とくにストーリーボード（各シーンのスケッチ）の作成、そしてことなるテイクやカヴァレッジ（coverage, シーンを再演出して別アングルなどで撮ったもの）の撮影などの段階で構想が練られると考えられるが、最終的にはいわゆる編集作業の段階によって、生み出されることになるだろう。

視覚の絞り込みによる私たちの知覚と意味の回収を、映画は制作者がまず意図的に実施するといえる。その意味からは、さまざまなフットage（footage, 撮影したショットやシーン、場面など）をカットしたりつなぎ合わせていく作業は、極めて創造的であるといえる。これは単なる編集（エディティング）というよりも、制作者側がこの創造性を積極的に意識して行っていく作品化であるといえ、したがって以下ではモンタージュと表現していくこととしたい。モンタージュとは、エディティングのような不要な素材を排除する過程をあらわすのではなく、生の材料をもとに作り上げていく構築作業といった側面の強調を意味づける単語である（Monaco [1977]1981=1983: 183）。こうした創造をへた映像作品は、人びとが普段とることのできない視野や視角における視覚体験、視覚対象の切り替え（シーンのつなぎ目）などを経験させていく。

さらには台詞やサウンドトラックによる音楽も加わった映像体験によって、現実世界における自分の視覚や聴覚とは全くことなつた複合的な感覚世界に身をおかせ、鑑賞者はそれを知覚し意味づけを行っていくという、非日常的な「現実」世界の経験をしていくことになるのである。

2.2 映画制作におけるモンタージュ

本節では前節で述べた、映画の映像作品化作業の特徴であるモンタージュについて、

主にヴァルター・ベンヤミンの考察を手がかりに、さらに理解を深めていくこととした
い。

そもそも、映画理論におけるモンタージュとは「ショットとショット等の映画の構成要素についての効果的な結合を探求したもの」（山下・井上・松崎 2012: 164）とされる。映画は、すでに示していることでもあるが、撮影されることそのもののみによって作品化されるのではない。ベンヤミンが述べるように、映画における「芸術作品は、モンタージュによってはじめて生まれるのである。モンタージュされるひとつひとつの構成部分はどれも、ある出来事の複製である。この出来事それ自体は芸術作品ではないし、それを撮影しても芸術作品にはならないようなもの」（Benjamin [1936]1989=1995: 605）である。前節の最後に述べたような、映画における非日常的世界の経験については、モンタージュの果たす効果によって生成するということである。ベンヤミンは次のようにも述べている。

映画のイリュージョン性は二次的に獲得された性質である。それはフィルム編集の産物である。その意味するところはこうである。映画スタジオにおいては、器械装置が現実の奥深くまで侵入しており、そのありようはといえば、現実の純粋な相、器械装置という異物から解放された相は、ある特殊な処理の産物、つまりその目的のために特別にセットしたカメラで撮影したものを、同種の他の撮影フィルムとモンタージュした結果なのである。（Benjamin [1936]1989=1995: 615）

では、モンタージュによってショットとショットが結合されることの効果とはどのようなものであるだろうか。このことについては、映画理論ではクレショフ効果と呼ばれるものによって説明されることが多い。クレショフ効果とは、「設定ショットを用いずに空間の部分だけをいくつか見せ、それらにもとづいて空間全体を観客に推測させる一連のショット」（Bordwell and Thompson 2004=2007: 291）のことであり、ソ連の映画監督レフ・クレショフが行った実験に基づいているともされる。この実験は、スープ、棺の遺体、横になった女性などのショットを無表情の俳優のショットに別々につなげて提示すると、それを見た鑑賞者はそれぞれの組み合わせごとにことなつた認識、意味づけを行うということを明らかにしたものである。つまり関連のないショットを複数つなげることで、各々の単独のショットのみが表す意味とはことなつた意味づけがなされる、ということである。先の例でいえば、スープのショットの後に俳優のショットが続けば、「空腹」の意味があらわれることになるが、遺体の後に俳優のショットが続けば、「哀悼」の意味があらわれる、などといったことである。

映画はこうしたモンタージュにより、鑑賞者にどのような感情と意味付与を行わせるかについての導きを企図しているところがある。実はそれだけではない。「完成した映画は、われわれつまり大衆を魅了する『現実』の比喩になる。さらにいえば映画が『現

実』を見る視覚になっている」(多木 2000: 88) ともいえるのである。感情と意味付与のしかたそのものを導くということは、文字通り鑑賞者が映像で提示された対象をそのようなものとしてみるようにさせることであって、そうして構成されたフレームでみる経験により、現実を再構成していくこともありうることになる。この点が、さまざまな思想、イデオロギーの大衆への浸透に、映画が用いられることへとつながっていくこととなる。しかし一方ではこうしたことが、「自然と人間との共演〔共同遊戯〕を目指す」(Benjamin [1936]1989=1995: 598) ものとしての芸術の社会的機能を、映画が担うことでもあるとベンヤミンはいう。

人間の生活においてほとんど日ごとにその役割が増大してきている器械装置とのかかわりは、人間の統覚および反応の新しいかたちを生み出す。映画は、人間がこのような統覚および反応を練習するのに役立つ。同時にこの器械装置とのかかわりから人間は次のことを教えられる。すなわち、第二の技術が開拓した新しい生産力に人類の心身状態がすっかり適応したときにはじめて、器械装置への奉仕という奴隷状態に代わって、器械装置を通じての解放が生じるであろうということである。(Benjamin [1936]1989=1995: 599)

映画は、そうしたかたちでの人間との関係を築くことができる可能性をももつ芸術形態であって、むしろ積極的に評価しうる技術を秘めるものであるととらえることもできるのである。少なくともこの技術の一つとして位置づけられうるものが、モンタージュの技法であるということもいえよう。

次章では、このモンタージュの技法について、その理論的な確立を成しとげたとされるソ連の映画監督、セルゲイ・エイゼンシュテインの見解についてみていくこととした。

3 エイゼンシュテインのモンタージュと鑑賞者

本章ではまず、エイゼンシュテインによるモンタージュの理論について確認し、その上でこのモンタージュの技法が鑑賞者に対しどのように、そしてどのような感情や意味づけを企図しているかについて理解する。さらには、それによって制作者と鑑賞者でどのように作品化がなされるかについてみていく手がかりとしていきたい。

3.1 エイゼンシュテインによるモンタージュ

まずエイゼンシュテイン自身のモンタージュについてのとらえ方は、ショット間の関係を(同じくモンタージュを展開させたソ連の監督、フセヴォロド・プドフキンの理論のように)「連鎖」とみなすのではなく「衝突」であることに特徴がある。それは、全てのショットについてだけではなく個々のショットの要素同士の間を扱うもの

でもあり、自身では「アトラクションのモンタージュ」とも名づけている (Monaco [1977]1981=1983: 186)。エイゼンシュテインは 1923 年の最初の論文「アトラクションのモンタージュ」においてすでに、モンタージュの概念を提示し説明しているが、ここではまずアトラクションの語について、「アトラクションというのは (演劇の観点からすれば)、演劇のあらゆる攻撃的契機 [モメント] のことだ。つまり、知覚する側に一定の情緒的なショックを与えるように綿密に計算され経験的に選りすぐられた、感覚的ないし心理的作用を観客に及ぼす要素のこと」(Eisenstein 1923=1986: 40) であるとし、それに基づくモンタージュ (アトラクションのモンタージュ) を次のように説明する。

この方法は「能動的な構造、(総体としての芝居)の構成原理の可能性を根底から改変する。戯曲に描かれた出来事を忠実に「なぞる」のではなく、またその出来事から論理的に導きだされる作用のみによって芝居づくりを進めるのではなく、それに代わって新たな手法が登場する。恣意的に選ばれたものでありながら、最終的には一定のテーマ上の効果をもたらす独立した (さらには、戯曲の所与の構成や筋を離れても十分に機能しうる) 作用 (つまりアトラクション) を自由にモンタージュすること、つまりアトラクションのモンタージュの登場である。(Eisenstein 1923=1986: 41)

つまり、鑑賞者から心理・感覚的反応を引き出すための要素 (映画ではさまざまなショットによる) が、何らかの思想やテーマに則した最終的な効果、受容をもたらすために構成されることそのものがモンタージュである、といえる。ここではそうした説明にとどまっているのであるが、エイゼンシュテインは後年「モンタージュ一九三八年」、そして「垂直のモンタージュ」という論文において、彼自身のモンタージュ理論を確立することとなる。

まずはモンタージュを、「すべての芸術作品が自分に課する認識論的な役割から引きはなせないものであり、テーマ、筋、動き、行為、そして映画劇全体とテーマ内部の動き、映画の挿話内部の動きなどを、首尾一貫して表現する課題である」(Eisenstein 1939=1981: 256) とする。つまりここにあげられた要素すべてがつながりを持ち、それぞれの展開が何らかの目的を共有しながら組み立てられている状態を創り出す、といったことになる。しかも単に論理的であるだけでなく、「最大限に心をゆり動かす、情感にあふれた作品という課題」(Eisenstein 1939=1981: 256) を解決する助けとなるものであるとする。またモンタージュにおいては、ある描写とある描写が対置されることによって、それを見る人の「知覚と感覚のなかに、テーマ自体のより完全なイメージを

喚起するよう、選び出されなければならない」(Eisenstein 1939=1981: 259)のである。これによって、モンタージュが現実的な意味をもち、「観客はイメージを創造しながら、作者が通過したのと同じ創造の道を歩まされる。観客は作品が描写する要素だけでなく、作者が味わったのと同じように、イメージの発生と形成の力学的プロセスを経験する」(Eisenstein 1939=1981: 268)ということになる。次節ではこの点についてさらにみていき、鑑賞者の側からはどのようにモンタージュを受容して作品化に参加していくかを確認することとしたい。

3.2 モンタージュにおける鑑賞者

エイゼンシュテインは、モンタージュをおこなった映画を鑑賞する側についても、その考察を広げていく。では鑑賞者は、映画からどのようにイメージを創造するのであるうか。これについては以下のように述べている。

実際、どの観客もそれぞれの個性に応じて自分流に、自分の経験から、自分のイリュージョンの奥から、自分が属する社会の組織から、自分の性質や習慣や社会的属性という前提から、作者による描写——作者がテーマの認識と経験へ確実にみちびき、作者が暗示する的確な方向づけを持つ——によってイメージを創造していくのである。これは作者が考え出し、作り出したイメージであると同時に、観客の個人的な創造作業によって作り出されたイメージでもある。(Eisenstein 1939=1981: 269)

つまりは制作者の描写を受けて、鑑賞者はその人自身のイメージでもあり、制作者のイメージでもあるといったものをつくり上げていく。さしあたり客観的にはそのように述べることができるが、鑑賞者の側からモンタージュの原則をとらえると作品化がどうなるのか、という点については次のように示している。

モンタージュの原則は描写の原則とはちがひ、観客自身に創造させ、とくにこのことをとおして観客をして、内部創造の感動という大きな力に到達させる。この感動こそ、事件の描写において、記録的・論理的な単なる報告と情緒的作品とを区別するものである。(Eisenstein 1939=1981: 270)

こうした創造を呼び起こし、感動に至らしめるモンタージュ的要素として、エイゼンシュテインは論文「垂直のモンタージュ」において、「人間のほとんどすべての感覚領域にわたっている」(Eisenstein 1940=1981: 292)とし、そうした「感覚領域の諸要素、

とくに視覚的イメージを聴覚的イメージに結合するモンタージュとは、その扱い方に原則的なちがいはない」(Eisenstein 1940=1981: 292)としている。サイレント映画にせよ、トーキー映画にせよ、映像や音声あるいは音楽におけるそれぞれのモンタージュの原則は変わらないのであるが、とくにトーキー映画においては諸要素のモンタージュだけではなく、諸要素間のポリフォニックなモンタージュ(垂直のモンタージュ)についても考慮されることが重要となる(Eisenstein 1940=1981: 294-5)。そこでは、モンタージュ的諸要素の「同期性」(エイゼンシュテインは『『自然の平凡な』同期性、韻律的同期性、リズム的同期性、メロディ的同期性、音調的同期性がありえる』(Eisenstein 1940=1981: 298)とする)が鍵となるとし、次のように述べている。

同期性の場合には「運動」の一致と不一致のどのような働きも、まったく可能である。しかしそのどちらの場合にも、すべての結合は同じように、構成的に計算されていなければならない。同期性のある形態が表現的な課題に応じて、構造の「主導的」な主要特徴になることも当然である。ある場面では、作用の主要因はリズムであるが、他の場面では音調であるなどなど。(Eisenstein 1940=1981: 298-9)

以上紹介してきたように、エイゼンシュテインの見解としては、こうしたポリフォニックな構成に基づいて、映画のさまざまなショットにおける映像と音声・音楽のシーケンスが形づくられるが、そこには制作者が鑑賞者に対して抱く、感情と意味付与のあり方に関する企図がうまく反映される必要がある、ということになる。鑑賞者はそれを一方的に全面受容するというよりも、自身の個性や経験、社会的環境などに結びつくイメージを生成し、その創造的行為によって何らかの感動が生じていくこととなる。結局この二者のつながりと関わりは、まさに映画の作品化のための条件であるといえるのではないだろうか。モンタージュの技法は、この作品化の出発点であるところの、制作側における第一のはたらきかけであると位置づけることができ、その構成内容によって作品化の方向性を決定づける重要な要素である、ということが少なくともいえるであろう。

4 おわりに

以上、本稿では映画の表現技法であるモンタージュに着目し、それが知覚、感情や意味付与に与える影響のしかたの特徴を確認した上で、この技法を確立したとされるエイゼンシュテインの見解について考察した。結局、モンタージュの技法はさまざまな感覚領域の諸要素の結合といった本質をもつことであり、そのかたち如何によってさまざまな影響を及ぼすことになるといえるであろう。

しかしその可能性については、(前述したベンヤミンの見解、そしてエイゼンシュテインの見解から考察されたこととも関連するが)それが既存のシステムやイデオロギー

への順応を育む方向性をも確かにもつが、反対にその技法を意識化していくことでそれを用い、少なくとも芸術的な解放へと向かう力学も生みださうるものである、とというのではないだろうか。エイゼンシュテインがモンタージュについて説明するなかで、制作者の技法というだけではなく鑑賞者の側にも目を向け、後者によるイメージ化といったことで多様な作品化の幅を示していることをとってみても、芸術の表現と受容の双方の相互関係性による芸術作品の構築といった側面への焦点化が、新たな知覚——技法——芸術のあり方を切りひらくものとなりうるのだ、ともいえるだろう。本稿では、以上のような考察に至ることができたが、モンタージュそのものについてやや抽象的な理解にとどまっており、とくにエイゼンシュテイン自身による自作品のモンタージュの詳細な分析などについては触れることができなかった。これについては近年、芸術社会学の分野においても注目を集めているアートベース・リサーチの観点なども加えた研究課題として、今後進めていきたい。

〔引用文献〕

- Benjamin, Walter, [1936]1989, “Das Kunstwerk im Zeitalter seiner technischen Reproduzierbarkeit (Zweite Fassung),” in: *Gesammelte Schriften Bd. VII*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (久保哲司訳, 1995, 「複製技術時代の芸術作品」浅井健二郎編訳『ベンヤミン・コレクション 1 近代の意味』筑摩書房.)
- Bordwell, David, and Kristin Thompson, 2004, *Film Art: An Introduction*, 7th edition, New York: McGraw-Hill. (藤木秀朗監訳, 飯岡詩朗・板倉史明・北野圭介・北村洋・笹川慶子訳, 2007, 『フィルム・アート——映画芸術入門』名古屋大学出版会.)
- Eisenstein, Sergei M., 1923, “Montazh Attrakcionov,” in: 1964-1971, *Izbrannyye Proizvedeniya v Shesti Tomakh*, Moskva: ‘Iskusstva’ publikacija. (浦雅春訳, 1986, 「アトラクションのモンタージュ」岩本憲児編『エイゼンシュテイン解説——論文と作品の一卷全集』フィルムアート社.)
- ※「アトラクションのモンタージュ」は原著『エイゼンシュテイン六巻著作集』のうち第2巻に所収。原著文字については、キリル文字をラテン文字に筆者（引用者）が変換して表記（以下エイゼンシュテイン著作は同様）。
- Eisenstein, Sergei M., 1939, “Montazh 1938” . (エイゼンシュテイン全集刊行委員会訳, 1981, 「モンタージュ一九三八年」『エイゼンシュテイン全集 第2部 映画——芸術と科学 第7巻 モンタージュ』キネマ旬報社.)
- ※「モンタージュ一九三八年」は1938年に書かれ、『イスクーストヴォ・キノ（映画芸術）』1939年第1号に発表された。
- Eisenstein, Sergei M., 1940, “Vertikal’nyĭ Montazh I” . (エイゼンシュテイン全集刊行委員会訳, 1981, 「垂直のモンタージュ」『エイゼンシュテイン全集 第2部 映画——芸術と科学 第7巻 モンタージュ』キネマ旬報社.)

※「垂直のモンタージュ（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ部に分かれている）」は1940年に書かれ、『イスクラストヴォ・キノ（映画芸術）』1940年第9号，同第12号，1941年第1号にそれぞれ発表された。

日高優，2016，「映像の知覚経験の拡大，映像の冒険」日高優編『映像と文化——知覚の問いに向かって』藝術学舎（京都造形芸術大学・東北芸術工科大学出版局）。

小坂啓史，2020，「芸術への解釈的相互関係の視点とパウル・クレー——芸術の社会文脈的存立，制作者と受容者によってつくられるその作品」『日本福祉大学 教職課程研究論集（教職課程年報2019）』20: 1-13.

Monaco, James, [1977]1981, *How to Read a Film: The Art, Technology, Language, History, and Theory of Film and Media*, Oxford University Press. (岩本憲児・内山一樹・杉山昭夫・宮本高晴訳，1983，『映画の教科書——どのように映画を読むか』フィルムアート社.)

多木浩二，2000，『ベンヤミン「複製技術時代の芸術作品」精読』岩波書店。

築地正明，2016，「映画の誕生」日高優編『映像と文化——知覚の問いに向かって』藝術学舎（京都造形芸術大学・東北芸術工科大学出版局）。

山下慧・井上健一・松崎健夫，2012，『現代映画用語辞典』キネマ旬報社。

〈翻訳と訳者解説〉

誰が出場し、誰が除外されるのか？

——パラリンピック競技大会における適格な身体とは——

著者：デイヴィッド E. J. パーデュ & P. デイヴィッド ハウ

訳者：樫田美雄* 神戸市看護大学 ・ 平澤彩乃 神戸市外国語大学

*E-mail : kashida.yoshio@nifty.ne.jp

Who's In and Who Is Out?

: Legitimate Bodies Within The Paralympic Games

Author: David E. J. Purdue and P. David Howe

Translator: KASHIDA Yoshio (Kobe City College of Nursing) &
HIRASAWA Ayano (Kobe City University of Foreign Studies)

要旨

本論文は、パラリンピック競技大会における身体障害のインクルージョン（包含性）を取り巻く諸問題について取り扱う。この目的を果たすために、パラリンピック関係者に実施した、一連の半構造化インタビューから集められた経験的データを利用する。本データが分析される背景には、国際パラリンピック委員会（以下IPC）の近年のビジョンおよびミッションに関する重要な分析がある。分析を実現するにあたり、ピエール・ブルデューの「ハビトゥスと資本」（Bourdieu, 1997, 1984）の概念が理論基盤となっている。脳性麻痺（原注 1）や、あるいは重度の身体障害を抱える個人らを取り巻く諸問題に関する、パラリンピック関係者（ステークホルダー）の意見に議論の焦点を当てる。その諸問題とは、ある程度、“審美的に好ましいスポーツパフォーマンス”を望んでいることに起因している。本論文は、IPC および幅広いスポーツコミュニティにとって選択肢になるかもしれない意見を、パラリンピック関係者に表明するものである。

[本文]

※ 訳文中の【 】中の文字列は、訳者によって補足されたものである。

近年のパラリンピック競技大会では陸上競技場、サイクルレース場、水泳プールなどのスポーツ競技施設で躍動する筋肉質の身体の画像に、我々の関心は、集まっている。関心がこのようにパラリンピアン達の身体の上に集まることは喜んでよいことかも知れないが、その一方で、パラリンピック競技大会の社会文化的文脈の観点から見ると「何故人々の目から次第次第にある種の身体障害が隠されていくのか」について、より詳細に検証を行うための批判的なスポーツ社会学が必要でもあろう。

本論文では、20人のパラリンピック関係者に実施した半構造化インタビューから集められた経験的データを利用し、パラリンピック競技大会における身体障害のインクルージョン<包含性>を取り巻く諸問題について取り扱う。選ばれた選手によるスポーツパフォーマンスが審美的に価値があるということの重要性に鑑み、ブルデューのハビトゥスと資本にかかわる社会学的概念を基にして、脳性麻痺や、あるいは重度の身体障害を抱える個人らがどのように知覚され、そして、彼らが、どのように扱われるようになるか議論する。

中立的で均質化された生物医学的メカニズムとしての身体ではなく、社会的な存在物としての身体が持つ重要性は、ある程度、スポーツ社会学において論じられてきた(Shilling, 2003)。その一方で障害を抱える人々の身体は、障害学の分野において学者の注目を集めてきた(Cregan 2006; Hughes & Paterson, 1997; Paterson & Hughes, 1999)。しかしながら今までのところ、当該身体にまつわる社会的な認知の影響に関して、障害者のスポーツをするアイデンティティについては限定的な調査しか行われていない(DePauw, 1997)。本論文は、パラリンピック競技大会を例にとり、「障害のある人々」および「障害のあるスポーツを行う人々」に関する社会学者間の研究を鼓舞しようとするものである。本論文における「障害のある人々」とは、個人のアイデンティティを強く支配するものとしての障害を持つ人々を指す。「障害のあるスポーツを行う人々」とは、障害を超えて、多かれ少なかれ一人のスポーツマン/スポーツウーマンとしてのアイデンティティを持つことが判断および認識される人々のことを指す。

国際パラリンピック委員会(IPC)が統率する夏季パラリンピック競技大会は、知覚的、身体的、知的障害を抱える人々のための、4年に一度開催される国際的なマルチスポーツ競技会である。これはもともとは、国際ストック・マンデビル競技会という、ルートヴィヒ・グットマン医師(のちに sir の称号を得る)がイギリスのアリスバリーにあるストック・マンデビル病院において、脊髄損傷を抱える患者たちのリハビリテーションとしてスポーツを利用したことから発展した協議会である(Brittain, 2008; Guttmann, 1976)。近年、パラリンピックに関する重要な社会学的研究が多くみられるようになった(Purdue & Howe, 2012a; Brittain, 2010; DePauw & Gavron, 2005; Gilbert & Schantz, 2008; Thomas & Smith, 2009)が、これらの研究の多くについてより詳細な検証を行うと、十分でないことが判明する。

我々の望みは、肉体としての身体の重要性に気付き、認識することである。その重要性というものは、社会的構成の理解のなかに存在するものであるが、それによって社会がいかにかに「身体に書き込まれているか」(Bourdieu, 1990:63)ということへの理解が促進される。

本論文の理論基盤を築くために、スポーツ社会学にとってのブルデュー的分析が持つ価値を手短かに概観する。その後、IPC のビジョンと IPC のミッションを簡潔に概観する。これら 3 つの要素は「パラリンピックがどのようなタイプの身体を称えるのか、あるいは称えるべきなのか」に関する現在の諸問題を評価するための便利なスタート地点である。資料は、後述の経験的データに基づくものである。パラリンピックのようなエリート障害者スポーツ競技会において求められているパフォーマンスを披露することができないがゆえに、特定の「障害のある」身体がいかにかにして潜在的に排除されてきたのかを本論文では明らかにする。

ピエール・ブルデューとスポーツ社会学

ピエール・ブルデューは数十年にわたって、メディア(Bourdieu, 1998)や社会階級がスポーツに及ぼす影響(Bourdieu, 1978, 1984)を含む様々な文化的背景および諸問題について研究してきた。ブルデューが発展させた社会学的概念は、スポーツの社会科学的調査において他の学者たちにも用いられた(Clement 1995: Laberge & Sankoff 1988; Wacquant 1992)。その調査の中にはパラリンピック・スポーツも含まれる(Howe, 2008a)。その研究の中でもとりわけ、ブルデューによる「ハビトゥスと資本」の概念化は役に立つものであった。以下、ハビトゥス(Bourdieu, 1984)と資本(Bourdieu & Wacquant, 1992)について定義する。

ハビトゥスに関して、Bourdieu (1984)では以下の通り述べられている。

ハビトゥスとは、単に実践と実践の認知を組織化する構造を作り出す構造であるだけでなく、構造化された構造でもある。即ち、社会的世界に関する認知を組織化する論理的諸クラスの区分原則そのものが、社会階級の区分原則の内面化の産物なのである。(p.170)

ここでは、個人が規則と思考構造を獲得および具現化し、そうやって社会化していく、その過程を、分節化された形で述べている。それらの社会的図式は、行動に影響を及ぼすガイドとして機能する。非常にそうであるため、決心も行為もほとんど第 2 の天性として、身についたものになりうる。たとえ資本やジェンダー、あるいは障害のような外見上の身体的相違に基づいていたとしても、社会階級というものは、ハビトゥスという広範囲かつ非常に影響力のある構造の一部を、不可避的に成しているのである。

Bourdieu (1997)では、資本という用語が、相互関係や相互依存および、相互関係や相互依存における力の均衡が持つ意味を模索するため、帰属させるために用いられている。資本の様々な形の対立や流れは、ほぼ間違いなく、特定の社会関係によって容易にされたり妨げ

られる。Bourdieu (1997)によって分節化された資本の形のひとつは、「相互面識および相互認識という、ある程度は制度化された関係性という持続可能なネットワークを所有していることと関連する、現実的な、あるいは潜在的なリソースの集積物」(p.51)と考えられる、社会資本というものである。社会資本の享受に加えて、社会関係の創造と継続は、経済資本のコストを招く恐れがある。この経済的な支出は、資本の種類や量のさらなる蓄積を促進すれば、有益なものであると捉えられるだろう。

社会関係についてより深く理解するために、ブルデューは文化資本という概念も用いた。この用語は、嗜好や、特定の社会グループの一員であることに由来する消費パターンおよび振る舞いを意味する(Bourdieu, 1997)。プロスポーツにおいては、エリート選手のブローカー(周旋屋)が、代理人を経由して、雇用契約やスポンサー契約をすることが、しばしば見られるので、「時には、社会資本と文化資本は経済資本に転化しうる」と主張する者もいるかもしれない。しかしながら社会資本と文化資本はそれぞれ独立に、ブルデューが象徴資本と呼ぶものに変化するのである。Bourdieu and Wacquant (1992)は、象徴資本を「[経済資本、社会資本、文化資本の]これらのうちいずれかが、その特定の論理を認識する知覚のカテゴリーを通して把握されるときに取る形態である。あるいは、そう言いたければ、所有と蓄積の恣意性を誤認識するような知覚のカテゴリーを通して把握されるときに取る形態であるとも言い換えることができる」(p.119; 原文ではイタリック体表記【であるとパードューとハウが述べている】)と定義している。名声、地位、権威が象徴資本のタイプとして、そのアイデンティティを決定すると主張されてきた(Mahar, Harker & Wilkes, 1990)。

組み合わせて使用される場合、ブルデューのハビトゥスと資本の概念は、エリート的障害者スポーツに関する社会調査を実施するための便利な社会学的ツールとして機能するであろう。ハビトゥスは、個人と社会の間関係性を、誤った二分法を引き起こすことなく概念化する。多くの資本は洗練されたレンズを提供する。そのレンズを通して、異なった観点から社会関係の意味を見出し、それによって個人が存在する社会を解明するのである。ブルデュー的な分析の中心的概念を定義し終えたため、次はIPCのポリシーの概要に着目することにしよう。このことによって、本研究の中心にある経験的データを分析するための背景を入手できよう。

国際パラリンピック委員会—ビジョンとミッション

1989年に結成された国際パラリンピック委員会は、夏季と冬季の2つのパラリンピック競技大会の開催を担う国際的な統率団体であり、9つのパラリンピックスポーツ競技の国際連盟としても機能している(IPC, 2011a, 2011b)。世界中の様々な障害者スポーツ機関(IOSDs)を一つの傘下にまとめることを目的に、1982年に設立された、障害者スポーツのための国際調整委員会(ICC)から生まれた(Bailey, 2008)。国際脳性麻痺者スポーツ・レクリエーション協会(CP-ISRA)や国際視覚障害者スポーツ連盟(IBSA)などの、IPCを設立した多くの障害者スポーツ団体は、今日まで機能し続けている。また、他の障害者スポーツ機関

と合併することで組織の存続を維持するものもある。例えば、2004年に国際ストーク・マンデビル車いす競技連盟(ISMWSF)と国際障害者スポーツ機関(ISOD)が合併し、国際車いす・切断者競技連盟を結成した(IWAS)。今日では、これらの組織が持つ議決権は弱まり、主に未来のパラリンピック選手の養成を担っている。IPC 発足以前と比較すると、パラリンピックスポーツの未来の方針決定における、これらの諸障害者スポーツ機関が持つ影響力は相当弱い。柔道の IBSA やボッチャの CPISRA、車いすフェンシングの IWAS(IPC 2012を参照)のように、パラリンピック競技大会においていくつかのスポーツは未だに特定の障害者スポーツ機関によって統率されている。それにもかかわらず、IPC は支配力を保ち続けているのである。

近年、IPC はあらかじめ決められたビジョンのもとで機能しており、そのビジョンはいくつかのミッション的目的を含んでいる。そのビジョンとミッションを利用しながら IPC はある特徴的な文化的イデオロギーを作り出した。それはエリートの障害者スポーツという、特定の政策を促進し、形成する。IPC のビジョンとミッションの政策の側面を略述することにより、「障害のある」身体と「障害のあるスポーツを行う」身体に関する社会的認知がパラリンピック競技大会で表明されている文化的背景について、より詳細な検討をしていきたい。

[ビジョン]

IPC のビジョンは「パラリンピック選手たちがスポーツに秀で、世界を鼓舞・刺激することを可能にする」(IPC, 2011c)ことである。これは、IPC のウェブサイト(IPC, 2011c)から引用したものであるが、ひとつひとつの言葉が明白な故意的意味を持っている。それぞれを以下に羅列する。

- To enable (可能にすること): これが IPC の組織としての主な役割である。選手が自己決定権を通して力をつけるために、環境を整えることである。
- Paralympic athletes (パラリンピック選手): パラリンピック選手という観点から、IPC の活動の中でも主な焦点となるものは、その始まりからエリート・レベルに到達するまで全ての選手たちを養成することである。
- To achieve sporting excellence (スポーツに秀でること): スポーツを中心に据えた組織としての目標である。
- To inspire and excite the world (世界を鼓舞・刺激すること): 外部へ向けた成果は、障害を抱える全ての人々にとっての、より良い世界へ貢献することである。これを達成するためには、外部組織との関係や、全体としてのパラリンピック活動のプロモーションを行うことが最重要である(IPC, 2011c; 強調部分はイタリックで表記【原文の強調部分は本翻訳でも斜体にしたうえで、下線が引かれている】)。

上述のように、IPCの活動における主な焦点は、エリート・レベルまで全ての選手を育成することである。のちの経験的データを考慮すると、我々はこのビジョンに留意し続けなければならない。またビジョンで述べられているが(IPC, 2011c)、同様に、パラリンピック競技に参加することを許可されなかった障害を抱える様々な人々を考慮すると、障害を持つすべての人々にとってのより良い世界への貢献において、IPCが果たしてどれほど効力を持っていたのか、考えることが重要である。そして、IPCが最重要視している声明にある「全体としてのパラリンピック活動のプロモーション」(IPC, 2011c)はポジティブで包括的な巧言だが、商業化のプレッシャーという観点から見ると、実は叶えることが困難であるかもしれない(Howe, 2008a)。究極的には、IPCのビジョンの達成は、IPCが自身のミッションを遂行することにかかっているのである。

[ミッション]

ミッションには、IPCの長期戦略的な幅広い目標が表れている(IPC, 2011c)。IPCのミッションのうち、本論文で挙げられている諸問題と最も関係のあるものを幾つか以下に記す。

- 全ての水準・体制において、女性や高度な支援が必要な選手のための機会を増やすこと。
- パラリンピック活動内で行われるスポーツにおいて、フェア・プレイの精神を必ず流布するために、暴力を禁じ、選手の健康リスクを管理し、基本的な倫理原則を支持することを確保すること。
- 政治、宗教、経済、障害、性別、性的指向、そして人種における差別なしに、パラリンピックスポーツを発展させること
- 継続的な世界規模でのプロモーションを行い、パラリンピック活動、スポーツを通じた鼓舞・刺激のビジョン、そして目標と活動をメディアに報道させること、を追求すること(IPC, 2011c; 強調部分はイタリックで表記【原文の強調部分は本翻訳でも斜体にしたうえで、下線が引かれている】)。

高度な支援を必要とする選手として認定される重度の身体障害者の包含<インクルージョン>を守る明白なセーフガードこそが、IPCのミッションに深く根付いている(IPC, 2011c)。さらに、漠然としているものの、基本的な倫理原則の支持を保証することは「パラリンピックスポーツを障害に基づく差別なしに発展させる」(IPC, 2011c)という声明と組み合わせると、パラリンピック競技大会というエリート的スポーツの場において、重度の身体障害を抱える人々が自分自身を表現し、スポーツの優れた能力を発揮することができるようになることを示す明るい兆候になる。

しかしながらこれらの理想は「継続的な世界規模でのプロモーションを行い、パラリンピック活動をメディアに報道させること」(IPC, 2011)というIPCのミッションにおいて試練となる。IPCが試みようとしているメディアとスポーツ間の生産複合体(Maguire, 1999)

は、資本とスポーツ愛好家を含む消費者を獲得するための熾烈な競争を通して生み出される。この点に関して Crawford(2004)は「現代のスポーツは、ますます過密になっていくエンターテインメント市場における消費者を奪い合っていることに気付いている。その市場では、消費者がより一層幅広い選択肢を握っているのである」(p.82)と述べている。そうだとすれば、IPCからお墨付きを得ることができる「障害のあるスポーツを行う」人としてのアイデンティティ付けを阻害するような、比較的重い障害を抱える「障害のある」人を犠牲にして、IPCはエンターテインメント的なショーを追求しようとしているのではないだろうか。主張を明白にするために、本論文で使用する「重度の身体障害」という用語について要約する。

パラリンピックスポーツにおける“重度の”身体障害

“重度の”障害という用語は、感覚障害や知的障害を持つ人には適用されず、排他的に身体的障害を持つ人々にのみ適用される。彼らはパラリンピックスポーツのクラス分けのうち、下位の区分内で競争する。パラリンピック水泳における重度障害が相当するクラス分け区分【classifications】(しばしば“クラス”と呼ばれる)は1から5である。パラリンピック水泳は合計で14の機能的クラス分け区分からなっている。身体障害を抱える選手は1から10のクラスの中で競い、1は最も重度の障害を抱える選手が、10は最も軽い障害を抱える選手がそれぞれ割り振られる(IPC Swimming, 2011)。

他の種目では、重度の障害を抱える選手が競う区分について、異なる基準を採用している。ボッチャでは、重度の脳性麻痺を抱える選手はBC1から3のクラスで競技を行う(CP-ISRA, 2011)。陸上競技に関しては、重度の脳性麻痺を抱え車いすで競技に参加する選手はF32から33に所属する(IPC Athletics, 2010: 17-18)。そして、歩行は可能だが重度の障害を持つ選手は、T/F35から36のクラスで競う(IPC Athletics, 2010: 24-5)。一方でパラサイクルでは、重度の脳性麻痺を抱える選手はT1あるいはT2三輪クラスで競技を行う(CPISRA, 2011; UCI, 2011: 12-13)。

上で述べたクラス分け区分のリストは完璧なものではなく、本論文で言及しているスポーツとその障害クラス分け区分のみをカバーするだけである。本論文で使用する“重度の”という用語の意味を明白にさせ、簡潔なものにするために挙げた次第である。この時点では「パラリンピック競技大会におけるスポーツイベントでは比較的軽い障害のみが包括される」という点を繰り返し強調する必要がある、またそうすることが妥当である。つまり、パラリンピックスポーツの観点から「重度(の障害)」と呼ばれているであろうものは、下位の区分に分類されてはいるものの、障害の範囲が広く生物医学的状况と関連しているため、より一般的には社会において「重度(の障害)」であるとは見做されないものかもしれない。パラリンピック選手たちの経験について考える際には、より重度の障害を抱える多くの人々はこのパラリンピック競技大会についての議論に含まれていないということを思い出す必要がある。彼らが含まれていないことに気づき、パラリンピック競技大会における「障害の

ある」人々の包括あるいは排除について、さらなる問題を提起するべきである。

メソッド

20人のパラリンピック関係者に実施した半構造化インタビューから集められたデータを利用し、パラリンピック競技大会における「障害のある」人々および「障害のあるスポーツを行う」人々のインクルージョン<包含性>を取り巻く諸問題についてさらなる検証を重ねる。(インタビューを実施する相手である)必要な知識を備えた人物は「ある機関で特定の役割や責任を担うなどの特別な知識に基づいて選ばれる人」(Gratton and Jones, 2004: 104)を意味するキー・インフォーマントをもとにした「キー・インフォーマント・テクニック(重要情報提供者を用いるインタビュー技法)」を通して、インタビューに適していると判断された。したがって、パラリンピック活動に従事した者、従事し続ける者、あるいは従事した経験を持つ者が、インタビューの対象に選ばれた。中には現/元パラリンピック選手、現役あるいは引退した障害者スポーツの理事、障害学とスポーツの社会学者、そして障害者の権利を擁護する人々も含まれる。これらの範疇は完全に線引きされているものではなく、中には元パラリンピック選手であり現在は障害者スポーツの理事であるような人物も存在する。

サンプルの基準が定められた後、インタビューを依頼する人物のリストを作成し電子メールを通して彼らとコンタクトを取った。豊富で質の高いデータセットを作り上げるために、このリストは適切な雪だるま式標本法で補われた。インタビューを受ける人物は全員、短い議題リストを与えられた後にインタビューを受けた。これらの議題は、インタビューの基礎をなすものである。質問は、3つのアプライオリなテーマ(以下を参照)と、障害と(あるいは)スポーツにおいて彼らが担った特別な役割に関するものであった。インタビューは録音し、一語一句を文字に起こした。そして匿名性を守るために、インタビューを受ける人物には仮名が割り振られた。グランデット・セオリー・アプローチ(Morse & Richards, 2002)に従って、インタビューの記録をコード化した。

実施した20のインタビューの21時間以上にわたる回答を集計し、いくつかのテーマがデータセット内において明らかになり「十分な量を得られた」と判断したところで、データの採集は終了した。具体的には「パラリンピック競技大会の目的」「エリート障害者スポーツのための乗り物としての障害身体の適切性」「パラリンピック活動の未来における潜在的な発展」という3つのアプライオリなテーマを含む。分析の間にデータセットから出現したもう一つの経験的テーマは「IOCの影響力」と名付けられた。「エリート障害者スポーツのための媒体としての身体障害の適合性」のテーマから得られたデータについて、本論文で議論する。そしてデータを特定のテーマに割り当てたのち、ブルデューの社会学的理論(Bourdieu, 1984, 1997; Bourdieu & Wacquant, 1992)を利用して批判的に検証した。

パラリンピック競技大会において特定の身体を包含することの正当性に関して、本メソッドによって生み出された経験的データセットを詳しく調査する。始めに、脳性麻痺・重度の脳性麻痺・そしてその他の重度の障害を抱える人々を取り巻く諸問題について考察する。

次に、美学的思想の役割と、パラリンピック競技大会で重度の障害を抱える人々を受け入れることに対して美学的思想が及ぼす影響について検証する。

「障害のある」身体とパラリンピック競技大会

何人かのパラリンピック・ステークホルダー（関係者）はデータ集計の際に、パラリンピックスポーツ関係者の資本(Bourdieu, 1997; Bourdieu & Wacquant, 1992)の観点から見ると、選手たちのなかには他の選手よりも儲けている者がいるかもしれないことを認めた(Abberley, 1996; Bertling & Schierl, 2008)。また、様々な身体障害を持つ人々の適合性や「価値」に関する差別的認識について、詳細にインタビュー内で議論を行った。特にインタビュー回答者たちは、脳性麻痺や、より重度の障害を抱える人の社会的認知および受容を取り巻く諸問題を強調した。彼らはパラリンピック競技大会参加者に含まれている一方で、そのパフォーマンスは審美的に喜ばしくないと考えられていた。

[脳性麻痺を持つ選手]

パラリンピック・ステークホルダーの中には、優秀なスポーツ遂行者として認められるための技量について、脳性麻痺を抱える選手のパフォーマンスに問題があると感じる者もいた。脳性麻痺患者のスポーツ理事であるパトリックは、陸上競技の観点から、脳性麻痺を抱える選手の市場価値は高くない(Abberley, 1996)という考え方を表した。

陸上競技において、正直に言うとは彼ら[脳性麻痺を抱える選手たち]が認めてもらえるとは思わない。車いす陸上競技や切断手術を受けた者たちが認められる傾向にある。何故なら、彼らの方がマーケティング的により「好ましい」と考えられるからである。カラフルで派手な車いすに座っている人は、格好いい装置[gear]に囲まれているように見える。また、最新の義足を身に付けている人は、役割に合った格好をしているように見える。脳性麻痺を抱える人は、ぎこちなく見えるのだろう、いや、ぎこちなく見えるのである。恐らく市場で売り出されるための型を持っていないだろう。(パトリック)

過去のスポーツ経験から蓄積されたパトリックのスポーツ的ハビトゥスは、障害の状況下で達成したスポーツ・パフォーマンスよりもむしろ、市場性に基づいて、選手たちをクラス分け分類していることになる。パラリンピック・スポーツ理事のトレバーは、脳性麻痺を抱える選手に関して「脳性麻痺やさらに重度の障害を抱える選手は、報道機関やその他のメディアにとって理解し難いイメージなのである」と述べた。つまりトレバーは「障害のあるスポーツを行う」身体を持たない脳性麻痺患者の認知と、メディアの理解およびエリートの陸上競技パフォーマンス像の間にある混乱や衝突を表現しているようにみえる。これは、パラリンピック選手の、特に経済資本と象徴資本という付随収益の獲得に不可避的な影響を及ぼす。【本論文の著者のパーデュューとハウの暮らしている】イギリスのような現代の西洋

社会において、メディア報道はこれら資本の獲得を手助けしうるものである。

IPC もメディアと一緒に、脳性麻痺を抱える選手が疎外されていることに対して責任を負う、と主張する者もいるだろう。もし IPC がより多くの脳性麻痺を抱える選手をメディアに露出させていれば、彼らのような「障害のある」身体に対する社会の受け取り方を、エリート的スポーツの水準で戦う「障害のあるスポーツを行う」身体の“実行可能でお墨付きを得ることができる好例”へ変えることができたかもしれない。

しかし、パラリンピック・スポーツに与えられるメディア報道量は、メディアが「障害のある」身体を正しく評価せずプロモーションも行わないために減少していくだろう。メディアは「障害のある」身体に対して、エリート的スポーツ・パフォーマンスの代表として認知されるために必要なものがないと感じている。メディアとスポンサーが IPC に仕切られているもの以外のスポーツと連携を取る一方で、パラリンピック・スポーツに与えられている限られた量のメディア報道を【さらに IPC が】失うこと(Howe, 2008b; Schantz & Gilbert, 2001; Thomas & Smith, 2009)は、IPC がパラリンピック競技大会を演出しプロモーションを行う力を劇的に弱めるだろう。我々は、メディアとスポンサー企業が IPC に重大な影響を及ぼすポジションを占めていると考える。つまり、【メディアとスポンサーは】メディアからの注目が低下することに繋がる可能性があるため、脳性麻痺を抱える選手を商業的ロールモデルとして押し出すという重大なリスクを、IPC が冒さないように仕向けているのである。メディア・コングロマリットの資本供給源は IPC とパラリンピアン達を支配するが、この支配力および影響力を持つ覇権的ポジションは、個人の持つハビトゥスが伝達・受容する価値やメッセージを受け入れることを通してのみ維持される。したがって観客らの間では、ほとんど間違いなく、既に蓄積された多国籍メディア企業の資本供給源と同じくらい重要なのである。このような脳性麻痺を抱える選手に加えて、さらに重度の脳性麻痺や他の重度の障害を抱える選手の市場性に関しても、パラリンピック・ステークホルダーと幅広く議論を重ねた。

[重度の脳性麻痺を持つ選手]

パラリンピック・ステークホルダーは、重度の脳性麻痺を抱える選手について、パラリンピック競技大会のようなエリート的障害者スポーツイベントの演出やプロモーションで利用するにあたり、潜在的に問題解決が困難な「障害のある」身体であると強調した。例えばグレイムにとって、パラサイクルの観点から見ると、重度の脳性麻痺が何人かの【重度の脳性麻痺を持つ】パラリンピアン達の技術的能力に多大な影響を及ぼしていることは明白な問題であった。グレイムは身体的に健常な学者であり、2000年のシドニーパラリンピックにてパフォーマンスの向上を援助する目的でイギリスのパラサイクルチームと協力した経験がある。重度の脳性麻痺を抱えるサイクル選手の身体能力に関する重大事項のひとつは、選手が競うコースが、技術的にそれほど厳しくないものでなければならない点である。重度の脳性麻痺を抱える選手がコースに順応できなければ、彼らは他の選手と並んで競い合う

ことができない。グレイムは次の通り言及する。

例えば、器材面での問題がある。[重度の脳性麻痺を抱えるサイクル選手にとって]高い技術を求めるようなコースであれば、競技に参加させることができない。あるいは、重度の脳性麻痺を抱え三輪に乗ったサイクル選手のために、技術的に容易なコースにしなければならない。

ハビトゥスに蓄積された自身の過去の経験を振り返った場合、観客はこのようなコースの違いをより簡単なチャレンジであると見做すかもしれない。結果的に重度の脳性麻痺を抱えるサイクル選手のスポーツ能力を過小評価しているのである。しかし、もし重度の脳性麻痺を抱えるサイクル選手がパラリンピック競技大会において他の選手と同じ会場で競うことができなければ、彼らのスポーツ能力はさらに区別され、その功績も人々の注目を浴びることなく、異なる会場や機会へ疎外されるのである。他の選手から重度の脳性麻痺を抱えるサイクル選手を引き離すことは、特定の選手が追放され、他の選手より劣っていると考えられるため、彼らが共有する文化資本の土台を壊すことになるであろう。パラリンピック競技大会においては、スポーツの要求の間にあるバランスを模索する緊張感が存在する。十分に挑戦的で高水準のパフォーマンスを叶えつつも、その要求が障害の影響で克服できなくなるほど困難なものにならないよう保証しなければならない。

重度の脳性麻痺を抱えるサイクル選手を「障害のあるスポーツを行う」身体として認めさせる試みを取り巻く諸問題も、グレイムにとっては明白であった。彼は次のように述べる。

重度の脳性麻痺[を抱えたサイクル選手]を競争力があるように見せるには、少し問題がある。重度の脳性麻痺患者の世話をする人々でさえ、できる限り後押しをしない傾向があるかもしれない。

観客は脳性麻痺を抱えるサイクル選手をエリートスポーツマン／スポーツウーマンの代表として認めない一方で、重度の脳性麻痺患者を支援する人々のハビトゥスは、彼らが激しいトレーニングを行い競争することを望んでいない可能性がある、とグレイムは主張する。代わりに支援を行いたいと思っており、結果として重度の脳性麻痺を抱える人に対してより受動的でケアを中心としたアプローチが取られるのである。それはほぼ間違いなく、エリート選手になるために求められる自己犠牲的なライフスタイルとは真逆である。この考えは、より受動的な環境や、あるいは病院やリハビリテーション施設などの医療的環境において重度の脳性麻痺を抱える患者と交流した過去の経験のみを持ちながらパラサイクル選手たちと仕事を行う人々から発せられたものであろう。これらの経験はハビトゥスの中に深く根付いており、重度の脳性麻痺を抱える人々に対する姿勢を形作り、また今後の態度に影響を及ぼすために使用される。しかし、障害のあるエリート選手のトレーニングを取り巻く、

これまでに得られたスポーツ科学的証拠は不足している。この不足は重度の脳性麻痺を抱える選手が潜在能力の限界までパフォーマンスを行うことを、後押しする際に抱くためらいや用心の主な原因となっているかもしれない。

この問題に関して、重度の脳性麻痺を抱えながらも水泳選手として2000年シドニーパラリンピックに出場し、2008年北京オリンピックでは理事アシスタントとして従事したミッシェルは、次のように語った。「ボッチャ選手には常に付添人がついていて、それは他の選手の自主性を脅かすのだろうか？」換言すると、このような援助はボッチャ選手や他の高度な支援を必要とする選手たちが、障害を抱えるエリート選手として認められるのを困難なものにするかどうか、ということである。ボッチャの付添人の例にみられるようなサポートスタッフは密かに存在しており、エリートの健常者スポーツと障害者スポーツの両方において区別される。例えば、健常者テニスと障害者テニスでは、選手の試合中にコーチングを行うことは禁止されている。しかし、健常者サッカーと障害者サッカーでは、コーチがピッチのそばでチームに指示を送る姿が頻繁に目撃される。場所と付添人の重要性を他のスポーツの状況に当てはめることにより、スポーツにおける付添人の正当化を促し、ボッチャ競技で健常者の付添人が障害を持つスポーツマン／スポーツウーマンを援助する姿を通して続いていたパターンリズムのイメージを減少させることに繋げることができるかもしれない。

重度の脳性麻痺を抱える人々が試合の中心となるパラリンピック競技である「ボッチャ」は、重度の障害を抱える人々について議論する際にしばしば焦点として取り上げられた。ボッチャの試合はボールゲームやローンボウリングのように、技術力を競うゲームである。これらのゲームでは、肉体的適応力は最小限で済む。多くの点で、ボッチャの認識のされ方および受け入れられ方は、パラリンピック競技大会において重度の障害を抱える全ての選手に対する認識と同義であると見做されるようになった。これは、他のスポーツにおいて、重度の脳性麻痺を抱える選手の数が少ないことが大きな理由となっているようであった。ボッチャは、障害よりも技術に焦点が当てられるスポーツ環境において、重度の脳性麻痺を抱える人々が能力を発揮できることを目的とするパラリンピック競技の一例なのである。

ミッシェルはインタビューにおいて、ボッチャ選手がアスリートとして明らかに認められておらず、それは(ボッチャという)スポーツとその参加者たちがパラリンピック競技大会において疎外されていることに原因がある、と強調した。2000年と2008年のパラリンピック競技大会における経験から、彼女はこう述べた。

ボッチャ選手に関するコメントはほんの少ししかなかった。「彼らはアスリートのようには見えない」と。それは【コメントする側が】知識が足りなかったり、無知であるせいだ。他のスポーツ畑から来たとある関係者の一人が無作法な発言をして、私は少し彼に異議を唱えた。だが、彼の考えを改めさせることができたとは思わない。

ミッシェルは、ボッチャ選手のライフスタイルをよりスポーツマン／スポーツウーマンとして認識されるものにする戦略について「[カナダ国内の]ボッチャ競技を組織的に管理しているカナダ脳性麻痺スポーツ連合(Canadian cerebral palsy sport association)は、ボッチャをよりプロフェッショナルなものにしようと働きかけており、またそれを正当なものにするために、トレーニングプランやコーチの調整など全てを行っている」と述べた。この【他の競技にボッチャを似せようとする】儀礼的なやり方によって、ボッチャ選手が優秀なアスリートとして認められるようになるのかどうかは、疑問の余地が残る。加えて、特定のタイプの身体であることや審美的な身体であることが、スポーツの法則によって定められている通りに“成功を取めた功績と同じくらい重要である”と考えられるのであれば、スポーツでの優秀さに関して、どのようなメッセージが運ばれるのだろうか。これは、(例えばビーチバレーボールのような)女性アスリートを含む特定のスポーツにおける顕著な懸念事項と類似している。そのようなスポーツにおいて優秀な女性アスリートの身体をメディアが性的対象化させることは、スポーツの性質よりも肉体的性質のほうが注目的になっていることを意味する。パラリンピック競技大会において、魅力的で審美的に好ましい身体に対する認識は、重度の障害を抱えるスポーツマン／スポーツウーマンのメディア化にとって新たに発生した障壁と考えられるだろう。1990年代前半から2000年代中頃までパラリンピック車いすテニス選手として活躍したジャックは、インタビューの中で、適切にスポーツ特有の“エリートなアスリートの定義”を予想した。

彼ら[ボッチャ選手たち]にとって、ボッチャは技術のスポーツだ…私は技術を目の当たりにした。彼らの持つ身体機能から考えると、彼らができることや達成できることは驚くべきものだ。匹敵するものがあるだろうか。車いすラグビーと車いすバスケットボールを例にとるが、これら2つのスポーツはそれに匹敵するだろうか。あるいは、障害のレベルのせいで異なっているのか？つまり、誰がそれを見ているのか、そして誰の目を通して何を描こうとするのかにかかって異なっているのである。

結果的にジャックは、障害者スポーツを含む様々なスポーツにおいて、エリート的スポーツパフォーマンスを構成するものに洗練された区別をするための、個人のハビトゥスの必要性について、繰り返し訴えている。これなしには、パラリンピック競技大会における重度の脳性麻痺を抱える人々や高度な支援を必要とする人々のインクルージョン<包括性>(IPC, 2011d)は、うまくいかないのである。

[その他の重度の身体障害を抱える人々]

何人かのパラリンピック・ステークホルダーは、重度の脳性麻痺のみならず高度な支援を必要とする他のアスリートたちによるパフォーマンスの社会的受容における影響と関連して、より一般的な重度の障害をどのように認識しているかについてコメントした。元パラリ

ンピック陸上選手のダニエルは、「常に困難は存在しており、高度な支援を必要とする人が持つ能力を一般人が認めることは難しい。時々、私自身にとっても難しいのだ。」と述べた。

メダルをいくつも勝ち取った元パラリンピック水泳選手のテレサは、重度の障害のせいで、自身のパフォーマンスが劣っていると感じていた。彼女が所属していた下位クラスの水泳選手がパラリンピック競技大会にて泳ぐことを許されていた短い距離は、彼女の障害と対になっていた。そしてその障害は、価値の低いスポーツ・パフォーマンスとして認識する者もいるかもしれないであろうものを示すために組み合わせられたのである。

私は、クラス 5 以下 (1~5) に所属する我々にとって、あたかもメダルを獲得することが比較的簡単であり、それほど長い距離を泳ぐ必要がないがために、我々のメダルはどことなく価値が低いと思われるかのようにつねに感じてきた。私も当該諸クラスに所属する他の選手も、そのように考えたことは決してなかったが、他の水泳選手や観衆がときどきそのように思っていることは、確かに感じる事ができた。(テレサ)

より重度の障害を抱える下位の諸クラスにおける、知覚された象徴資本の欠如は、議論の余地はあるが、「障害のあるスポーツを行う」身体を持つと認識されることについての、知覚された不可能性に由来しているだろう。披露されるパフォーマンスは、“象徴資本を割り当てるために必要である”と我々のスポーツハビトゥスが見做す必須要素を生み出すことができていると認識される。結果として、パラリンピック競技大会の、重度の障害を持つ選手に対する包含性 (インクルージョン) は、傷つきやすいもの (ヴァルネラブル) にみえるのである。特に、彼らのパフォーマンスを通して作り出されるであろう経済資本が限られたものであることを考慮する場合に、このことは顕著となる (Brittain, 2010:120-121 を参照)。この点に関して、テレサは次のように述べる。

私のような障害レベルを抱える人々にとって、旅行は高くつくものである。何故なら多くの場面において、同伴し援助してくれる人が必要だからだ。つまり、飛行機に同伴して代金を支払う人が必要になるのだが、私はここに「他店より安いお買い得価格」という問題が発生してくると思う。一群の人々がいて、同伴してくれるという。そのとき、コストはどれほどかかるのか？ 最も費用対効果の高い方法ですませるやり方はどのようなものか。じっさいのところ、他人のサポートを必要としないアスリートのグループに同伴してもらうことがある。これが、パラリンピック・スポーツの未来を私に憂慮させる。何故なら、私にとってのパラリンピック・スポーツの最大のポイントは幅広い多様性を生み出すことであるが、巨大なスポンサーが参入するにつれてそれが少しずつ破壊されていると思われるからである。

スポンサーを得ることの重要性に注目が集まる一方で、多くの形の資本を求めること、そ

れに続く利益と力を求めることは、ほぼ間違いなく、全てのパラリンピック・ステークホルダーの間に根付いている傾向だろう。個人も団体も、経済資本、社会資本、文化資本のうちどれを引き換えにしようが、利益を獲得することを目指す。この点に関して、美学に起因する社会的価値は、パラリンピック・ステークホルダーによる、「障害のある」身体および「障害のあるスポーツを行う」身体に対する認識において、重要なものであった。この問題を今から取り扱う。

審美的に好ましいパラリンピアン達

インタビューを実施した人物の中には、競技中にある一定の身体を他の選手より審美的に好ましいもの（心地よいもの）と認める“ボディ・ファシズム”(Abberley, 1996; Bertling & Schierl, 2008)にパラリンピアン達がさらされていると考える者もいた。“審美的に好ましい”という定義は主観的であり、したがって絶対的な定義を与えることは難しい(Bertling & Schierl, 2008;; Stone, 1995)。審美的に好ましいスポーツ・パフォーマンスとは、しばしば、スピード・持久力・強靭さ、あるいはそのスポーツ特有の卓越性に関する達成における高い技術レベルのうち、一つあるいはそれ以上の特性を誇示しながら、意図的で制御された肉体的動きをすることを表す。インタビューを実施した人々にとって、この広範な定義は、審美的に好ましいパフォーマンスの解釈に役立つものであった。自国のパラリンピック委員会の理事のドナルドは、以下のように述べた。

車いすアスリートは自分自身が、パラリンピック・ムーブメントおよび義足選手の頂点に位置していると自覚している。明らかな障害を持つアスリートと、脳性麻痺を抱えたアスリート、そして特に重度の脳性麻痺を抱えたアスリートは、その頂点から少し離れた位置にいる。これは、彼らが競技中にどれほど審美的に好ましい存在となっているか、という論点に帰着する問題だ。

この審美的ヒエラルキー問題は解決が困難であり、「障害のあるスポーツを行う」人に反して、「障害のある」人のスポーツ・パフォーマンスに割り当てられる信頼性と資本価値を妨げる。

2000年シドニーパラリンピックに出場した経験を持つ元車いすバスケット選手のアビゲイルは、パラリンピック競技大会をメディアとスポンサーにとって受け入れられるように描くことの重要性を強調し、次のように述べた。「私は、人々はまず初めに障害に注目するのだと思う。そして障害者アスリートにそれほど関心を示さないスポンサーのような人々に、(障害ではなく)スポーツに初めに注目させることは難しい。彼らは未だに美的魅力を求めており、適切に動かない身体を持つ人は求めているのである」。ここでアビゲイルは挑発的に、重度の脳性麻痺に関連する美学の重要性を再確認しているように見える。また彼女は「障害のある」身体と、豊かな資本および市場性を持つと認められうる「障害のあるス

ーツを行う」身体の違いについて、少しずつ解き明かしている。

テレサの経験では、審美的に好ましいスポーツ・パフォーマンスを披露することは、下位クラスに在籍する水泳選手のパフォーマンス価値を明らかにするために必要不可欠だと考えられていた。

抱えている障害が見えづらい水泳選手は、メディアの大のお気に入りだった。かなり重度の障害を抱える我々のような人物は、メダルの観点から見ると非常に成功しており、それが全てであるはずにも関わらず、のけ者にされた…社会がより審美的に好ましいと考える水泳選手たちが得た大きな価値に対して、より重度の障害を抱える我々が得た価値はずっと少なかったのである。

ミッシェルも同様に、より健常者の身体に近い選手も含めた上位クラスに所属する選手とのレースは、よりスポンサーとメディアに対してアピールできるものであると考え、「私は、[上位クラスは下位クラスの競争に比べて]恐らくより市場性が高いのだと思う。タイムがずっと速く、人は『これこそ水泳のあるべき姿だ』と言うのだろう」と述べた。ここでも改めて、過去のスポーツ経験と知識から生まれるハビトゥスの重要性が、障害を抱える特定の人びとが披露するパフォーマンスの受け取り方に影響を与えていることを確認できる。

ポールは、パラリンピック競技大会におけるパフォーマンスをエリート的スポーツの代表例として描くことが、IPC とメディア組織に要求されていると述べた。彼は、1980 年代後半の車いすレースにおけるパラリンピック金メダリストである。彼は「人々は、重ね合わせることができる達成を探している。つまり彼らは、オリンピック選手たちと重ね合わせることができるパフォーマンスを行う最高のアスリートを観たがっているのである。障害の度合いが重い選手や見た目があまり魅力的ではない選手は、【人々が見たがっている範囲の】底から落ち始めているのかもしれない」とコメントした。一方パドレイグは、健常者に近い選手として紹介できる程度の障害を抱えるスポーツマン／スポーツウーマンのメディアに対するアピールについて補足した。彼は、1992 年のパラリンピック競技大会で複数メダルを勝ち取った元水泳選手であり、現在は障害者スポーツの理事である。彼は「障害が少ないほどより多くの注目を集めることができ、それは本流のスポーツにより少しでも近いことが理由だと推測する。障害が多いということは、スポーツが選手に順応しなければならないことを意味し、伝統的な競技からは遠く離れているのだ」と述べた。本流のエリート的(有能な体の)スポーツの性質と見栄えは、個人のスポーツハビトゥスにおいて基準点を提供する。その基準点と障害者スポーツが比較されるのである。エリート的スポーツ・パフォーマンスのモデルとして見做される「障害のあるスポーツを行う」身体から生まれる資本概念は、ドナルドが述べた、車いすバスケットボールがエリート的スポーツとして幅広く受け入れられている裏側にある論拠において顕著であった。

我々がよく見かけるアスリートたちは、抱えている障害が小さく、より高いレベルで競技を行っている…[車いす]バスケットボールは、人々が「ああ、わかるよ」とリンクさせることができる競技だと思う。選手たちは脚を動かすことができないがそれ以外の部分に問題はなく、上半身の立派な筋肉や全てが、スポーツマンと見做される要素とぴったり合うのだ。

結果的に、車いすバスケットボール選手の身体的能力が、エリートで健常なスポーツマン／スポーツウーマンに与えられる象徴資本へのアクセスを可能にしているというのである。

上記の経験的エビデンスに基づくと、重度の障害を抱える選手のスポーツ・パフォーマンスは、本当らしいエリート障害者スポーツマン／スポーツウーマンとして認知および描写されることに起因する資本を生み出そうと試みる際に、最も問題になる。従って「障害のあるスポーツを行う」身体を持つと見做されるパラリンピアンたちと、そうは見えない者たちとの間にある格差は、パラリンピック競技大会における重度の障害を抱える選手たちのポジションを潜在的に脅かすのである。

IPC のビジョンとミッション—再訪問

IPC がビジョンとミッションに関する明白な問題に面しているのは、これまでに議論した経験的エビデンスから見て明らかである。前述した通り、IPC のビジョンはスポーツにおける優秀性を叶えることの支援を含む。これは、スポーツを中心に据えた組織の目標である (IPC, 2011c)。しかし、あるパラリンピアンがスポーツにおける優秀さが認識されそなかったり、あるいは、他に帰されたりするのであれば、それは問題だ。中でもとりわけ、ボッチャ選手のスポーツの才能や優秀さが認められ報われるためには、そのスポーツ特有の「エリート」の定義が求められる。さらに、たとえボッチャ選手が彼らのスポーツにおいて高い能力を披露していると認められたとしても、そばにいる付添人のせいで彼らの優秀さはある程度、自身のみならず付添人のおかげでもあると見做されてしまうのは明らかであった。

重度の脳性麻痺や重度の障害を抱える選手は、メディアの報道やスポーツの消費者からの注目を獲得するために審美的に好ましいやり方でパフォーマンスを披露しているとは思われ得なかった。つまり、その「障害のある」身体を通して、エリートの障害者スポーツとしてのパラリンピック・ブランドを売り永続させることには失敗していたのである。結果として、IPC のミッションの2つの重要な側面、すなわち全てのレベルおよび全ての制度において、スポーツで高度な支援を必要とするアスリートたちのための機会を発展させることと、パラリンピック活動に関する継続的な世界的プロモーションとメディアの報道を追い求めること (IPC, 2011c) は、両立不可能であることが立証されるのだ。

IPC は、比較的重度の障害を抱える選手たちが、本当らしい「障害のあるスポーツを行う」身体としては認められないことを犠牲にして、娯楽的なショーを迫及しているのだろうか？明らかに IPC は、そのビジョンとミッション【の全部】を守り達成するという複雑な

試練に直面している。そのビジョンとミッションのうちいくつかは、メディアースポーツ間の生産複合体(Maguire, 1999)におけるスポーツの消費者を獲得する熾烈な争いの風潮の中で(Crawford, 2004)、両立不可能であるように見える。

独立したメディア記事を通したものであろうが連載もののメディア作品を通したものであろうが、メディアを通してパラリンピアンに触れる時、本論文は、彼らと彼らの身体がどのように描かれているのかについて考えるよう呼びかけるものだ。加えて、彼らのアイデンティティのうちどの部分が注目を浴びるのか、そしてメディア化された産物を通して、どのような付随的意味が変化し、定型化されていくのか(についても考えるよう呼びかける)。そうすれば、障害者スポーツにおいて功績を持つ人々に対する認識と、社会における障害の幅広い意味は公然と明らかになる。そして我々はソーシャル・アクターとして、スポーツの社会構造に参加する特定の個人が持つ社会的意味の建設における我々の役割に対して、敏感になるのだ。

本論文は、パラリンピック競技大会における、一見すると「障害のある」身体と「障害のあるスポーツを行う」身体を通して、はっきりと表される“障害とエリートスポーツの複雑さ”を証明するものである。明らかな重度の障害を抱えることは、「障害のあるスポーツを行う」身体を持つと見做されるための、個人の能力を減少させてしまうだろう。しかし、パラリンピック競技大会において出場資格を得た適格な選手になるためには、自身のスポーツ・パフォーマンスに重大な影響を及ぼす障害を持つと見做されなければならない。つまり、パラリンピック競技大会へ出場するため、そしてパラリンピック競技大会のプロモーションを行うためにはどのような身体が正統なのだろうか？これは、パラリンピック活動が直面している最も重要な問題であり、我々が、明らかな「障害のある」身体と「障害のあるスポーツを行う」身体が持つ重要性、および、その間にある関係性を社会においてより良く理解するためには、多くの調査が必要となるのである。

本論文においてなされたブルデュー的な理論と分析は、ノーマルとアブノーマルの二元論や逸脱理論からしばしば生み出される「その他」類型を避けながら、エリート障害者スポーツの観点から身体障害について、革新的な分析を行うのに役立った。【二元論で粗雑に議論してしまう】代わりに、全ての資本が争われるにしたがってより微妙な利益が与えられ、それは自身の中で変化の機会を開く。資本は相対的なものであり、個人が損失を免れるお守りではない。それゆえに、ブルデューはパラリンピック・スポーツとスポーツ全般に、彼らの性質と態度が生み出している様々な資本や関連物と大いに異なる、人々が属する様々なグループが再び作り直される可能性について、考える機会を与える。この資本のやり取りを明らかにさせる際に、ブルデューは多くの分析を容易にするレンズを提供してくれている。それにより、斬新で革命的ですらあるやり方で、スポーツを行う身体の意味を理解するための機会を与えてくれているのである。

深刻な障害を抱える人々のポジションを守る鍵は、現在の支配的な審美判断のために引かれた境界線というものを修正するための効果的な戦略にある、といえるかも知れない。身

体障害、感覚障害やあるいは知的障害などの様々な障害を抱える人々を包含するパラリンピック競技大会の「観客を楽しませるような性質 (spectatorship)」を疎外しないようにすることを優先させれば、状況は改善するかもしれない。それによって、パフォーマンスを行う身体の性質は、ライバルの選手と競うなかで披露するパフォーマンスに対して二次的なものになる。この比較は、注目度の高いオリンピック競技に参加する健常者アスリートのような文化および象徴資本と結び付けられる社会グループよりも、共に闘う相手の選手との間で行われなければならない。観客の注目を、所謂オリンピックにあたるものと切り離して、パラリンピック・パフォーマンスの価値に集中させるようにすることで、スポーツ愛好家たちのハビトゥスの中に、パラリンピック競技大会のための特別な場所を作ることができるかもしれない。エリートスポーツマン／スポーツウーマンが様々な身体をしており、それによってスポーツにおける優秀性が特定のスポーツと関連している (Purdue & Howe, 2012b) という認識を持つことは、スポーツ愛好家が、障害を抱える優秀なアスリートを含む多様な選手を積極的に受け入れる可能性があることの再確認に繋がるだろう。

原注

1. 脳性麻痺とは、出生時または出生直後に発生した脳損傷によって引き起こされる、身体動作および/または学習過程上の障害のことである。

文献表

- 【本「文献表」は英文の元原稿と同一であり、ブルデュー等の著作の邦訳には言及していない】
- Abberley, P. (1996). Work, Utopia and impairment. In L. Barton (Ed.), *Disability and Society: Emerging Issues and Insights* (pp. 61–79). London: Longman.
- Bailey, S. (2008). *Athlete-first: a history of the Paralympic Movement*. Chichester: John Wiley & Sons.
- Bertling, C., & Schierl, T. (2008). Disabled sport and its relation to contemporary cultures of presence and aesthetics. *Sport in History*, 28(1), 39–50. doi:10.1080/17460260801889202
- Bourdieu, P. (1978). Sport and social class. *Social Sciences Information. Information Sur les Sciences Sociales*, 17(6), 819–840. doi:10.1177/053901847801700603
- Bourdieu, P. (1984). (Nice, R. (trans.)) *Distinction: A social critique of the judgement of taste*. London: Routledge & Kegan Paul.
- Bourdieu, P. (1990). *In other words: essays towards a reflexive sociology*. Cambridge: Polity.
- Bourdieu, P. (1997). The forms of capital. In A.H. Halsey, H. Lauder, P. Brown, & A. Stuart Wells (Eds.), *Education: Culture, Economy, Society* (pp. 46–58). Oxford: Oxford University Press.
- Bourdieu, P. (1998). (Ferguson, P. (trans.)) *On Television*. New York: The New Press.
- Bourdieu, P., & Wacquant, L. (1992). The purpose of reflexive sociology (the Chicago workshop). In P. Bourdieu & L. Wacquant (Eds.), *An invitation to reflexive sociology* (pp. 61–215). Cambridge: Polity Press.

- Brittain, I. (2008). The Evolution of the Paralympic Games. In R. Cashman & S. Darcy (Eds.), *Benchmark Games: the Sydney 2000 Paralympic Games* (pp. 19–34). Sydney: Walla Walla.
- Brittain, I. (2010). *The Paralympic Games Explained*. London: Routledge.
- Clement, J-P. (1995). Contributions of the sociology of Pierre Bourdieu to the sociology of sport. *Sociology of Sport Journal*, 12, 147–157.
- CP-ISRA (2011). Classification Profiles. Available at: http://www.cpisra.org/files/classification/Classification_CPISRA_Brochure_Classification_Profiles.pdf. Accessed on 14/6/11
- Crawford, G. (2004). *Consuming sport: fans, sport and culture*. London: Routledge.
- Cregan, K. (2006). *The Sociology of the Body: mapping the abstraction of embodiment* London. Sage (Atlanta, Ga.).
- DePauw, K. (1997). The (In)Visibility of DisAbility: cultural contexts and ‘sporting bodies’. *Quest*, 49, 416–430. doi:10.1080/00336297.1997.10484258
- DePauw, K., & Gavron, S. (2005). *Disability Sport*. Leeds: Human Kinetics.
- Gilbert, K., & Schantz, O. (2008). (Eds.) *The Paralympic Games: Empowerment or Side show?* Maidenhead: Meyer & Meyer.
- Gratton, C. & Jones, I. (2004) *Research methods for sport studies*. London: Routledge.
- Guttmann, L. (1976). *Textbook of sport for the disabled*. Aylesbury: HM & M.
- Howe, P.D. (2008a) *The cultural politics of the Paralympic Movement: Through an anthropological lens*. London: Routledge.
- Howe, P.D. (2008b) From inside the newsroom: Paralympic media and the ‘production’ of elite disability. *International Review for the Sociology of Sport*. 43 (2), 135-150.
- Hughes, B., & Paterson, K. (1997). The social model of disability and the disappearing body: towards a sociology of impairment. *Disability & Society*, 12(3), 325–340. doi:10.1080/09687599727209
- IPC. (2011a). IPC. Available at: www.paralympic.org/IPC/. Accessed on 30/6/11.
- IPC. (2011b). IPC Sports. Available at: www.paralympic.org/Sport/IPC_Sports/index.html. Accessed on 30/6/11.
- IPC. (2011c). *Vision, Mission & Values*. Available at: http://www.paralympic.org/IPC/Vision_Mission_Values.html. Accessed on 30/6/11.
- IPC. (2011d). Athletes with High Support Needs Committee. Available at: www.paralympic.org/IPC/Organization/Standing_Committees/Athletes_With_High_Support_Needs_Committee.html. Accessed on 6/7/11.
- IPC. (2012) IOSD Sports. Available at: http://www.paralympic.org/Sport/IOSD_Sports/index.html. Accessed on 23/1/12
- I.P.C. Athletics. (2010). IPC Athletics Classification Handbook. Available at: http://ipcathletics.paralympic.org/export/sites/ipc_sports_athletics/Classification/2010_07_16_IPC_Athletics_Classification_Handbook_2006.pdf Accessed on 14/6/11.

- I.P.C. Swimming. (2011). IPC Swimming Classification Rules and Regulations. Available at: http://www.ipc-swimming.org/export/sites/ipc_sports_swimming/Classification/2011_05_30__Swimming_Classification_Regulations.pdf Accessed on 11/6/12.
- Laberge, S., & Sankoff, D. (1988). Physical activities, body habitus, and lifestyles. In J. Harvey & H. Cantelon (Eds.), *Not Just a Game: Essays in Canadian Sport Sociology*. Ottawa: University of Ottawa Press.
- Maguire, J. (1999). *Global Sport: identities, societies, civilisations*. Oxford: Polity.
- Mahar, C., Harker, R., & Wilkes, C. (1990). The basic theoretical position. In R. Harker, C. Mahar, & C. Wilkes (Eds.), *An introduction to the work of Pierre Bourdieu: the practice of theory* (pp. 1–25). London: Macmillan.
- Morse, J., & Richards, L. (2002). *Readme first: for a user's guide to qualitative methods*. London: Sage.
- Paterson, K., & Hughes, B. (1999). Disability studies and phenomenology: the carnal politics of everyday life. *Disability & Society*, 14(5), 597–610. doi:10.1080/09687599925966
- Purdue, D.E.J., & Howe, P.D. (2012a) Empower, inspire, achieve: (dis)empowerment and the Paralympic Games. *Disability & Society* 27 (7): 903-916.
- Purdue, D.E.J. & Howe, P.D. (2012b) See the sport, not the disability? – Exploring the Paralympic paradox. *Qualitative Research in Sport, Exercise and Health*. 4(2): 189-205.
- Schantz, O., & Gilbert, K. (2001). An ideal misconstrued: newspaper coverage of the Atlanta Paralympic Games in France and Germany. *Sociology of Sport Journal*, 18, 69–94.
- Shilling, C. (2003). *The Body and Social Theory*. London: Sage.
- Stone, S. (1995). The myth of bodily perfection. *Disability & Society*, 10(4), 413–424. doi:10.1080/09687599550023426
- Thomas, N., & Smith, A. (2009). *Disability, Sport and Society*. London: Routledge.
- UCI. (2011). UCI Para-cycling Classification Guide. Available at: <http://www.uci.ch/Modules/BUILTIN/getObject.asp?MenuId=MTI2MzI&ObjTypeCode=FILE&type=FILE&id=NjA1ODg&LangId=1>. Accessed on 14/6/11.
- Wacquant, L.J.D. (1992). The social logic of boxing in black Chicago: towards a sociology of pugilism. *Sociology of Sport Journal*, 9, 221–254.

【注記：本論文の翻訳権に関しては翻訳権授与権者から以下の承諾を得ている】

From *Sociology of Sport Journal*, 2013, 30(6): 24-40, <https://doi.org/10.1123/ssj.30.1.24>.

© Human Kinetics, Inc.

Translated into the Japanese language with permission of the authors and publisher, Human Kinetics, Inc. (www.humankinetics.com), which accepts no responsibility for the accuracy of the translation.

[訳者解説——出典と解題] (檜田美雄)

1. パーデュー&ハウ (2013) の出典について

本誌(『現象と秩序』第13号)で今回翻訳したこの論文の出典は、以下の通りである。
David E.J. Purdue and P. David Howe, 2013, "Who's In and Who Is out? : Legitimate Bodies Within the Paralympic Games," *Sociology of Sport Journal* 30(6): 24-40.

翻訳権は掲載誌の会社より正規に取得した。

2. パーデュー&ハウ (2013) の主張のポイントについて

本論文の概要を知るのには、上記訳稿の全体あるいは英文本体の全体を読んで頂くのがよりよいとは思われるが、解説に必要な範囲でポイントをかいつまんで記すと以下のようになる。

すなわち、パラリンピック競技大会を主催している国際パラリンピック委員会(以下、IPC)は、みずからの方針の中に大きな矛盾を抱えている。どういう矛盾かという、IPCは、一方では、すべての障害者に差別なくスポーツ選手になる機会を与えることをミッションとしているが、その一方で、メディアに対して働き掛けて、世界的規模でのパラスポーツのプロモーションをも成功させなければならない。けれども、この2つのミッションの同時達成は、困難である。なぜなら、ひとびとは、脳性麻痺者をはじめとした重度の障害者の身体については、それを、スポーツをする妥当な身体とみなすようなハビトゥス(習慣的蓄積)を持っていないからである。パラリンピックを観戦する観客は、車椅子バスケットボール選手についてならば、その上半身に注目して「スポーツをする障害者身体」とであるとみなすことができるが、障害レベルによるクラス分けで下位のクラスに位置する重度障害の障害者水泳選手や、脳性麻痺者であるボッチャのプレーヤーについては、支援の対象であるというイメージを払拭できない。したがって、マスメディアによる露出も、どうしても見栄えのよい「障害者スポーツ選手」に偏ってしまうことになる。

対策としては、人びと(観客)のハビトゥスを変更して、どこを見て、何を楽しむのか、という注目の対象を変えていくことが考えられるが、スポーツ観戦者は障害者スポーツばかりを見ているわけではないので、マーケティング的にそのような誘導は困難であることが予想される。

3. パーデュー&ハウ (2013) の意義について (1)

ざっと、上記のような議論が展開されている。この論文が書かれたのは、2013年であり、2012年のロンドンでのオリンピック・パラリンピックの直後である。その後、ブラジルのリオデジャネイロでのオリンピック・パラリンピックがあり、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるはずであった(実際には、2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、2021年夏に延期されている)。

東京パラリンピックの前宣伝は多様に展開されており、ボッチャの体験会なども繰り返

し開催されている（たとえば、神戸社会福祉協議会主催で神戸学園都市でも開催されている <https://participation.tokyo2020.jp/jp/event/detail.html?id=a090I00001L5mGhQAJ>）. それでも、「人びとのハビトゥスが変化」して、ボッチャ人気が沸騰した、ということにはなっていない。したがって、本論文の現代批評的価値、同時代的価値は未だ失われていない、というべきであろう。

4. パーデュー&ハウ（2013）の意義について（2）

いやむしろ、本論文の価値は、2020年1月31日のあの事件によって、さらに高まっているようにも思われるのである。

この事件については、『スポーツ社会学研究』28巻2号に掲載した「スポーツ社会学が実践の学になるための2つの方法」（樫田，2020b）中に比較的詳しく書いたので、詳細はそちらを見て頂きたいが、2020年1月31日に国際パラリンピック委員会（IPC）が国際車椅子バスケットボール連盟（IWBF）に当てて出した声明こそは、「誰がパラリンピック競技大会に出るための適格な身体を持っている、というべきなのか」という本論文のテーマそのものにかかわる声明であった。

すなわち、IPCは、現行のIWBFによる選手のクラス分け認定のままでは、レベル的に軽度のクラス分け部分において、パラリンピックへの参加がふさわしくない人びと、健常者に近すぎる人びとが出場することになるので、東京パラリンピックでの車椅子バスケットボールという競技の開催は認められないという主張をしたのである（IPC，2020）。これに対し、IWBFは、自分たちには自分たちの「哲学」がある、という半ば反論的声明文をHPに掲載した（注1）。

この事件に関するひとつ目の解釈は、本訳文すなわち、パーデュー&ハウ（2013）での主張にそった、原則的な対応をIPC側が行おうとしたのに対して、IWBF側がマーケティング的観点から、横紙破りを持続しようとした、というものだろう。つまり、見た目の華やかさを志向して、健常者に限りなく等しい選手をプレーヤーとしてスターとして遇しようとしているIWBFに対して、障害者のためのスポーツ祭典である、というパラリンピック競技大会の理念を守ろうとIPCが頑張った、という解釈である。日本の報道の中にも、そのようなトーンでの報道が散見された。

しかし、もうひとつの解釈も成り立つのではないだろうか。つまり、マーケティングを意識したアクターとして、IWBFだけを考えるのではなく、IPCもまた、マーケティングを意識して行動したアクターの一つである、と考えるストーリーもまた、成り立つように思われるのである。樫田（2020b）では、この立場にたって、すなわち「パラリンピックによる、積極的オリンピック補完策宣言説」というような立場にたって、議論を展開した。以下、その議論のエッセンスを再掲する。

他にもたくさんの国際的な障害者スポーツ大会があるなかで、観客動員数の観点からはパラリンピック競技大会が図抜けて大きな大会に成長してきている。これは事実である。そ

して、そのように成長することができた要因としては、名称からも推測できるように、オリンピックの同位対立物である、というイメージ戦略に、パラリンピック競技大会が成功したからとも言えるのではないだろうか。そして、もし、この推論にある程度の正しさがあるとすれば、どんな個別競技にせよ、クラス分け規則を徹底することによって、単に、同一クラスに所属している障害者間での競技性を保障するだけでなく、最軽度のクラス分け所属であったとしても、しっかりと健常者の排除ができていて、という「障害者としての質の保証」をも達成させることができるはずであり、その達成こそは、パラリンピック競技大会が、オリンピックのカウンターパートであるという、国際イベント的ポジションを維持し続けるために必要かつ重要なことである、という意識を、IPC 理事会メンバーが強く持つようになってきたとしても当然なのではないか、と思われるのである (IPC n.d.)。

つまり、障害レベルによるクラス分け規則が存在する意義が、近年、マーケティング戦略上変化した、可能性があるとも思われるのである。したがって、従来は、見て見ぬふりをしていた IWBF のゆるやかすぎるクラス分け規則についても、管理強化を行ったのではないかと、とも思われるのである。榎田 (2020b) では、この後者の解釈を採用したときに、パラリンピック競技大会が得ることができるものが増大するだけでなく、失うものもかなりあるのではないかと、という観点から議論を展開したが、その詳細は、榎田 (2020b) を見て頂きたい。

本訳稿との関係でいえば、ある種の可能性の見落としを、(上述の第二解釈において) 国際パラリンピック委員会がしてしまっている可能性があるだけでなく、パーデュー&ハウ (2013) もしてしまっているのではないかと、という点が重要だろう。

ブルデュー系の用語を用いるのなら、「ハビトゥス」の変化は、「ボッチャ的アスリートの優秀さ」を発見するための変化として将来やってくるのが期待されているだけでなく、「車椅子バスケットボールにおけるチームプレーの洗練の程度」を発見するような変化として、すでに達成されている可能性もあるのではないだろうか。そのような可能性をも指摘しておきたいのである。

少し、具体的に述べておこう。車椅子バスケットボールの面白さについては、渡 (2012) で多様に述べられているが、そこには、一般的スポーツ選手が持っている特質である「力強さ」や「敏捷さ」とは別種の特徴に基づいた面白さも述べられている、というべきである。たとえば、車椅子バスケットボールが、同じだから違う、という特質をもっていることに伴う面白さ (つまり、普通のバスケットボールコートと同じ広さのコートと同じゴールリングの高さを、車椅子バスケットボールプレーヤーが用いて、類似のゲームを、違ったゲームとして行っていることの面白さ、のようなもの)。コート内にいる選手の持ち点の合計が、14点以内でなければならないことに由来する、チームプレーの戦略性に伴う面白さ。(たとえば、高速で移動できる選手と低速でしか移動できない選手の両方がいるなかで、いかに攻撃と防御を最高度の効率で実施するか、最適設計をどう行うか、という面白さ)などを指摘できるだろう。

そして、このような面白さは、すでに、車椅子バスケットボールにおいて、楽しまれている面白さ、なのではないだろうか。それは、健常者スポーツに近似しているがゆえに楽しまれている面白さとは違うものなのではないだろうか。そういう点を、国際パラリンピック委員会も、パーデュー&ハウ（2013）も見落としているのではないだろうか。

5. おわりに

ここまで、今回翻訳をしたパーデュー&ハウ（2013）論文の標準的意義と現代的意義を簡単に述べてきた。しかし、この論文の意義は、さらに詳しく述べていくに価するものがあると思っている。この論文のキーワードに「包括性（インクルージョン）」があるが、パーデュー&ハウが述べているような、軽度障害だけでなく重度障害をも包括するべきだ、というような立場からの「包括性（インクルージョン）」の考え方以外に、「障害概念が当てはまる人間に楽しめるだけではなく、当てはまらない人間にも楽しめるものとして、障害者スポーツという概念を培っていくべきだ」という立場からの、つまりは、樫田（2020a, 2020b）のような立場からの「包括性（インクルージョン）」も考えられてよいはずだ、という、よりラディカルな議論との関係も考えられてよいだろう。

そのように考えて行くならば、結局、障害の「社会モデル」をどこまで幅広く考えて行くことができるか、という問題に行き着くはずだ、という見通しを樫田は持っているが、この点については、次稿を期したい（注2）。

付記1

訳稿の部分の第二訳者として、平澤彩乃氏の名前を挙げている。氏は、現在、神戸市外国語大学の大学院外国語学研究科の2年生であるが、今回の翻訳にあたっては、出版社との交渉メールの原案の作成のほか、著者との連絡や下訳の作成など、大量の時間を費やして本訳業を支えてくれた。本翻訳がいささかなりとも読みやすいものになっているとすれば、その達成のかかなりの部分は氏の語学力と繊細さのおかげである。記して感謝したい。

付記2

この解説は、科学研究費補助金（課題番号 20K20782, 及び, 15H03411）による研究成果の一部である。

【注】

- 1) IWBF（2020）を参照せよ。
- 2) とはいえ、これまでも、類似の発想でいくらかの論考を書いてきた。藤野・樫田（2017）、および、樫田（2019）を参照せよ。

【文献】

- 藤野久美子・榎田美雄, 2017, 「ルールや環境から直接規定されないものとしての実践——女性競技者による車椅子バスケットボールの場合」『現象と秩序』7: 81-106.
- IPC n.d. 「How do Para sports ensure there is a level playing field between athletes with different impairments?」(IPC の WWW サイト中の『クラス分け: よくある質問』コーナーの冒頭部分) (<https://www.paralympic.org/classification/faq>, 2020 年 6 月 5 日確認)
- IPC, 2020, 「Wheelchair Basketball could lose Tokyo 2020 spot」(IWBF への通告内容) (<https://www.paralympic.org/news/wheelchair-basketball-could-lose-tokyo-2020-spot>, 2020 年 6 月 5 日確認)
- IWBF, 2020, 「IWBF Statement on IPC Classification Decision」(<https://iwbf.org/2020/01/31/iwbf-statement-on-ipc-classification-decision/>, 2020 年 6 月 5 日確認)
- 榎田美雄, 2019, 「障害社会学の立場からの障害者スポーツ研究の試み」榎原賢二郎編『障害社会学という視座——社会モデルから社会学的反省へ』新曜社, 65-87.
- 榎田美雄, 2020a, 「障害社会学の立場からの障害者スポーツ研究の試み——社会モデルを障害社会的に乗り越える」(日本スポーツ社会学会第 29 回大会, 口頭発表 (WEB 発表), 2020 年 7 月, https://drive.google.com/drive/folders/1aeDlQf2_li2Wda8jFR3vn9h4-UY1LUBI?usp=sharing, 2020 年 7 月 4 日確認)
- 榎田美雄, 2020b, 「スポーツ社会学が実践の学になるための 2 つの方法——設計主義的思い込みから自由になること, 及び, シークエンスあるいはシステムへの注目」『スポーツ社会学研究』28(2): 43-56.
- Purdue, David E.J. and P. David Howe, 2013, “Who’s In and Who Is out? : Legitimate Bodies Within the Paralympic Games,” *Sociology of Sport Journal* 30(6): 24-40.
- 渡正, 2012, 『障害者スポーツの臨界点——車椅子バスケットボールの日常実践から』新評論.

『現象と秩序』投稿規定・執筆要領

『現象と秩序』編集委員会

2015年 10月 26日改訂

2017年 9月 30日改訂

2018年 3月 20日改訂

2019年 3月 10日改訂

2020年 3月 16日改訂

1. 投稿資格

『現象と秩序』編集委員会委員本人およびその紹介者は、『現象と秩序』に投稿することができる。

2. 原稿の種類

1) 投稿する原稿の種類は、人文・社会科学及びそれらに関わる学際領域の原著論文、ショート・ペーパー、論文、解説・総説、研究ノート、調査報告、実践報告、インタビュー記録、シンポジウム記録、書評、その他編集委員会が適当と認めたものとする。

2) 区分の指定は編集委員会が行うものとする。

3. 査読

1) 原著論文及びショート・ペーパーは査読制とする。査読を希望する原稿については、投稿申込時にどちらの区分を希望するか明記すること。査読を経た論文については、雑誌表紙のタイトルおよび論文の最初のページに「査読論文」と明記する。

2) 査読は編集委員会が行う。

(1) 編集委員会委員による査読が望ましくない場合/困難な場合は、委員会委員以外に査読を依頼することがある。

(2) 投稿から査読結果を通知するまでの期間は最大1ヶ月とする。

(3)本誌は紙版発行とWEB上掲載の両方の手段で学術的見解の公表をするWEB誌であり、したがって、随時投稿が可能である。投稿者は、査読結果が「要修正」となった場合には、必要な修正を行ったうえで2ヶ月以内に再投稿する。再投稿された原稿については、編集委員会が採否を決定し、投稿者に連絡がなされる。採用された場合は、執筆要領にしたがって電子ファイルによる完全原稿を作成し、編集委員会（当面は、〒651-2103 神戸市西区学園西町3-4 神戸市看護大学内榎田研究室, Kashida.yoshio@nifty.com）宛に、提出しなければならない。

4. 発行

冊子での発行は年1回、10月の発行を原則とする。編集委員会が形式要件を確認した日をもって原稿受理年月日とする。電子媒体による完全原稿は随時受け付け、掲載決定されたものについては、必要と希望におうじて随時ホームページ上で公開する。投稿者は投稿論文等がWeb上で公開されることを予め承認すること。

5. 執筆要領

1)原稿は邦文、欧文のいずれでもよい（いずれも、横書きのみ）。

2)電子ファイルによる完全原稿は以下の様式に従って作成する。

3)原稿はMicrosoft Wordで作成すること。

4)原稿はA4サイズとする。余白は横組みの場合は、上35mm、下30mm、左右それぞれ30mmとること。

5)図表および写真はできるだけ論文の本文中に挿入する。

6)字体、字の大きさ、段落は以下に従って作成すること。

(英語論文の場合)

タイトル：英語のタイトルはTimes系フォント、16ポイント、太字、タイトルの脇に雑誌タイトル等を記載する。英文の雑誌タイトルは、**Interdisciplinary Journal of Phenomena and Order**とする。

『現象と秩序』投稿規定・執筆要領

サブタイトル：タイトルに準じるが字数によっては、フォントを12ポイント程度にまで小さくしてもよい。

著者名：Times系フォント，12ポイント，太字。

所属：Times系フォント，11ポイント。また，Corresponding authorが分かるようにしたうえで，メールアドレスも付記すること。

Abstract：Times系フォント，11ポイント。

Key Words：Times系フォントでサイズ11ポイント，イタリック。

本文，引用文献：2段組み，Times系フォント，11ポイント。1頁の行数は50行程度。

英文原稿に限り，各段落間に1行の空白行を挿入する。

日本語文献を文献表に載せる際には，英訳とローマ字表記の両方を載せるか，ローマ字表記のみを載せるかは，執筆者の任意とする。なお，外国語文献のうち邦語訳が出版されているものに関しては，訳書・訳論文の書誌情報を日本語で掲載する。

（日本語論文の場合）

表題：日本語のタイトルはゴシック体フォント，16ポイント。

副題：表題に準じるが，字数によっては，12ポイント程度にまで字を小さくすることができる。

著者名：ゴシック体フォント，12ポイント。所属：明朝体フォント，11ポイント。責任著者が分かるようにしたうえで，メールアドレスも付記すること。

英語によるタイトル，著者名，所属，Key Words：所属の次に英語によるタイトル，著者名，所属，Key Wordsを入れる。体裁は上記英語論文と同じ。

本文，参考文献，註：1段組み。小見出しはゴシック体，11ポイント。本文は，明朝体フォント，11ポイント。1頁の行数は36行程度。字数は40字程度。

6. 経費

当面は発行者が負担する。PCからのプリンター出力可能な完全原稿を提出しない者は，版下作成にかかる経費の負担をお願いする場合がある。抜き刷りの提供はないが，執筆部分のPDFファイルが提供される。

7. 書式

上に指定した以外の書式に関しては，特別の理由のないかぎり，『社会学評論スタイルガイド（第3版）』（<http://www.gakkai.ne.jp/jss/bulletin/guide.php>）に従うものとする。

『現象と秩序』投稿規定・執筆要領

但し，見出し，及び，小見出しは左寄せとする。また，見出し，及び，小見出しの後に行空けを行わない。更に，将来の J-Stage 掲載を見据えて，文献表においては，同一著者が連続する場合であっても「——」表記はせず，繰り返しの著者名表記とする。

【編集後記】『現象と秩序』第13号をお届けします。

このコロナ禍の時代に、人文・社会科学は何ができるのでしょうか。この問いに有効に答える論文に第一論文（加戸論文）はなっていると思います。ウイルスという、私たち人間を寄生対象として必要としながら、その一方で苦しめる存在は、その寄生という側面に注目するならば、人間と環境の共生メカニズムの一部にすぎません。したがって、共生でありながらも宿主（の一部）を殺害する存在であるというこの理不尽さには、既視感があります。アトピー性皮膚炎に関していえば、「かゆみ」というマイナス事象を、搔くことに伴う「喜び」は、逃れがたいほど魅力的で嗜癖に至ります。このメカニズムの合理性が、嗜癖一般の合理性とどの程度同じでどの程度違うのか、是非本文をご覧ください。人文社会科学の論考は、それを読んだからといって問題が解決する訳ではありませんが、理解はできるようになります。理解すれば受入れが可能になります。ここに、人文社会科学の価値があるのでしょうか。

第二論文は、医療考古学で著名な遠部氏のフィールドワーク論文です。本誌はハイブリッド雑誌なので、紙版とどうじに、Web版も同時公開されています。Web版ではぜひとも写真の美しさをご堪能ください。

第三論文は、音楽療法特集の続編的論考です。一つの雑誌が、ある思考を順々に深めていく論考を継続して掲載していくならば、そこに、学術コミュニティが発生すると信じております。生活社会学の論文としても秀逸です。ご感想など頂ければ幸いです。

第四論文は、NHKではありませんが映像の世紀である20世紀を社会学的に分析しようとするものです。ビデオ関連論文が大量に載っている本誌らしい論考といえるでしょう。

最後の翻訳とその解説は、スポーツ社会学の論考であるとともに、障害社会学的研究でもある論考です。また、東京パラリンピックとの関係を考えれば、時事評論的な論考ともいえるでしょう。したがって、こちらについてもご感想など頂ければ幸いです。

ご感想・ご意見は、企画編集室宛に電子メールで頂戴できると幸いです。99%即日でお返事を差し上げます。どうぞよろしく願いいたします。（Y.K.）

『現象と秩序』編集委員会（2020年度）

委員長：堀田裕子(愛知学泉大学)、委員：檜田美雄(神戸市看護大学)、中塚朋子(就実大学)
編集幹事：尾崎友祐(神戸市外国語大学)、編集協力・印刷協力：村中淑子(桃山学院大学)

『現象と秩序』第13号 2020年 10月31日発行

発行所 〒651-2103 神戸市西区学園西町 3-4

神戸市看護大学 檜田研究室内 現象と秩序企画編集室

電話・FAX) 078-794-8074 (檜田研), e-mail: kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848

ONLINE ISSN : 2188-9856

<http://kashida-yoshio.com/gensho/gensho.html>